



グローバル・コンサーン 02号

Global Concern No.2

[巻頭言]

- 心のなかの防疫線 稲葉奈々子

[特集1] 外国につながる子どもたちの進路保障——小中学校の支援を経て高校、大学へ

- 文科省検討チームによる外国人の子どもの教育支援について 三好圭
- 大阪府立高校の枠校の取り組みから見てきた成果と課題 森山玲子
- 自分と同じ境遇の子どもたちのために 大川ヘナン
- 誰もがチャンスをつかめる社会 オオルイジョアン
- 全国の高校進学格差と特別枠 鍛治致
- 外国につながる子どもたちの大学進学 樋口直人

[特集2] 学ぶ×働く移民女性たち

- 無条件で支えてくれる人々とともに 高山ユキ
- つねに前に向かう河の流れのように 山崎パチャラー
- 学ぶことは生き延びること 戎香里菜

[投稿論文]

Institute of Global Concern, Sophia University

- 隣人愛と人類愛 菊地了
- 「子どもの貧困」からみる不就学 山野上麻衣

[報告]

- コロンビア辺境にみる和平合意後の新展開 ドラ・バルガス
- 「HeForShe 性加害を生まないためにできること? 声をあげ、耳を傾ける?」... 三浦まり
- ソフィア哲学カフェ 堀越耀介

研究所活動報告

目次

巻頭言

心のなかの防疫線	稲葉奈々子	1
----------	-------	---

特集1 外国につながる子どもたちの進路保障——小中学校の支援を経て高校、大学へ

文科省検討チームによる外国人の子どもへの教育支援について	三好圭	3
大阪府立高校の枠校の取り組みから見えてきた成果と課題	森山玲子	14
自分と同じ境遇の子どもたちのために	大川ヘナン	25
誰もがチャンスをつかめる社会	オオルイジョアン	26
全国の高校進学格差と特別枠——ナショナル・ミニマム設定のため	鍛冶致	29
外国につながる子どもたちの大学進学	樋口直人	36

特集2 学ぶ×働く移民女性たち

無条件で支えてくれる人々とともに	高山ユキ	48
つねに前に向かう河の流れのように	山崎パチャラー	52
学ぶことは生き延びること	戎香里菜	58

投稿論文

隣人愛と人類愛——チャリティーとフィランソロピーについての哲学的考察	菊地了	65
「子どもの貧困」からみる不就学 ——外国籍の子どもへの不就学問題の20年をふりかえって	山野上麻衣	86

報告

コロンビア国境にみる和平合意後の新展開 ——エクアドルとの国境地域トゥマコの現状から	ドラ・バルガス	104
女性に対する暴力撲滅の国際デー記念シンポジウム 「HeForShe 性加害を生まないためにできること～声をあげ、耳を傾ける～」	三浦まり	122
ソフィア哲学カフェ	堀越耀介	143

研究所活動報告		148
---------	--	-----

巻頭言 心のなかの防疫線

稲葉奈々子

2019年度は新型コロナウイルス問題に終わり、2020年度は新型コロナウイルス問題で始まった。上智大学も3月の卒業式にはじまり、4月の入学式など新学期の一連の行事を中止し、春学期の授業はすべてオンラインで行うことになり、キャンパスへの立ち入りもできなくなった。いつどこで誰から感染するかわからないがゆえに、社会全体が疑心暗鬼に陥っている状況に、10年以上前にマリ共和国を訪れたときのことを思い出した。

1度目は、大学の共同研究者たちと一緒にだった。私もそうだが、共同研究者たちもアフリカ研究が専門ではなかった。では何のための旅行だったかといえば、植民地主義を切り口として、現代アフリカの社会や文化を研究しようとするものだったのだが、ここでは研究の中身はさておいて、そのときの同行者たちの防疫体制がすごかった。出発前に可能な限りすべてのワクチンを接種するのはもちろん、到着後は、食事前に手だけでなく、皿もフォーク、ナイフも除菌ティッシュで消毒する。ガイドの唾から髄膜炎に感染しないように、距離をとる。蚊に刺されないように、どんなに暑くても肌は露出しない。同行者だけではなかった。レストランで近くの席だった欧米系の旅行者と思われる人たちは、瓶に口をつけて直接飲むことを避けるために、ストローでビールを飲んでいて、「危ない菌やウイルスが蔓延しているから」である。何らかの対策は必要だろうから、万全の防疫体制をとること自体に問題があるわけではない。それでも違和感を拭い去れなかったのは、どう見ても、現地に住むほとんどのマリ人はそのような防疫線の外側に置かれていたからだ。

2回目にバマコに行ったときは、フランスから帰国した移民の調査のためだった。ちょうど友だちのフランス人マリ人と滞在時期が重なって、彼女が居候していたマリ人が住む下町で、手弁当で小学校を開校したマリ人たちに何度か会った。その校長が、「ホテルに泊まるなら、うちに泊まってよ」と何度も頼んでくる。ホテルに払う金があるなら、自分の家に宿泊して1泊1ユーロでも2ユーロでも払ってもらえると助かる、ということなのだが、私はためらった。ホテルでないとWi-Fiに接続して仕事ができないからという、もっともらしい理由はあったが、実は私の頭のなかにも防疫線が引かれていたと思う。

その校長が、たびたび発熱しては寝込んでいる。理由をきくと、マラリアに罹っており定期的に高熱がでるのだという。抗マラリア薬は飲んでいないという。副作用が強いため、短期間の旅行中に限って飲むことはありえても、予防のために一生飲み続けられるような薬ではないのだ。彼の家に泊まるという選択肢は完全になくなった。ところが今度は、私と同じホテルに滞在していた日本人研究者が夜中に発熱した。彼女にはマリ人の恋人がいて、その人の故郷で現地の人と同じ生活をしたあとのバマコ滞在であった。苦しいから救

急車を呼んで欲しいというので、電話をしたところ、空港で怪我人がでたとかで救急車は出払っているという。医者は電話で問診しながら、緊急性はなさそうだから、翌朝病院に来ればいいという。朝になって病院で診療を受けたところ、チフスだった。伝染病なのでそのまま入院かと思いきや、ホテルに戻って普通に生活してよいという。そういわれても、ホテルのほうから滞在を拒否されるかと恐れたが、オーナーも従業員も「あら、じゃあ夕飯どうする？」というぐらいで、特に心配する様子もない。その後私がバマコからパリに戻ってしばらくして、マリーもマラリアに罹って苦しんだと知らされた。

つまり、普通に生活していると、かなりの確率で何らかの病気に感染してしまう社会なのだ。だいたい、私が訪問した頃のマリーの平均寿命は約53歳であった。ほぼ、今の私の年齢である。病気を避けるためには、衛生管理の行き届いたホテルに閉じこもって外出は必要最低限にするしか方法はない。まさに新型コロナウイルスが蔓延した日本の現状である。旅行者とマリ人の間に引かれた防疫線は、外出せずにテレワークで給料がもらえる私のような正社員と、これまでどおり普通の生活をしていると感染のリスクが高まるとわかっていても、仕事に行かざるをえない職業や雇用形態の人たちの間に引かれている。あるいは閉じこもることができる安全な家がある人と、そうでない人の間にも引かれている。何か月かはわからないが、しばらく耐えればウイルスの拡大は終息するであろう。しかし、防疫線は心のなかにとどまらず、安定した生活を送る層と、そうでない層の間の格差と不平等を、今よりもくっきりと示す政治的な線となるだろう。この格差と不平等は、ウイルスと同様、意識的に取り組まなければ消えないし、多くの人の命を脅かすだろう。

大学も、今は防疫対策で手一杯だが、事態が収拾した暁には、防疫対策が残した禍根に研究機関として取り組まねばならないだろう。

稲葉奈々子 (いなば ななこ) (グローバル・コンサーン研究所所長)

特集 1

外国につながる子どもたちの進路保障—小中学校の支援を経て高校、大学へ

上智大学グローバル・コンサーン研究所/JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 実社会対応プログラム」共催シンポジウム (2019年7月6日於上智大学開催) 記録

報告 1 文科省検討チームによる外国人の子どもの教育支援について

三好圭

皆さんこんばんは。文部科学省の総合教育政策局で外国人児童生徒に対する日本語指導を担当しております、三好と申します。今日は、お話しさせていただく機会をいただきまして、大変ありがとうございます。短い時間ですが、文部科学省の教育推進検討チームの報告書の概要を、簡単にご説明させていただきます。

図1-1 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告概要～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

背景 近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。
景 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討 (2019年1月～6月、8回開催)。

重点的に進めるアクション

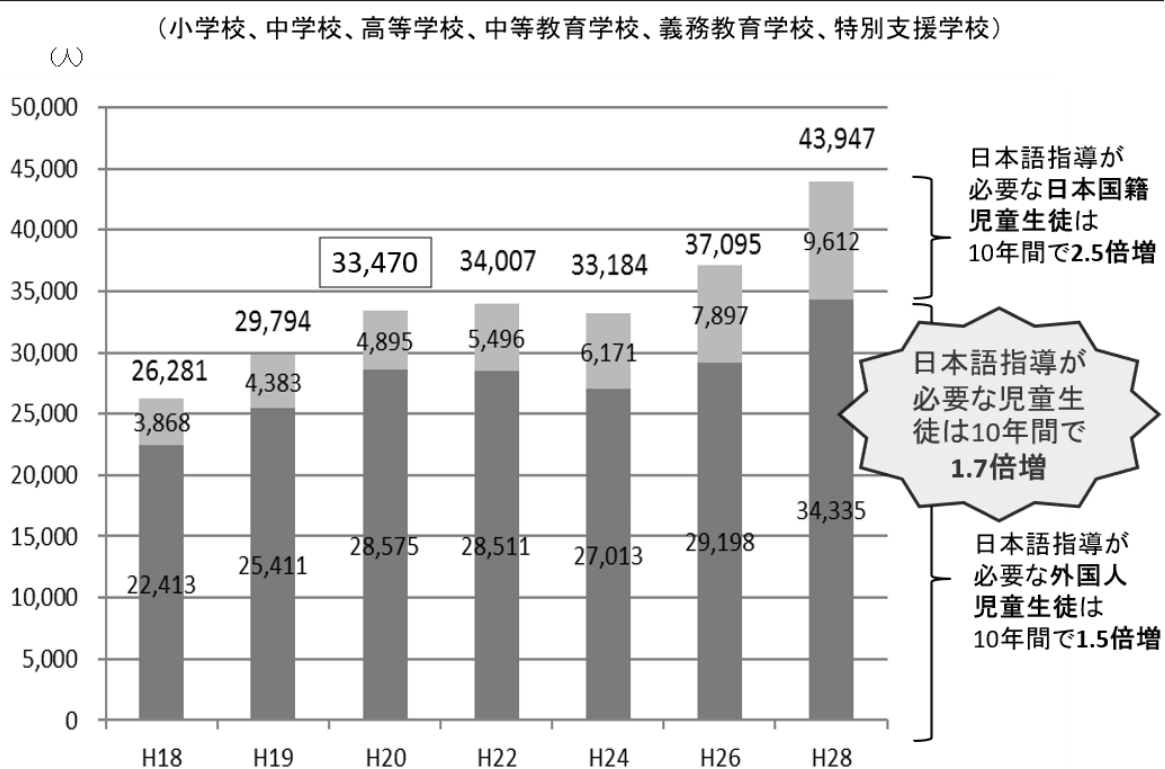
外国人児童生徒等への教育の充実	
<p>学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実</p> <p>① 学校における教員・支援員等の充実 ・多言語化への対応 (多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実)</p> <p>② 教員の資質能力向上 ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保</p> <p>③ 進学・キャリア支援の充実 ・高校生に加えて、中学生の支援を充実 ・高校入試における外国人児童生徒への特別な配慮を促進</p> <p>④ 障害のある外国人の子供への支援 ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置 ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実</p>	<p>地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生</p> <p>⑤ 外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進 ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実 ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド (仮称) を作成</p> <p>⑥ 夜間中学の設置促進等・教育活動の充実 ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進 ・日本語指導等を含む教育活動の充実</p> <p>⑦ 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実 ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進</p>
外国人に対する日本語教育の充実	留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底
<p>① 日本語教育の機会確保 ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進 ・日本語学習 ICT 教材の対応言語を拡大 (8→14言語)</p> <p>② 日本語教師の質の向上 ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方 (2019年3月)」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及</p> <p>③ 日本語教育機関の質の向上 ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続</p>	<p>① 留学生の国内就職の促進 ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定 ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施 ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載</p> <p>② 留学生の在籍管理の徹底 ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化 ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化 ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認</p>

外国人児童生徒、子どもに対する教育の充実ということと、それから生活者としての外国人に対する日本語教育の充実と、それから留学生の国内就職促進、管理の徹底のうち今日はその中から本日のテーマである外国人児童生徒のところを中心に、お話をさせていただきたいと思います。

図 1-1 に「外国人児童生徒等への教育の充実」として、1 番から 7 番までの 7 つの柱を

示しております。今年の1月に、浮島副大臣のリーダーシップのもとで、文部科学省のいろいろな人間が集まって、検討チームを作ることになり、1月以来、議論を重ねてきました。先ほどお話にもありましたように、8回にわたって各界からのいろいろな関係者の先生と、あるいは我々が現場に視察に行くということもしながら、議論を重ねてきました。

図1-2 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



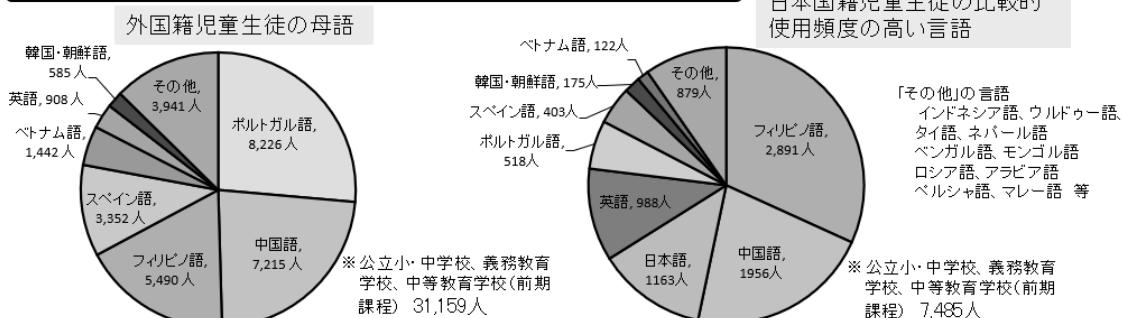
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」

外国人児童生徒のごくごく基本的なところだけ申し上げますが、図 1-2 をご覧いただくとわかりますように、この10年間で1.7倍に増えています。外国人児童生徒「等」と申し上げますが、下の部分が外国籍の方、上は日本国籍を持っているけれども、日本語指導が必要な方ということで、下も上も両方増えていることが見て取れます。4万4000人ということで、これは3年前のデータですが、もうすぐ新しい最新のデータを公表する準備を進めています¹。

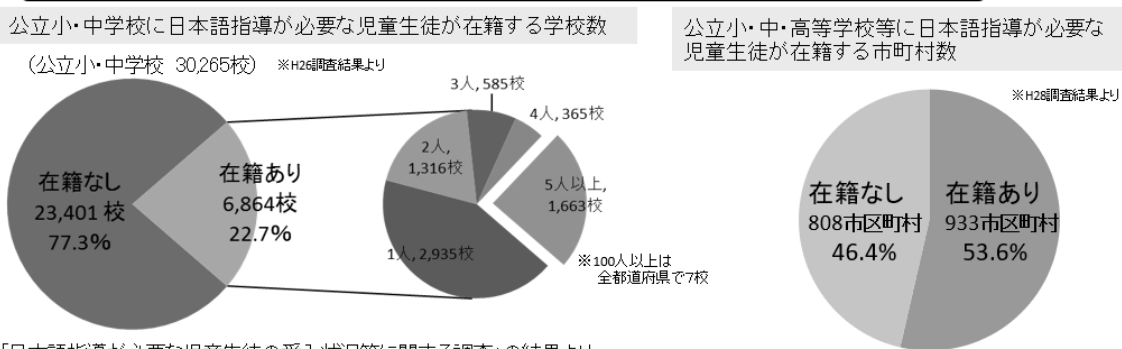
¹ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)の結果について」(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569.htm)

図1-3 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

そして、最近の特徴ですが、こちらの円グラフをご覧くださいとわかりますように、いろいろな言語を話す方がいます(図1-3参照)。外国籍の方ですから、英語と中国語と韓国語だけではなく、多様な言語を話す方がいらっしゃるがこの円グラフからわかる。そして、下の方の円グラフは、集住地域と散在地域のそれぞれの課題がありまして、愛知県や群馬県など、外国人の方がたくさん労働者としていらっしゃる地域であるところでは、学校の定員の半分が外国籍の方で占められていることもあります。この間私がお話をお聞きしたのは、愛知県の知立市の、知立市東小学校で、今年の新入生、小学一年生のうち8割の方が外国籍ということでした。一昔前では考えられない状況です。

しかし一方で、地域の中でほとんど日本語の指導が必要ないところもあって、実はそういう散在地域こそ、日本語指導が必要な方が入ってきた場合に、誰が、どうやって、どういう手順で、日本語を教えていけばいいのか、ということをお組織としても、先生個人の質としても確立したく、この集住地域と散在地域両方の対策が必要だと考えています。そして、今の学校現場ではどのような形で日本語指導が行われているかということですが、「特別な指導」と書いておりまして、いわゆる「取り出し授業」というような形で、例えば月曜日の3時間目と水曜日の3時間目は日本語指導が必要な人は、この教室にみんな集まって、そこで国語の勉強あるいは算数の勉強をしようという形で授業が展開されているのが一般的です。それが必ずしも全員に保障されているわけではないというのが、今の状況で

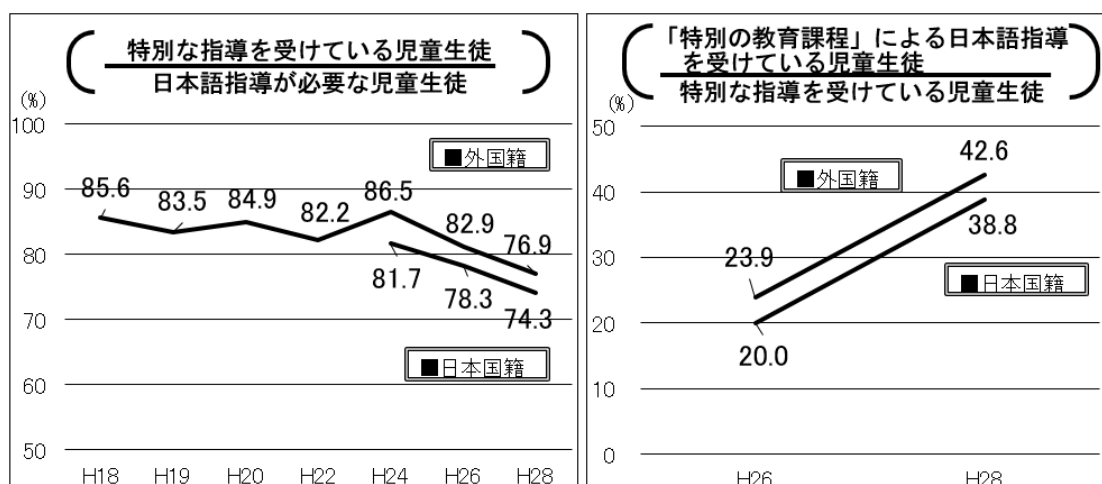
すので、この折れ線グラフを、どうやって上げていくかも大きな課題になっています (図 1-4 参照)。

図1-4 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で**76.9% (6ポイント減)**、日本国籍の者で**74.3% (4ポイント減)**となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ**42.6% (18.7ポイント増)**、**38.8% (18.8ポイント増)**となっている。

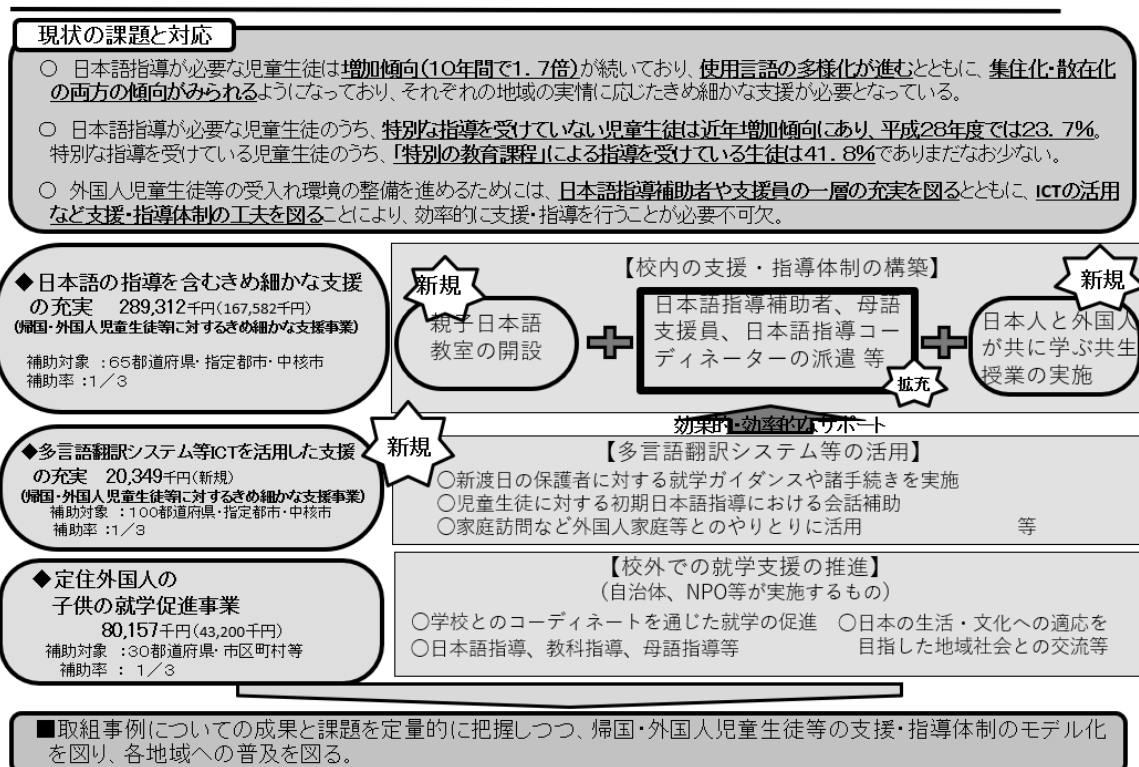
※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



こういったごく簡単な背景状況ですが、それでは、図 1-1 の「外国人児童生徒等への教育の充実」の①から⑦に沿って、どのようなことを報告書に織り込んでいるかを、申し上げます。まず①は、教員や支援員の充実ですが、先生の確保につきましては、義務標準法という、先生の定員に関する法律があるのですが、それが改正されて、平成 29 年に施行されています²。日本語指導が必要な人 18 人に 1 人あたりの先生を、基礎定数としてつけていくということで、今その切り替えが進んでいます。こういった学校の先生をサポートする役割を期待されているのが日本語指導の支援員の方、或いは、母語支援員、つまり通訳のようなことを担当する方ですが、そういった方々の確保については、図 1-5 の「日本語の指導のきめ細かな制度の充実」という予算で人件費の補助を行なっています。去年の入管法の改正があり、それから外国人の方がどんどん増えているという中で、この予算額も、去年からほぼ倍増という形で伸ばしている状況です (図 1-5 参照)。

² 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 5 号)

図1-5 帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の整備 2019年度予算額 389,818千円 (前年度予算額 210,782千円)



しかしまだまだ足りないというご指摘もたくさん頂いているところです。それから先ほど多言語化ということで申し上げましたが、それへの一つの解決策として、多言語翻訳システムなどの、ICT を活用した支援ということで、タブレットに多言語翻訳システムのようなものをインストールして、授業の補助に使ったり、三者面談の時に、保護者の方とやり取りする時に使うといったことについても支援をしています。さらに遠隔教育を使って、散在地域の方にも、日本語の指導ができる体制づくりを実証研究のレベルで進めているところです³。

³ 文部科学省「遠隔教育システム導入実証研究事業」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1404422.htm)。

図1-6 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修
モデルプログラム開発事業

2019年度予算額 : 12,395千円
(前年度予算額 12,342千円)



日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。
(参考)
日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導(放課後の教科の補習等)ができていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導(「特別の教育課程」による日本語指導)ができていない学校が2202校ある。(日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校(外国籍)・3611校(日本籍))

大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する
体系的なモデルプログラムを開発・普及

H29	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施(対象:教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等) ○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討 ○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定
H30	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルプログラムの試行(大学、教育委員会、学校、NPO等(20機関程度)における養成・研修において実施) ○モデルプログラムの成果の分析、評価の実施 ○モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集
H31	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成 ○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催 ○日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開

URL: <https://mo-mo-pro.com/report>

次に2番目の柱ですが、教える先生の質をどう向上させるかということで、現在教壇に立っている学校の先生の大半は、自身の教職課程中に、日本語の指導のやり方は習っていないわけです。ですので、OJTで学んでいるのが現状ですが、それをもう少し体系的にやろうということで、先生を養成、研修するためのモデルプログラムを、今年度完成させます。あとはそれをどう、システマティックに展開するかになります(図1-6参照)。それから日本語指導アドバイザーということで、地方の都道府県、そして市区町村の教育委員会で日本語指導を行うための研修に、中央からアドバイザーを派遣するという制度も、今月から始まりました⁴。これから大々的に宣伝をしていくつもりで、地域で体系的に、日本語の指導の研修の仕組みを作っていきたいと思っています。

次に、障害のある外国人の子どもの支援についてです⁵。1つだけ申し上げますが、これは特別支援教育課が調査研究をしまして、発達障害の可能性のある児童生徒に対する、合理的配慮の研究事業で、今年度は二箇所を実施しています。日本語指導が必要で、かつ発達にも不安がある方について、どのような形でアセスメントをして、どういう教育を提供するかについても、知見を高めたいと考えています。

⁴ 文部科学省「外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の実施について」※2020年度より名称変更
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm)

⁵ 文部科学省「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409214.htm)

それから、進学キャリア支援の充実について申し上げます。去年の秋に、初めて公表したのですが、高校の中退率ということで、日本語指導が必要な生徒の中退率が年間で9.6%、1割弱というようなデータを公表しました（図1-7）。1年間で1割中退してしまうということは、3年間で3割の方が中退してしまうことになります。そしてその残った7割の中で、大学に進めるのが4割ということです。

**図1-7 平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査
高校生等の中退・進路状況に関する調査結果（速報値）**

※本結果はあくまで速報値であり、見直し等の結果最終的には異なる数値になる可能性がある。
※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。
※全高校生等のデータは、各年度の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出。

1. 中途退学率

※ここでいう「中途退学率」とは、当該年度中に中途退学した生徒数／当該年度に在籍している生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**9.6%**（平成30年度、特別支援学校の高等部は除く）
（全高校生等）：**1.3%**（平成29年度、特別支援学校の高等部は除く）

2. 進路状況

① **進学率** ※ここでいう「進学率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等に進学等した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**42.2%**（平成30年度）
（全高校生等）：**71.1%**（平成30年度）

② **就職者における非正規就職率** ※ここでいう「非正規就職率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した後就職した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**40.0%**（平成30年度、全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ）
（全高校生等）：**4.3%**（平成30年度、全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ）

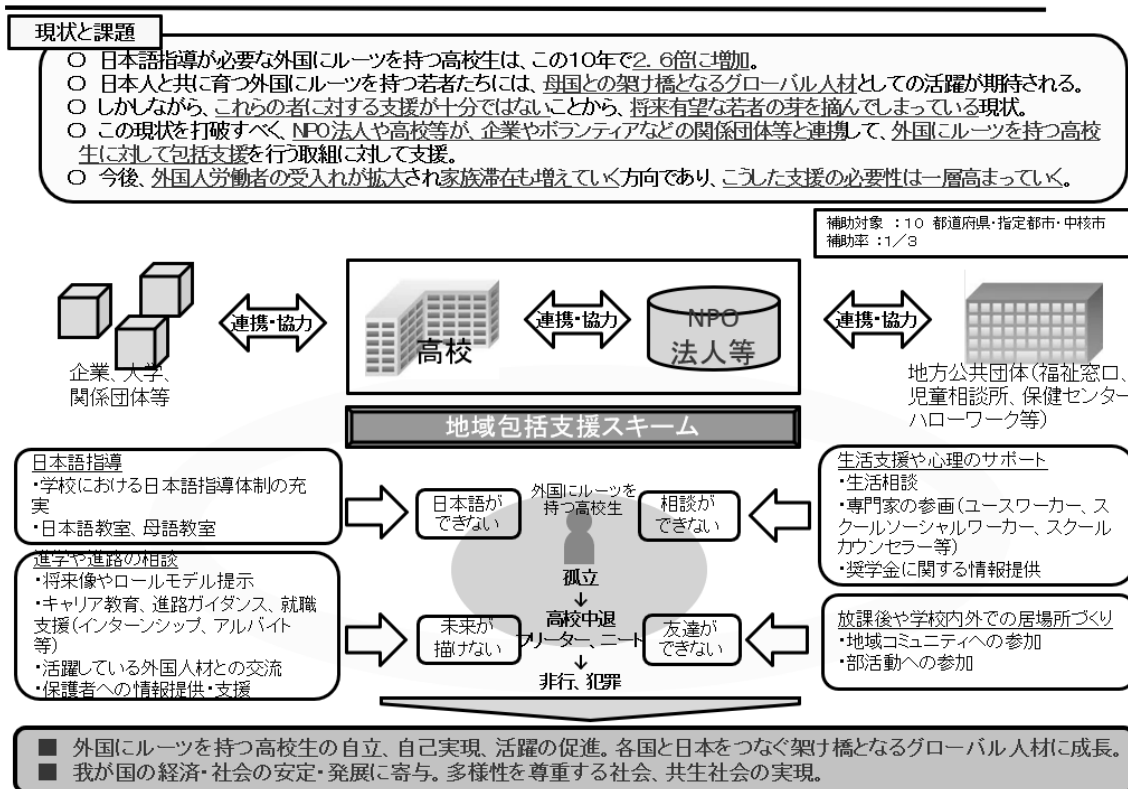
③ **進学も就職もしていない者の率** ※当該年度に高等学校等を卒業した後進学・就職（・帰国）していない生徒数（不詳、死亡は除く）／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等：**18.2%**（平成30年度）
（全高校生等）：**6.7%**（平成30年度）

（参考）日本語指導が必要な高校生のうち約52%が定時制高校に在籍（平成28年度）。

図1-8 外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業
(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

2019年度予算額: 100,000千円
(新 規)



やはり、日本語指導が必要な方も、きちんと高校を卒業して、希望に応じて大学に進めるような仕組みを作っていくなくてはならない、ということで、これも今年度から新しく始めた事業ですが、日本語指導だけではなく、生活面のサポート、進路相談、そして放課後の居場所づくりなどを包括的に提供する事業も始めています(図1-8参照)。これは今全国6カ所でやっていますが、勉強を教えるだけではない支援もこれからますます重要になると思います。

そして、高等学校における受け入れでも、やはり日本語指導が必要な方は、入試の面でもいろいろなハンディキャップを負っているものです。各都道府県でも、様々な工夫が成されているところですが、特別定員枠の設定や、入試の際の受験教科の軽減といった取り組みが成されているところもあります(図1-9参照)。我々も、こういった知見を集積して、この県ではこういったことをやっている、ということをも共有して、取り組みを促していきたいと考えています。

図1-9 高等学校における受入れ

公立高等学校の入学選抜における、外国人生徒の特別定員枠の設定

→14都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良)

公立高等学校の入学選抜における、外国人生徒に対する受験教科の軽減

→11府県で設定

(茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛知、大阪、鳥取、熊本)

公立高等学校の入学選抜における、外国人生徒に対する学科試験をすべて免除

※外国人児童生徒に対して、学科試験を実施しないことを指す(面接や作文は実施)。

→3道県で設定

(北海道、千葉、長崎)

参考:文部科学省「平成30年度高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等
について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

そして次に、⑤ですが、就学状況の調査ということで、これも新聞などで取り上げられました。今回国で初めてですね、国会で浮島副大臣がやりますと宣言していただいたものですが、不就学のお子さんが外国籍のお子さんにはたくさんいるだろう、という推定はされていましたが、今回初めて国として、各自治体に対して調査をして、義務教育の学校に通っている方が何人いるのか、そして外国人学校に通っている人は何人いるのか、どこにも通っていない方が何人いるのか、それをどういう自治体がどれぐらい把握しているのか、ということ調べているところです。現在はそのデータを集計しているところで、またその結果も公表して政策に結びつけたいと考えています⁶。

それから⑥は、夜間中学のお話ですが、それぞれの地域で最低1つは設置をしていくということで⁷、その取り組みを進めることを検討チームの報告書の中にも書かせていただい

⁶ 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)について」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00001.htm)

⁷ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/decision0621.html>)、首相官邸「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/>)、文部科学省「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」報告

(https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm)

ております。今年度も新しく夜間中学が設置されていますので、こういった夜間中学の利用促進も図っていききたいと考えています。

図1-10 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項	
1. 新時代に対応した義務教育の在り方	
○ 基礎的読解力などの 基礎的な学力の確実な定着 に向けた方策	
○ 義務教育9年間を見通した 児童生徒の発達 の段階に応じた 学級担任制と教科担任制 の在り方や、 習熟度別指導の在り方 など 今後の指導体制 の在り方	
○ 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む 教育課程 の在り方	
○ 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒 に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒 一人一人の能力、適性 に応じた 指導 の在り方	等
2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方	
○ 普通科改革など 各学科 の在り方	
○ 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、 STEAM教育 の推進	
○ 時代の変化・役割の変化に応じた 定時制・通信制課程 の在り方	
○ 地域社会や高等教育機関との協働 による教育の在り方	
3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方	
○ 外国人児童生徒等の 就業機会の確保 、教育相談等の 包括的支援 の在り方	
○ 公立学校における外国人児童生徒等に対する 指導体制の確保	
○ 日本の生活や文化 に関する教育、 母語の指導 、 異文化理解や多文化共生 の考え方に基づく教育の在り方	等
4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等	
○ 児童生徒等に求められる 資質・能力 を育成することができる 教師の在り方	
○ 義務教育9年間で 学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階 に捉え直すことのできる 教職員配置や教員免許制度 の在り方	
○ 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画 等の在り方	
○ 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など 教員免許更新制の実質化	
○ 多様な背景を持つ人材 によって 教職員組織を構成 できるようにするための 免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境 の在り方	
○ 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する 教師の専門性向上のための仕組み の構築	
○ 幼児教育の無償化を踏まえた 幼児教育の質の向上	
○ 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障 するための方策	
○ いじめの重大事態、虐待事案 に適切に対応するための方策	
○ 学校の小規模化を踏まえた 自治体間の連携等を含めた学校運営 の在り方	
○ 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用 を含む条件整備の在り方	等

そして7番目、最後になります。異文化理解、多文化共生の考え方に基づく教育の充実ですが、これについては、本当にこれから一生懸命考えなければいけないと考えています。図1-1は、新しい時代の初等中等教育のあり方について、2019年の4月に中央教育審議会に諮問がなされたものです⁸。4本の柱のうち的一本、3番のところに、増加する外国人児童生徒への教育のあり方が位置付けられています(図2-10参照)。これは、かなり画期的なものだと思います。新しい初等中等教育のあり方の4つのうちの1つが、外国人児童生徒の問題ということで、文科省としても本当に取り組みを進めていかなければならないという意気込みを伝えさせていただいています。そしてこの分野については、専門的な議論も必要となっていますので、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、2019年6月27日に第一回の会議を開かせていただきました。こちらの会議でいただいた年度内を目途に、異文化理解や多文化共生に関する教育のあり方などについても議論を

⁸ 文部科学省「新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問)」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1415877.htm)

して、成果をとりまとめていきたいと考えています⁹。この種から芽がでて花が咲いて施策の充実につながるよう、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、また注目をしていただければと思います。以上です。

三好圭 (みよし けい) (文部科学省総合教育政策局)

⁹ 文部科学省「外国人児童生徒等の教育の充実について (報告)」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html)

特集 1

外国につながる子どもたちの進路保障—小中学校の支援を経て高校、大学へ

(上智大学グローバル・コンサーン研究所/JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学
研究推進事業 実社会対応プログラム」共催シンポジウム記録)

報告 2 大阪府立高校の枠校の取り組みから見てきた成果と課題

森山玲子

こんばんは、大阪府立長吉高校から参りました森山と申します。私は枠校の1つの長吉高校に17年間勤めております。与えられたテーマは、「大阪府立高校の枠校の取り組みから見てきた成果と課題」ですが、枠校全体といっても分かりませんので、長吉高校での取り組みを中心に、お話をさせていただきます。

さっそくですが、大阪府で枠校というのは、「日本語指導が必要な帰国生徒、外国人生徒入学者選抜」のことです。

図3-1 大阪府立高校の「枠校」について

「日本語指導が必要な帰国生徒・ 外国人生徒入学者選抜」

学 校

2001年～長吉高校〔総合学科(エンパワメントスクール)〕

門真なみはや高校〔総合学科〕

2002年～八尾北高校〔総合学科〕

2003年～成美高校〔総合学科〕

2005年～布施北高校〔総合学科(エンパワメントスクール)〕

2016年～福井高校〔総合学科〕

2017年～東淀川高校〔普通科〕

図3-2 大阪府立高校の「枠校」入試について

人 数:大阪府教育庁が指定する人数

対 象 者:中国から帰国した者または外国籍を有する者で、
原則として、小学校第4学年以上の学年に編入した者

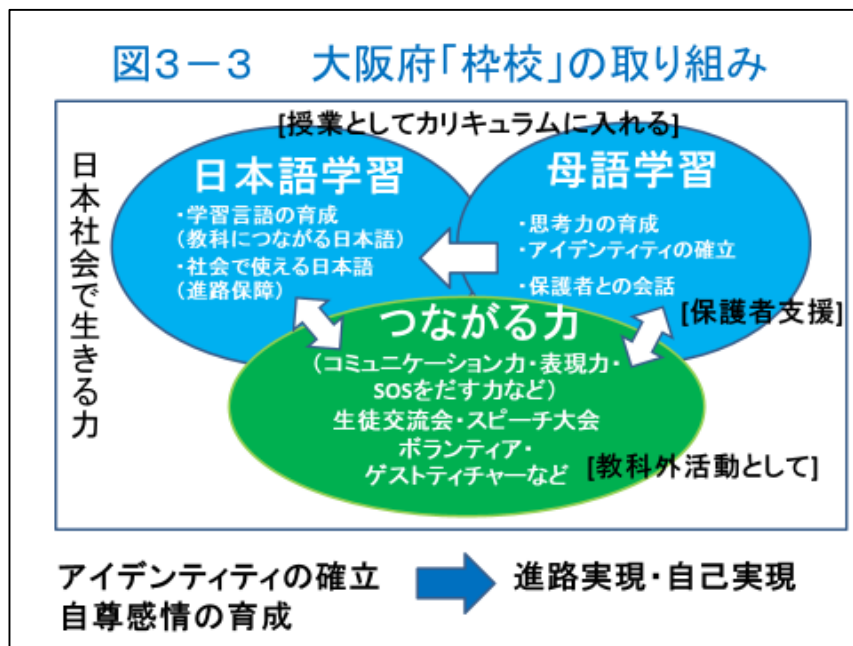
検 査:「数学」「英語」の学力検査 と「作文」
※作文は日本語以外の使用が認められる

- ・各教科の学力検査において、ルビをつけた学力検査問題を配付する
- ・作文の題意の理解を支援するため、キーワードとなる語について、受験者が希望する外国語を併記する
- ・受験者が希望する英語以外の外国語の辞書の持ち込みを2冊まで可能とする

図3-1にあるように、現在7校ありますが、長吉高校は2001年より、枠校として、帰国・渡日生をサポートしております。長吉高校がどのような高校であるかは、今年の6月にちょうど文科省から学校の紹介をホームページにアップしていただいておりますので、ここでは割愛させていただきます。後ほどゆっくりご覧ください¹。私の実感で申しますと「しんどい思いをしている子どもたちとしっかりと向き合って、日々格闘している」そんな高校です。そのしんどい思いをしている子どもの中に、かつて、今もそうですが、中国からの帰国生徒やアジアからの渡日生がいたので、2001年に教員の側から要望し、枠校になったと聞いております。

次に、大阪府の枠校入試の特徴についてお話します。一つ目は、入試の作文で日本語以外の言語、つまり生徒さんにとっての母語や継承語で書くことが認められるということです(図3-2参照)。私はこの入試を考えた方、決断された方は本当にすごいなと思っています。そしてもう一つは、中学校での成績は一切関係なく、数学と英語の学力検査(ルビうちはありますが他の生徒と同じ日本語で作成された問題です。)のみを課していることです。入試の時点での日本語力は問いません。ですから、各校の取り組みも、「母語」を大切にするという理念に基づいて行われています。

¹ 学び続ける高校プラットフォーム・みらいの職員室「単位制から学年制への大きな転換。常に生徒と向き合い続ける高校の奮闘・大阪府立長吉高校」(https://mirashoku.mext.go.jp/activities/post_008.html)



次に、大阪府枠校での取り組みについて説明します。この図は枠校7校のエッセンスを私なりにまとめたものです。高校3年間の目標は、「日本社会で生きる力」、「自立する力」をつけることだと思います。(図3-3参照)。

そのために、授業としては、「日本語学習」と「母語学習」をカリキュラムに取り入れています。ちなみに長吉では、3年間で最大6時間母語の学習を選択できます。日本語科目も3年間で10時間ほど学べるようになっていました。しかし、枠校になった当初からこのようにカリキュラムが整っていたわけではなく、試行錯誤の中で、生徒たちが頑張って成果を出してくれたこともあり、また、大阪府教育庁からの支援もあり、このような支援体制を獲得できたのです。長吉高校を例にとりますと、枠校ができた1期生の時は予算も人材も確保できず、中国語のネイティブの常勤講師の先生お一人と、ブラジルのサポーターの方のお2人でした。しかも、授業の中での母語学習は難しく、放課後のクラブ活動の中で、おこなっていましたが、すると、母語支援者のいない、タイとかフィリピンの生徒が学校を辞めていくんです。文科省の方が先ほど中退率が高いと報告されていましたが、その状況はよくわかります。何とか中退する生徒を減らそうと必死で取り組みました。各言語の母語学習が不安定ながらもできるようになったのは5年目、5期生くらいからです。ちょうどその時に初めて、フィリピンルーツの生徒が高校を卒業できるようになったと記憶しております。

もう一つ、大阪府枠校の大きな特徴は、「つながる力」の育成です。「大阪府立学校在日外国人教育研究会」、「府立外教」と呼ばれる教員の研究団体がありまして、その会が主催し、同じルーツを持つ生徒が出会える場としての「交流会」や、母語や継承語によるスピーチ大会を開催しており、それらの活動を通して、他校の生徒ともつながる機会がたくさん

んあることです。枠校以外の高校に在籍し1人でさみしい思いをしている生徒も行事に参加することで、仲間とつながることができます。またその場で教職員もつながることができるので、他府県で枠校はできたけれども、枠校間でも情報共有がうまくできないというお話をお聞きしたことがあります。大阪府枠校では、教員同士も、母語学習や日本語支援についてまた入試情報などの情報を共有する機会があることが強みです。

枠校7校それぞれ、特色はありますが、「自分の言葉や文化に自信をもち、違っていることを受け入れた上で、日本社会で生きていくための言葉やつながる力を育成する」という考えは共通していると思います。

次に、成果の方に行かせていただきます。図3-4では3点あげましたが、一番大きな成果は、卒業生です。枠ができたおかげで、外国につながる子どもたちが、まず入学できる、そして卒業できるようになった。さらに、進学または就職して日本社会で自立して社会に貢献している。そういう卒業生こそが長吉の誇りです。そしてこの卒業生たちは、ルーツを持つ、もっと小さな小・中学生のロールモデルにもなっています。

図3-4 大阪府「枠校」の成果

- ① **進路保障** →多くの生徒が卒業し、自己実現
 - ・卒業→進学・就職→日本社会で自立、日本社会に貢献
 - ・小・中学生のロールモデルとなる
- ② **ネットワークの形成** →ひとりぼっちにならない
 - ・卒業後も、生徒同士が、日本社会の中で同じルーツ、または、ルーツをこえてつながっている
 - ・信頼できる日本人、日本社会とつながっている
- ③ **多文化共生社会の広まり**
 - ちがいを豊かさにできる社会へ
 - ・「枠」以外で入学したルーツをもつ生徒（“ハーフ”や日本生まれの生徒たち等）も共に活動
 - ・教員、日本人生徒や保護者の気づきや学び

図3-5 長吉高校の卒業生(18年間)

- ・「枠」(転入学・二次や秋入試での配慮生徒含む)
卒業生 215人
(卒業率:単位制85%、エンパワ96%)
- ・「枠」に係らず、日本語や母語等の支援を受けた
卒業生 268人
(卒業率:単位制83%、90%)

大阪府では、枠入学の生徒だけでなく、いきなり海外から転校してくる生徒も「編入生」として、全く日本語が話せなくても高校に受け入れています。長吉高校では二次募集や秋入試を実施していた時期もあり、9月から日本語が全く話せない入学生も入ってきていました。募集定員の5~6%に加え、なんらかの配慮や枠を使って入った生徒のうち、本校を卒業した生徒は、215人でした。先程の報告では、高校に入学しても3割が退学し、卒業するのが約7割とおっしゃっていましたが、本校の卒業率は大きく上回っていると思います(図3-5参照)。

また、長吉高校では、枠で入った生徒だけでなく、枠外で入学した生徒にも必要があれば日本語も母語や継承語も支援しています。例えば、今、2年生のブラジルの生徒さんで、日本生まれ日本育ちですが、ずっと家庭ではポルトガル語、そしてブラジル人コミュニティで育ったので、話は日本語でもできて、日本語の読み書きが十分でない生徒さんがいます。その生徒さんは枠で入学した生徒たちといっしょに、読み書きを中心に、日本語の授業を受けております。また、日本生まれ日本育ちで家庭での共通語は日本語というフィリピンにルーツを持っている生徒さんも、継承語として「ネイティブ・フィリピン語」を選択することができ、2年生では4人の日本生まれの生徒さんが枠で入った生徒と一緒にフィリピン語の授業を受けています。このように、枠のあるなしにかかわらず、必要な日本語や母語の支援を受けて卒業した生徒が、この18年間で268人いました。卒業率を比べてみると、枠以外で入学した生徒を含む方が低いですね。ということは、枠はすごく大事なのですが、そこにも属さない、幼い時に日本に来たとか、日本育ちである生徒さんの方が、本校だけの特徴かもしれませんが、現場での経験からすると、問題が見えにくい分、指導も難しいです。

図3-5 卒業後の進路 ～長吉高校の場合～

長吉高校の卒業生

- ・「枠」(編転入学・二次、秋入試の配慮生徒含む)
卒業生 215人(卒業率:86%)
- ・「枠」に係らず、日本語や母語等の支援を受けた
卒業生 268人(卒業率:84%)

図3-6 2003～2018年
長吉高校ルーツ卒業生徒 ルーツ別

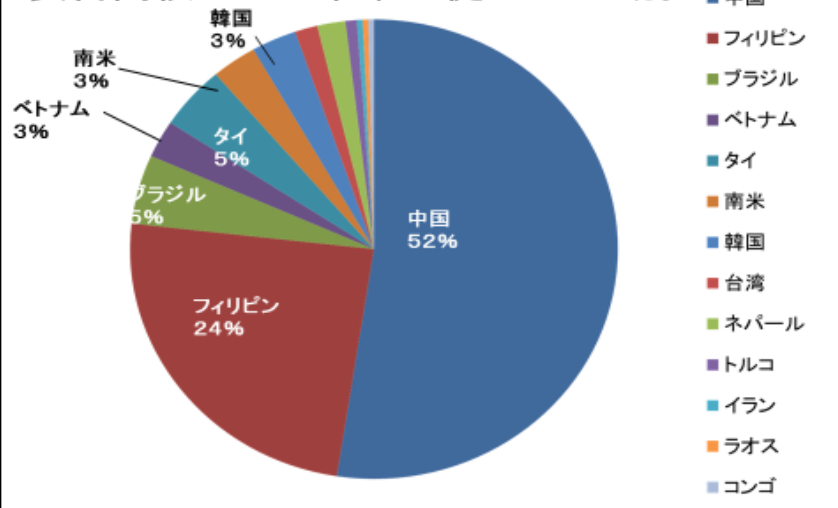


図3-6は、長吉の卒業生のルーツ別です。2001年当初は、帰国者を中心に、中国の生徒さんが多かったのですが、どんどん多言語化していきました。順番は上から入学者の多い順です。円グラフは卒業者ですので、順番からいくとベトナムの方が入学者は多いのですが、タイやブラジルの方が卒業生の数は多いです。

図3-7 長吉高校ルーツ生徒の進路先1

・ 2003年度卒業～2018年度卒業(16年間) 進路先

《国公立大》

◆筑波大

情報工学大学院→大学院

比較文化

人文科学日本語

◆三重大 工学部→大学院

◆山口大 工学部→大学院

◆和歌山大 観光学部

◆大阪府立女子大 人間教育

◆神戸市立外国語大学 国際関係学

図3-8 長吉高校ルーツ生徒の進路先2

《私立大四年生》

◆同志社 商学部、グローバルコミュニケーションなど

◆関西大 総合情報、工学部
文学部、法学部 など

◆立命館大 理工学

◆甲南 経済

◆藤谷 国際

◆摂南大 外国語学部

◆関西外大

◆京都外大 英語

◆桃山学院 経済、国際

◆阪南大 経営、観光

◆ノートルダム女子大

◆大阪女学院 英語

◆大阪商大

◆大阪産大

◆大阪国際 授業料全額免除3

◆プール学院 授業料全額免除1

◆大手前大 授業料全額減免特待生5

◆甲南女子大 ◆大阪電気通信大

◆大阪学院大 ◆大阪羽衣大

◆京都橘大 ◆京都精華大

◆姫路獨協大 ◆神戸国際大

《私立短大》

◆大阪女学院短大 特待生1

◆キリスト教短大

◆大阪国際短大

◆大阪学院短大

◆大阪産短大

◆産業技術短大

◆大阪芸短大

《海外大学》

◆北京大 ◆復旦大

◆廈門大

◆中国医科学院 ◆上海貿易大

◆フィリピンの大学 ◆トルコの大学

◆ブラジルの大学 ◆オーストラリア留学

続いて、卒業した生徒の進路先です。(図 3-7、図 3-8) 特に、進路保障は、日本での経済的自立に直結するので、母語と日本語を生かして、進学できるよう指導に力をいれてきました。16年間で国公立へ8名、難関私立とよばれる4大へも13人、それ以外にも多くの生徒が進学しています。図 3-8 に授業料全額減免とあります。これは何かというと、フィリピンの生徒さんは英語ができるので、有名な関西の私立の大学に合格してしまうのですが、続かなくて辞めてしまう。理由はいろいろですが特にお金が続かない。そこで考えたのが面倒見のいい、授業料を全額減免してくれる特待生制度のある学校に進学する方法

です。その中の一人は先ほど文科省の方のお話にもあった夜間中学を卒業して本校に入学してきたフィリピンの生徒さんで、授業料全額減免で大学卒業して、現在はまだ常勤講師ですけれども、府立高校の英語講師として後輩たちの指導にもあたっています。

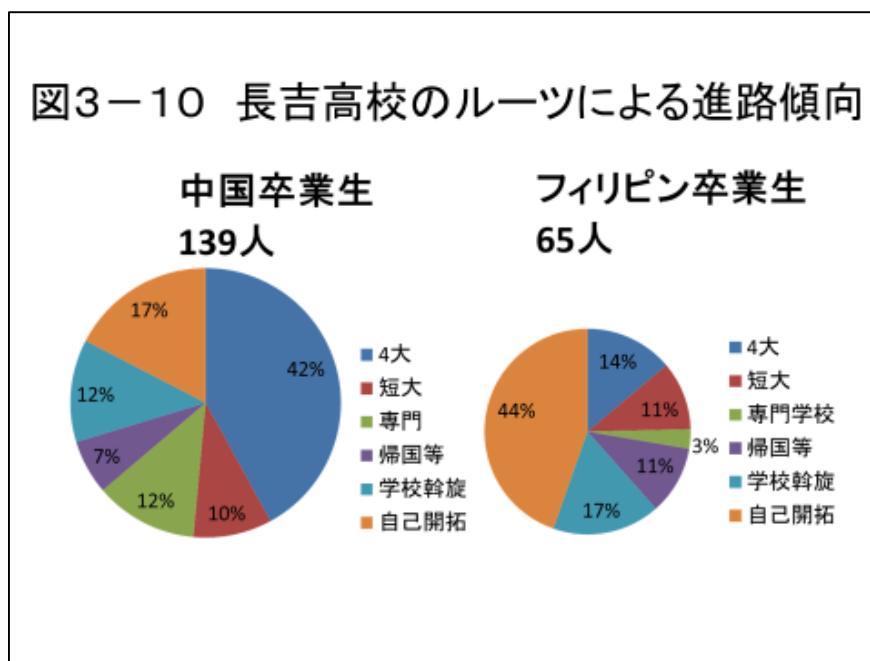
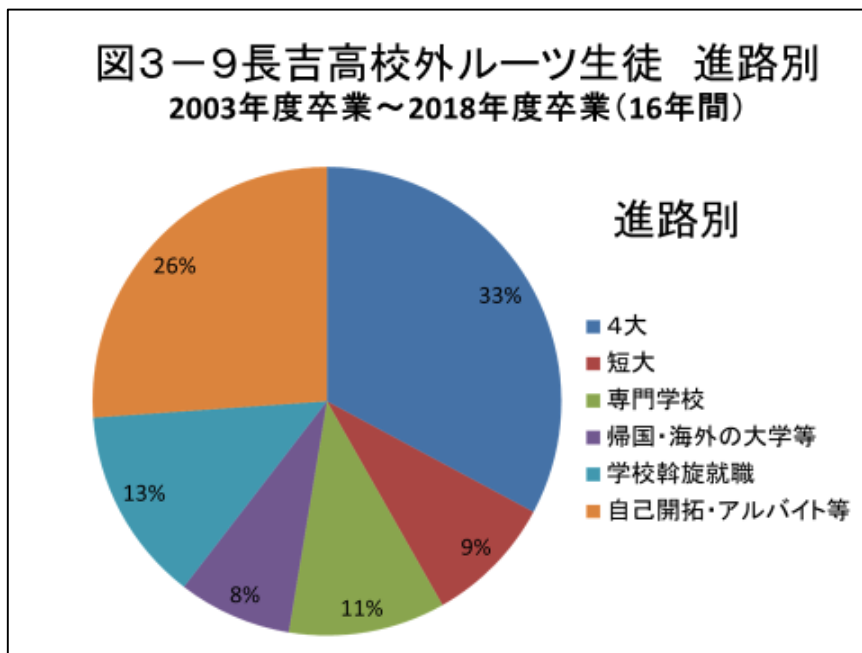


図3-9にあるように4大、短大、専門学校を合わせると50%以上の生徒が日本で進学しております。こうやってみると簡単なようですが、とても大変で時間もかかるのです。毎年多くの先生方が休みも返上してパーソナルポートフォリオの作成を指導したり、つきっきりで小論文を添削したり、まるで、一畝、一畝と土を耕すように進路指導を通じて生徒

の可能性を掘り起こしています。梓が始まった2001年より長吉に勤める中国語のニナン教諭は、昨年だけでものべ38回、土日を使って生徒と保護者をオープンキャンパスに引率しています。保護者が日本の大学システムを知らないので通訳しながら教育の重要性を訴え、奨学金の紹介から受験まで細やかに指導しています。

図3-9にある「帰国」というのは、例えばフィリピンの生徒さんで経済的に厳しい生徒さんは、日本の大学では奨学金を借りても続けることがしんどいので国に帰って大学に行ったり、ブラジルの生徒さんの場合はリーマンショックの後に帰国したりしました。また、中国ルーツの日本国籍をもつ生徒さんであれば、中国の有名大学に日本国籍を利用して進学するということがあります。図3-10のようにルーツ別で見ると、フィリピンの生徒さんは大体進学するのが4分の1くらい、あとは就職ですが、中国の生徒さんは7%の帰国も大体進学のためなので、あわせると7割ぐらいが進学しています。本校は、梓校7校の中では、ルーツは多様化しており中国の生徒さんの割合が50%弱と低い方なので全体の進学率も帰国をあわせても6割くらいですが、梓生徒のほとんどが中国の生徒さんという学校が7校の中にはあって、そういう学校では、より進学率が高いです。

さらに、進学先を卒業した後も、多くの卒業生が、言語やルーツ、その多様性を活かしながら、日本社会または国際的に活躍しています。大手企業に就職し中国の環境保全に貢献している卒業生や中国系航空会社に就職し新航路の開拓や観光客誘致に携わっている卒業生、また、大阪府の公立高校で教員として採用され教壇に立って活躍しているベトナムの卒業生などもいます。詳しくはあとで、卒業生のOrui Joaoさんにお話ししてもらいます。

日本社会で自立し貢献しているということ以上に、大きな成果だと思っているのが、2番目のネットワークの形成です。外国人やマイノリティーは、同化圧力の強い日本社会では攻撃の対象となったり排除されたりして孤立してしまうことがよくあります。しかし長吉で学んだ生徒さんは、同じルーツを持った生徒同士だけでなくルーツを超えても本当によくつながっているのです。信頼できる日本人と出会い日本社会の一員として学校という安全安心な居場所を経験している生徒は、卒業後も、誰かにSOSを出せたり、相談したりできる。卒業しても一人ぼっちにならない、孤立しないということです。今はSNSがあるので、母国に帰国した生徒さんや退学した生徒さんともつながっている場合もあります。そういう日本社会の中で孤立しないということはすごく大切な成果だと思っています。(図3-4参照)

3つめは、多文化共生社会の広まり、違いを豊かさにできる社会へということ、日本人、私たちへの影響です。「梓」があることによって入ってきた多様な生徒たちは、周囲を変えていく力をもっていました。自分たちとは違った文化や価値観、生き方があるということを周囲の生徒たちだけでなく、教員にも保護者にも気づかせてくれました。違いがあ

るといふことは、自然なことです、時によってはその違いが対立や混乱をもたらしたことも幾度とありました。「枠」がない方がラクかもしれません。しかし、「枠」があったからこそ、お互いに新たな可能性を見つけ成長できたと思います。

(図 3-4 参照)

図3-11 大阪府「枠校」の課題1

①「枠」の取り組みの継承と広まり

- ・人材確保・育成
 - ネイティブ教員の採用／母語支援者の確保
 - 校内コーディネータの育成(管理職の理解)

- ・大阪府のフレームづくり←

大阪府立学校在日 外国人教育研究会

 - 「枠」校間の連携
 - 小点数在在との連携
 - NPO、大学等研究機関との連携

図3-12 大阪府「枠校」の課題2

②高校における日本語教育の確立

- ・日本語の専門家としての教員採用
- ・シラバス・教育法・教材の開発
(漢字圏と非漢字圏)

③法の壁

例)・「家族滞在」:

- 就労不可・日本学生支援機構利用不可
- ・不安定な親の滞在資格→帰国へ

最後に、大阪府「枠校」の課題です。3点あげさせていただきます。まず一点目は、枠の取り組みの継承と広がりということです。先ほども人材確保、人材の育成ということで文科省の方からお話がありました。先ほどは小中学校中心のお話でしたが、高校に枠校を作るのであれば、ぜひ高校の教員の支援や拡充も応援していただきたいと思います。大阪で

は元々在日朝鮮人教育の現場でもまれた先生方が、卒校の基礎をつくられ、「ニューカマー」生徒の支援も担っておられました。しかし、次々と退職されてしまい世代交代が急務です。二点目は、高校における日本語教育の確立、そして最後に一番厚い壁、法の壁という課題もあります。

一応、時間となりましたので、課題については、私たち現場の力だけではどうにもなりませんので、またこれからもいろんなところでご支援をお願いしたいと思います。以上です。

森山玲子（もりやま れいこ）（大阪府立長吉高等学校）

特集 1

外国につながる子どもたちの進路保障—小中学校の支援を経て高校、大学へ

(上智大学グローバル・コンサーン研究所/JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学
研究推進事業 実社会対応プログラム」共催シンポジウム記録)

報告 3-1 自分と同じ境遇の子どもたちのために

大川ヘナン

こんにちは、大川ヘナンです。今、大阪大学の大学院で、主に日本にいる外国人の子ども
の教育問題について研究をしています。私はどちらかというとジョアンさんとは逆とい
いますか、ヒーローに出会わなかった方の生徒で、8歳の時に日本に来て、先に親が出稼
ぎとして日本に来ていたので、その後におばあちゃんと一緒に来ました。で小学校の時に
日本を転々として、高校の時に名古屋の高校に入ったのですが、あまり良い高校ではなく
て、中学校の段階で名古屋に引っ越したのですが、学校では僕だけが外国人で、先生もそ
ういった外国人のためのサポートみたいなのも全く知らない状況でした。そのあと高校に
入り、勉強はずっとできなかつたんですけど、大学進学は周りの友達もみんなしていたん
ですが、私はお金がなくて進学できず、その時にちょうどブラジルに戻ればブラジルの大
学に進学できるかと思って実際に帰ったら、教育を全部日本で小学校から受けていたの
で、向こうでも大学に入れなかつたんですよ。歴史とかそういったものも全部こっちで
勉強していたので。向こうでもうまくやっていけず、友達はいなかつたですし、そうい
った話が理解できる人もいなくて、そこから日本に自分で戻ってきて、1年間アルバイトを
して、まあもちろんその時には予備校に通うお金や時間もなくて、簡単に入れて学費が安
い大学を選んで受験したという感じですね。その時に、外国人枠という入試枠があつたん
ですけども、僕が小学校2年生、8歳の時に来ていたので、そういった枠も活用できなく
て、帰国生枠はできるのかときいたらそれも出来ず、まあ簡単に定員割れしてそんな大学
を狙って入ったという感じですね。けれど大学に入ってから勉強が好きになって、そこ
でいろんな奨学金をいただけて、アメリカにも行かせていただいて、その後は日本の商社で、
留学で学んだ英語とポルトガル語と日本語を生かして、海外とビジネスをしていたので
すが、やはり自分みたいに苦しい状況にいる子どもたちというのが僕1人じゃないという
のが心の中にはあって、それに気づいたからには何かをしたいという思いからもう一度大学
院に入って今それに対して自分にできる取り組みを考えているところです。以上です。

大川ヘナン (おおかわ へなん) (大阪大学大学院)

特集 1

外国につながる子どもたちの進路保障—小中学校の支援を経て高校、大学へ

(上智大学グローバル・コンサーン研究所/JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 実社会対応プログラム」共催シンポジウム記録)

報告 3-2 誰もがチャンスをつかめる社会

Orui João

長吉高校を卒業した、Orui João (オオルイ ジョアン)と申します。発表を見ながら、なんかこう涙が出そうな感じだったんですけど(笑)、私も多分このデータのうちの1人だと思います。まさにデータに表れているとおりですね、外国人の家族はたくさん問題を抱えているんですよ。その問題の中には、まあ文化の違いはもちろん、文化の違いでは片付けられないものがすごくあって。

僕の中では、情報を得る力というのがものすごく低いんですね。やっぱり日本の家庭に比べたら、親が大学を出ていないとか、親が大学教育の必要性をそもそも分かっていないとか、そういった家庭がまわりにたくさんありました。私の親も大学を出ていないですし、そういった環境がたくさんあると思っています。さらに、交友関係の範囲が非常に狭いんですね。やっぱり私の親もそうで、工場で働きにきているわけなので、大体わかると思いますけど、そうすると中卒の日本人などと友達になる。なので高校や大学にどうやって進学をするのか、塾に入れるのか入れないのか、そういった情報を得られるような交友関係では全くないんですね。

そういった問題が、全て私たちにかかってくるというわけで、自分で何とかしなきゃいけない、あるいはヒーローの先生に出会うか、そういうパターンしかないんですね。私の場合はとてもラッキーで、小学校6年生で日本に来た時に校長先生が接待室でですね、私たちに一对一で日本語の講座を校長先生自身がしてくれたりとか、そのまま中学校に上がってもまたヒーローのような先生がいて、その先生の助けがあって私は今ここに立っていると言っても過言ではないと思っています。まあただヒーローの先生に頼るのはあまりにも再現性のないものであると思っています。全員が出会うことはできないので、やっぱり仕組みとして対応すべきかなと私は思っています。

もう1つ大きな問題があって、金銭面ですね。私も例外じゃないですが、そこに座っている森山先生に、定期券が買えないからお金を貸してくださいと言ったことが実話としてあって、私の場合は。まあこんな私でも今は大学を卒業して、その背景には多くの方の支援があって、実現しました。やっぱり金銭面においては、親が工場で働きに日本に来たということで、もう選択肢がないんですね。給料を下げると言われたら他に就職先もないから受け入れるしかないんですよ。ボーナスとか、何それ、存在しない、みたいな。でそ

ういった家庭状況が私だけじゃなく、かなりの人を見てきたし、進学を諦めた友人もいます。

そういった友人たちを見てきて、今日ここに立っているのはある意味罪悪感があるわけですけども。なぜ私は行けて、彼は、彼女は行けなかったのか、と考えます。まあそういった問題は多々あるということで、入試に関してなんですが、長吉高校は私が高校入学をしようとしている時に初めて特別枠を取り入れ始めたんですね。私はネット世代なので、インターネットで調べて、こういう学校もあるんだなど、学区が違ったんですけど、長吉高校だけはどの学区からも受け入れてもらえるということで、受けてみようと思って、中学校の先生に相談して受験して。

実際に入ったらまあものすごく偏差値が低い高校で、最初はすごいびっくりして、やっぱり普通の高校が良かったかなと思ったりもして(笑)。けれどやっぱり入ったら受けられる支援の範囲がものすごく広がったんですよ。さらに自分に近い存在の人たちに出会えたのがすごく良かったですね、自分は1人じゃないと思えた。それによって自分のアイデンティティの確立、というか自分は外人だし、もうこのままの顔で生まれたから、中身は日本人っぽいけど仕方ない、これが私のアイデンティティなんだ、と自分を認めるきっかけになったのが良かったですね。

あとは的確な支援でしたね。私母語がポルトガル語なんですけれども、やっぱり忘れていっちゃうんですよ。母語で何も考えられず、話せず、伝えられないという苦痛に高校に入る直前ぐらいから気づき始めて、高校に入って母語の支援があったので、やっぱりピックアップできたんですよ。ポルトガル語の先生が付いてくれたおかげで。それが非常に良かったですね。実はそれは今の私の仕事にも生かされていることでもあります。

あとは、学校の中で自分の得意を活かしたのがすごく良かったですね。その時に、私はいわゆるパソコンオタクで、暇があればプログラミングとかそういうことをずっと高校の時にしていたんですけど、それに気づいてくれた情報科の先生が声をかけてくださって、自分も進学を考えたいな、と思っていたので、筑波大学に、情報学類という学科があって、学力を一切問わない、問題発見、解決能力のみを見る、AC入試があるというのを先生方が見つけてくださったんですね。この入試では自分で資料を用意して、1つの紙に何を発見したか、どうやって解決するかをまとめたんですけど。

まあそうやって無事合格して、筑波大学に入ったんですね。大学に入る利点は、いくつかあって、体系化された教育が受けられるんですね。いろんな新しい情報に触れられる機会があって、自分の知識も広がるし、さらに交友関係も広がるんですね、これらが非常に私にとっては良かった点であります。今でも困ることがあったら大学の友人に連絡しますし。なのでまあ日本社会の一員として活動できるようになりました。

今は外国の現地法人の代表をやっておりまして、従業員20名程度を雇っている会社に成長し、日本の社会に貢献できるようになりました。でもこれらのラッキーな出会いがあっ

たおかげなので、これが全員同等にチャンスを手握る状況にしていかないといけないと思いますので、ぜひ、みなさんもこのような世の中になるように、いい制度を考えていただければと思います。以上です。

Orui João (オオルイ ジョアン) (長吉高校卒業生)

特集 1

外国につながる子どもたちの進路保障—小中学校の支援を経て高校、大学へ

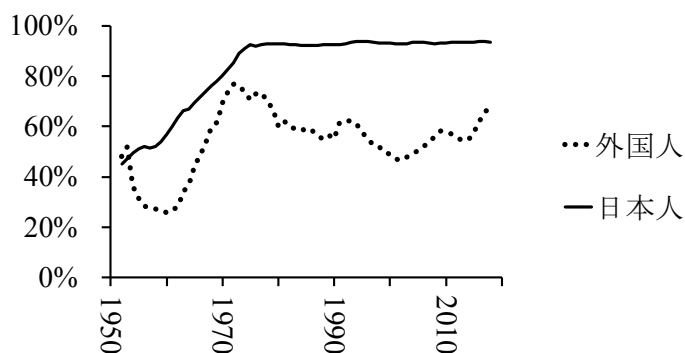
上智大学グローバル・コンサーン研究所/JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 実社会対応プログラム」共催シンポジウム (2019年7月6日於上智大学開催) 記録

報告 4 全国の高校進学格差と特別枠——ナショナル・ミニマム設定のために
鍛治致

皆さん、こんにちは。大阪成蹊大学の鍛治と申します。ではさっそく始めさせていただきます。

まず私は外国につながる子どもたちの高校在学率を調べてみました。一般に公開されているデータとしては文科省の学校基本調査があります。2018年の高校生が1万5217人いました。3年前の中学生は2万2281人いました。さあ、外国籍の子どもたちの高校在学率は何パーセントでしょうか。計算してみますと68.3%です。「え？こんなに低いのか？」って思いませんか。念のため、過去にさかのぼって計算してみたのですが、高校在学率がこのように上がったたり下がったりしてて (図4-1)、学校基本調査は実態を反映していない——すなわち、実態把握の役に立たない——ということが分かりました。

図4-1: 国籍別高校在学率の年次推移



出典：文科省「学校基本調査」

そこで、2010年国勢調査のデータを特別に取り寄せて計算してみたところ、このようになりました。外国籍の親と暮らす高校年齢層の子どもが全国に5万7570人いました。そのうち高校在学者¹が5万0752人、年齢的には高校生だけどまだ中学校に通っている子が1759人いました。したがって、高校在学率は90.9パーセントです²。これは私たちの実感に非

¹すでに高校より上の学校段階——すなわち大学等——に在学している者も含めた。

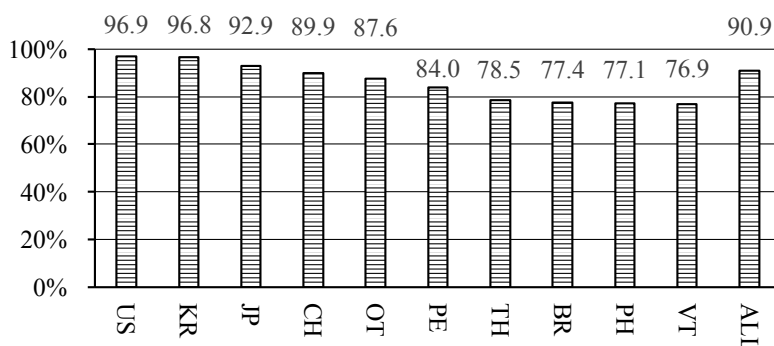
²計算式は $50752 \div (57570 - 1759)$ 。

常に近い数字だと思います。実は外国につながる子どもの大半は親の一方が日本人で、日本で生まれ育ってますし、また、外国籍といっても日本で生まれ育った在日韓国朝鮮人もたくさんいますし、やはりこれぐらいは高校に通えていないとおかしいんです。

次に国籍別の高校在学率はどうか調べてみました。これも、残念ながら文科省では集計していないので取り寄せた国勢調査のデータを用いて自分で計算するしかありません。まず、5万7570人の内訳ですが、日本の国籍を持っている子が56.9%です。これらの子の多くは、お父さんが日本人で、お母さんがフィリピン人だったり中国人だったりするわけです。一方、日本以外の「国籍」³としては韓国朝鮮、台湾も含む中国が多く、ジャパン56.9%、コリア14.4%、チャイナ10.3%の3つを足すともう80%いくんですね。ということで、外国につながる子どもの8割が大体この3つの国籍の子どもたちだということになります。

では、国籍ごとの高校在学率にはどれぐらい格差があるのでしょうか。実はこうなっています(図4-2)。アメリカ(US)の子ども、韓国朝鮮(KR)の子どもは非常に高校在学率が高いです。一方、8割に届いていないのはタイ(TH)、ブラジル(BR)、フィリピン(PH)、ベトナム(VT)の国籍をもつ子どもです⁴。

図4-2: 外国籍の親と暮らす子どもの国籍別高校在学率



出典：2010年国勢調査（調査票情報）

次に、こうした国籍間格差を踏まえた上で、都道府県間の格差についてみていきましょう。でも、その前に注意すべきは、都道府県によって外国人の「民族構成」が異なるということです。たとえば、外国人といっても韓国朝鮮籍が多くを占める京都や大阪では外国

³ 「朝鮮籍」の人々がいることを考えれば「国籍等」といったり「国籍または地域」といったりしなければならぬのだが、今回のところは便宜的に「国籍」という言葉を使っている。

⁴ なお、JPは日本、CHは中国、OTはその他、PEはペルーを示している。国籍間格差の詳細については次を参照して欲しい。鍛治致(2018)「在日外国人の子どもの家庭背景と高校在学率——二〇一〇年国勢調査から」『教育と医学』第775巻、慶應義塾大学出版会、pp.71-77。および鍛治致(2020)「外国籍の親と暮らす高校年齢層の高校在学率と家庭背景等に関する記述統計資料——1980-2015年国勢調査の調査票情報(個票)を利用した集計——」https://www.kikokusha-center.or.jp/resource/ronbun/kakuron/kakuron_top.htm

人の高校在学率が当然高くなりますし、逆に、ブラジル籍やフィリピン籍の割合が多い静岡、岐阜、三重、群馬では低くなるはずです。また、親が高学歴だと子どもも高学歴になりやすいですし、特に外国人の場合、持ち家で生活している子どもは高校在学機会が比較的大きくなることが知られています⁵。さらに、日本人の高校在学率が高い都道府県——すなわち、入りやすく通いやすい高校が元々たくさんあって高校の収容力が高い都道府県——においても、外国人が高校に通いやすくなると予想されます。そういった様々な条件をできるだけまんべんなくそろえて、じゃあ結局のところ、どの都道府県が、外国につながる子どもたちを一般の日本人と分け隔てなく高校に送り出しているのか、その実力を分析したのが以下の表です（表 4-1 の Model 9）⁶。

いかがでしょう。私は大阪に住んでいるので、大阪を基準（参照群）にして、大阪と比べてどうなのかを調べたのですが、このような結果となりました。数値がマイナスになっているところは、子どもたちを高校に送り出す力が大阪より弱い都道府県です。しかも、この星印——アスタリスク——がたくさんついていけばいるほど、大阪との格差が確実にあることを示しています。

こうしてみると、やはり大阪は全国的にかなりいい方なんです。上から読み上げますと、数値がマイナスで、しかも星印が3つついているのは千葉、岐阜、静岡——しかも、岐阜はマイナス 0.49 ということで、この中では数値が一番低いですね。

じゃあ次に、この大阪の「強み」っていったい何なんだろう、大阪の何が外国につながる子どもたちを一般の日本人と分け隔てなく高校に送り出し、高校に定着させているんだろうというのを突き止めるために、いろんな変数を入れてあれこれ試してみたところ、ある1つの変数を入れた途端に大阪の優位性が一瞬で消え去りました。それは何かというと、生活保護をもらっている子どもの割合です。この変数を投入した途端、大阪の優位性がふっとんでしまったんです（表 4-1 の Model 10）⁷。

⁵ 外国籍の子どもたちにおける持ち家と高校在学機会の関係については次の登壇者である樋口直人さんが本稿の脚注に挙げている文献リストのうち「国勢調査に見る外国人の教育——外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」シリーズを参照のこと。

⁶ 出典は次の口頭発表の配付資料。鍛治致（2017）「日本における移民児童の高校進学率とその規定要因——2010年国勢調査データを利用したロジスティック回帰分析——」日本教育社会学会第69回大会、一橋大学、2017年10月21日。

⁷ ただし、全体の56.9%を占める日本籍の子どもたちを除外して同じ分析をしたところ、こうした現象は観察されなかった。したがって、居住する都道府県における児童の被保護率と外国籍の親と暮らす子どもの高校在学機会の関係については、今後さらに詳しく慎重に検討していく必要がある。

表4-1: 外国籍の親と暮らす高校年齢層の高校在学の決定要因 (ロジスティック回帰分析)

	Model 9	Model 10
居住県 (ダミー変数)		
栃木	-0.17	0.16
群馬	-0.17	0.17
埼玉	-0.32 **	0.02
千葉	-0.43 ***	-0.08
東京	0.07	0.36 **
神奈川	-0.25 *	0.05
岐阜	-0.49 ***	-0.14
静岡	-0.36 ***	0.00
愛知	-0.08	0.23 +
三重	-0.33 **	-0.03
京都	-0.22	-0.14
大阪	(参照群)	(参照群)
兵庫	-0.19 +	0.02
その他	-0.32 ***	-0.02
子どもの被保護率※		0.01 ***
その他の変数 (省略)		
(N)	(55,811)	(55,811)
Cox & Snell R ²	0.075	0.075
Nagelkerke R ²	0.169	0.169

※居住県の未成年千人に占める被保護者数(人)の2007～9年における平均値

***: p < .001, **: p < .01, *: p < .05, +: p < .1

これは一体どういうことなのでしょう。子どもに生活保護を気前よく出すと、親が子どもを高校に通わせるようになるのでしょうか。——そう考えてもべつにいいんですが、私は敢えてちょっと違う考え方をしようと思います。すなわち、子どもの生活保護受給率を、行政が社会的な弱者をどれだけ手厚く支援しているかを示す、きわめて優れた指標としてとらえてみたいのです。つまり、外国人の子どもに生活保護を出せば高校在学率が上がるということではなく、弱者に優しい政治の下では子どもに生活保護が出るし、弱者に優しい政治の下では外国につながる子どもが高校に通いやすくなると考えてみたいのです。

では次に、高校入試の外国人特別入学枠にどんな効果があるのか、みていきましょう。ここからの話で使用するデータは、私が20年以上かけて、少しずつ、フィールドワークで調べてきたデータです。もう少し具体的にいいますと、これは大阪府の、ある中学校の中国人卒業生の進路データです (表 4-2)。

さて、表 4-2 には 1.2 世と書いてありますが、これは「中学校から日本の学校に通いましたよ」という子どもたちです。2001 年の時点で通算 45 人の卒業生がいましたが、高校に入れた子は 46.7%しかいませんでした。ところが 2002 年以降の卒業生をみると、33 人のうち、なんと 84.8%の子どもたちが高校に入れるようになったのです。さあ、2002 年にいったい何が起こったのでしょうか。

表4-2: 移民世代別中学校卒業年別最終学歴

単位 (%)

中学校卒業年	1.2世 (中1~3年から日本の学校)			(N)
	中卒	高校入 学以上	合計	
2001年以前	53.3	46.7	100.0	(45)
2002年以降	15.2	84.8	100.0	(33)
合計	37.2	62.8	100.0	(78)

($\chi^2=11.883, df=2, p<.001$)

そうなんです。実は 2002 年、この中学校の近所の高校に、外国人特別枠が設置されたのです。これで、日本にきて 3 年未満の中国人中学生たちが大勢救われたということなんです。枠の設置により、高校進学機会は 6.4 倍になりました。なお、ここでいう 6.4 倍というのはオッズ比のことです⁸。

しかしその一方、——次の図をみて下さい——1.4 世の子どもたち——すなわち小学校高学年から日本の学校に通っている子どもたち——については、高校進学率がたいして上がっていません。というか、私が調査した地域だと、1.4 世の子どもたちは、特別枠なんかなかった時代でも普通に高校に通えてたんですね (表 4-2 続き)。

表4-2: 移民世代別中学校卒業年別最終学歴(続き)

単位 (%)

中学校卒業年	1.4世 (小4~6年から日本の学校)			(N)
	中卒	高校入 学以上	合計	
2001年以前	8.3	91.7	100.0	(24)
2002年以降	0.0	100.0	100.0	(17)
合計	4.9	95.1	100.0	(41)

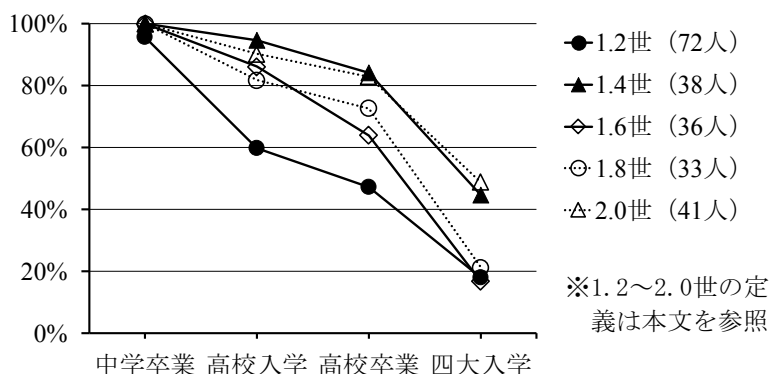
(独立性の検定ができない)

さあ、次がある意味かなりショッキングなデータなんですが、図 4-3 の白い四角と白い丸に注目してください。1.6 世というのは、小学校低学年で来日した子どもたちです。1.8 世というのは、就学前——乳幼児のころ——に来日した子どもたちです。四年制大学にどれだけ入れているのでしょうか。何と、ほとんど入れていないんですね。たったの 2 割です。一方、四年制大学に入れている子どもたちというのは、小学校高学年で日本にきた 1.4 世たち——つまり、特別枠があってもなくても普通に高校に通えていた子どもたち——およ

⁸ 計算式は $(84.8 \div 15.2) \div (46.7 \div 53.3) = 6.4$ である。

び日本で生まれ育った 2.0 世の子どもたちです。

図4-3: 移民世代別学校段階別在学率(ある中学校区の
中国出身中学生: '91~'15年3月卒業生)



さて、1.6世や1.8世の子どもたちに特別枠が使えるかっていうと、使えないことが多いですよ。大阪以外の都道府県をみても、特別枠で受験できる子どもたちは、ほとんどが小学校高学年以降に来日した子どもたちです。実はこれらの子どもたち——特別枠での受験資格がない子どもたち——をどうやって支援したらいいのか——これが、いま非常に大きな課題となっているんです。

とりあえず今日のところは、生まれた場所や来日した年齢によって、特別枠で救済できる子どもたち、特別枠がなくても高校に入れてる子どもたち、特別枠では救済できない子どもたちがいるということを知っていただければと思います⁹。

さあ、そろそろ話をまとめないといけませんね。その前に一つ皆さんにお聞きしたいのですが、皆さんはナショナル・ミニマムという言葉を知っていますか。ナショナル・ミニマムというのは、人として生まれた以上は、国として最低限これくらいのは保障してあげましょうという考え方です。それは賃金だったり、教育だったりするんですが、教育についていいますと、私は人として生まれたからには、日本人だろうが外国人だろうが、やはり最低でも中等教育修了程度——すなわち高卒程度——の教育は保障すべきだと思っています。

そのためにすべきことの1つは、やはり全国の高校入試制度に外国人特別枠を作ることです。ただし、作る以上は中身がともなった良い特別枠を作らないと意味がないと思います。枠だけ設けても中身がなかったら——「入れてやるけどあとは知らない。勝手にしろ」では——みんな中退していってしまいますからね。また、その一方で、さきほど申し上げ

⁹ これより先の詳しい議論については次を参照して欲しい。鍛治致 (2018) 「移民第二世代の文化変容と学業達成——大阪の中国帰国生徒を中心に」『移民・ディアスポラ研究』第8巻, 明石書店, pp.199-222.

たとおり、実は外国人特別枠では救済できない子どもたち——小学校低学年で来日した子どもたちや就学前に来日した子どもたち——も結構たくさんいて、それらの子どもたちをどう支援したらいいのかという問題も提起して私の発表を終わります。ありがとうございました。

鍛冶致（かじ いたる）（大阪成蹊大学）

特集 1

外国につながる子どもたちの進路保障—小中学校の支援を経て高校、大学へ

(上智大学グローバル・コンサーン研究所/JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学推進事業 実社会対応プログラム」共催シンポジウム記録)

報告 5 外国につながる子どもたちの大学進学

樋口直人

私の報告テーマは、大学への進学です。まず、政府の政策的関心をみるため、表 5-1 をご覧ください。この表は、文部科学省が帰国生徒と外国人児童生徒に関して発した通知をまとめたものです。このうち網掛けした部分が帰国生徒に関する通知で、帰国生に対してこういう措置を取ってください、という文科省から学校への依頼になります。それに対して網掛けがない部分は、外国人の子どもに対するものです。両者が大きく違うのは、帰国生徒に関する通知はすべて進路保障について言及しています、進学に対して特別な配慮が必要です、という話なんです¹。一方、外国人の子どもたちに対しては、就学をどうにかしましょうという話であって、進学に関して全然触れていない。要するに、外国人生徒については進路保障などともに考えてこなかった、その意味で帰国生と外国人生徒の扱いの差がものすごく大きいわけです。

表5-1 帰国・外国人児童生徒関係の通知等

外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について (通知) (平成31年3月15日付け30文科教第582号 総合教育政策局長・初等中等教育局長通知)
高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について (平成25年5月20日付け25文科初第243号 初等中等教育局長通知)
外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について (平成24年7月5日付け24文科初第388号 初等中等教育局長通知)
定住外国人の子どもに対する緊急支援について (平成21年3月27日付け20文科初第8083号 初等中等教育局長通知)
外国人児童生徒教育の充実について (平成18年6月22日付け18文科初第368号 初等中等教育局長通知)
高等学校における転入学者等の受入れの一層の改善について (平成9年12月25日付け文初高第466号 初等教育局長通知)
帰国子女教育の充実策について (平成5年8月6日付け文教海第100号 教育助成局長・初等中等教育局長通知)
高等学校の入学選抜について (平成5年2月22日付け文初高第243号 文部科学事務次官通知)
高等学校における帰国子女の編入学の機会の拡大等について (昭和63年10月8日付け文初高第280号 初等中等教育局長・教育助成局長通知)
学校教育法施行規則の一部改正について (昭和63年10月8日付け文初高第72号 文部科学事務次官通達)

出典：文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1296215.htm)

私は、2010年から進学格差の問題に関心を持って取り組んできましたが、印象的だったことがあります。最初に先ほど鍛冶さんが示した学校基本調査のデータを使ってこれだけ日本籍と外国籍の進学の差があると言ったところ²、若いキャリアの文科省の係長が何と答

¹ 帰国生徒に対するこうした扱いについては、R. Goodman, *Japan's 'International Youth': The Emergence of a New Class of Schoolchildren*, Oxford University Press, 1990. (長島信弘・清水郷美訳『帰国子女——新しい特権層の出現』岩波書店、1992年)を参照。

² 2010年11月に行った移住連省庁交渉における文科省担当者とのやりとり。

えたか。学校基本調査は正確なデータではない。正確なデータによって示されていない以上は、格差があるとは言えないって言ったんですね³。私は、文科省が格差を認めないことが本当に悔しくてしょうがなかったのが、今鍛治さんが見せたような国勢調査のデータを集めて分析したんです⁴。まあその係長は我々を励ますために言ってくれたのですが、それを思えば今年になって文科省が、進学への取り組みをちゃんとしなさいと言ったのは画期的です。9年前と比べて、文科省の姿勢もこんなにも変わったんだと思います。

今回は2010年の国勢調査データを使いましたが、2015年のデータを使うと学歴の格差は縮小傾向にあることがわかります。ただ、実際に研究している立場からすると、学歴は縮まったけれども、学校歴でいえばまだ格差は非常に大きいです。学校歴というのはつまり、受験校であるか、定時制や通信制であるかで見るとすごく格差があるという意味です。国籍や民族による進学格差の是正は、高等教育の多様性の問題でも必須ですが、今の日本の大学では欠落している視点です。この問題について、鍛治さんが見せた国勢調査と、それから我々が実際にやってきた南米人調査のデータから考えたいと思います⁵。

まず、一般論として移民研究の知見をまとめると、移民の家庭環境は進学に関して多くの場合不利である。そうした不利を補う制度があるかどうかによって、進学率は違うんだよ、という国際比較の結果があります⁶。それを見ると、例えば低年齢から学校に通う国の方が進学率は高い、つまり家にずっといると、不利な家庭環境が解消されないので、就学

³ 樋口直人「ニューカマー外国人の進学問題——現状分析から行動へ」『Migrants Network』168号、2014年。

⁴ 進学については以下を参照（大曲由起子・高谷幸・鍛治致・稲葉奈々子・樋口直人「在学率と通学率から見る在日外国人青少年の教育——2000年国勢調査データの分析から」『アジア太平洋研究センター年報』7号、2011年。高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛治致「2005年国勢調査に見る外国人の教育——外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』35号、2013年。鍛治致・高谷幸・大曲由起子・樋口直人「1995年と2000年の国勢調査に見る外国人の教育——外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『大阪成蹊大学マネジメント学部紀要』10号、2013年。高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛治致・稲葉奈々子「1990年国勢調査にみる外国人の教育——外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』36号、2013年。鍛治致・高谷幸・大曲由起子・樋口直人・稲葉奈々子「1980年と1985年の国勢調査にみる外国人の教育——外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『大阪成蹊大学紀要：マネジメント学部篇』1巻1号、2015年。高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛治致・稲葉奈々子「2010年国勢調査にみる外国人の教育——外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』39号、2015年）。アドボカシーの記録として、大曲由起子・高谷幸・樋口直人・鍛治致・稲葉奈々子『『移住者と貧困』をめぐるアドボカシー——移住連貧困プロジェクトの取り組みから』『多言語・多文化——実践と研究』4号、2012年、樋口直人「移住者にとっての大学進学——制度の間隙を縫うことと制度の隙間に落ち込むこと」『Migrant Network』179号、2015年がある。一般向けのまとめとして、移住連・貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社、2011年、稲葉奈々子・樋口直人「移民第二世代の大学進学」『別冊環』24号、2019年、樋口直人・高谷幸・稲葉奈々子「移住者と貧困をめぐる日本的構図——誰がなぜ貧困に陥るのか」『貧困研究』23号、2019年がある。

⁵ 南米系第二世代の調査について詳しくは、樋口直人・稲葉奈々子「間隙を縫う——ニューカマー第二世代の大学進学」『社会学評論』272号、2018年を参照。

⁶ M. Crul, J. Schneider and F. Lelie eds., *The European Second Generation Compared: Does the Integration Context Matter?* Amsterdam University Press, 2012. M. Crul, “Snakes and Ladders in Educational Systems: Access to Higher Education for Second-Generation Turks in Europe,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 39(9): 1383-1401, 2013. M. Crul and J. Schneider, “Comparative Integration Context Theory: Participation and Belonging in New Diverse European Cities,” *Ethnic and Racial Studies*, 33(7): 1249-1268, 2010.

年齢が高い国では進学率が低くなる。これについては、日本はまあ普通であって他の国と比較して不利な要因とは言えません。それから、進路選択の年齢が低い国、例えばドイツとかオーストリアは10歳とかそのくらいで、職業科に進むか、大学に行くコースに進むかを決めねばならない。こうした進学制度は、移民の家庭の子どもにとっては不利に働きます。なぜか。移民の子どもは、小さい頃の成績は良くないが高校以降に伸びていくという人が多いから、年齢が低い段階で進路を選ばせるのは不利になるわけです。

日本に関して、進路選択が中学卒業時点であること、職業性や定時・通信制の高校からでも大学に進学できることは、移民のハンディキャップを和らげるものと考えられます。ただ、経済的な点でそうとはいえません。先進国の多くは学費が安い、奨学金がある、その両方があるかによって、貧しい家庭からの進学を可能にします。ところが日本の大学は、国際比較でみると学費が高くて奨学金が乏しいという点で家庭負担が多く、移民にとっては非常に不利に働きます⁷。日本で奨学金と呼んでいるもののほとんどは、給付ではなく貸与であり、これは国際水準では奨学金とはみなされず教育ローンと呼ぶ類いのものです。そうした不利を補うものとして、国公立大学があるじゃないかと言いたいところですが、国公立大学は学費が安くて授業料免除枠がある、けれども入学が難しいです。入試の選抜性が高いと言いますが、学費の安い国立大学に入学するには、厳しい選抜をくぐり抜けねばならない、そういう国では移民は不利な立場に置かれます。例えばフランスなんかは、高校卒業資格試験を通れば、大学には無条件で入れますので、そういう違いはありません。ですから全体としてやはり日本は不利だと言わざるを得ないわけです。

では、制度が実際に進学に及ぼす影響はどうなっているのか。先ほども申し上げたように、移民の子どもは最初は不利だけれどもだんだん持てる力を発揮して後から伸びていくというパターンが多い。図5-2は、私たちが調査した79人のペルー、アルゼンチンの第二世代のデータをもとにしています。そこで、高校生活の間に生じた変化を追ってみましょう。中学を卒業した段階で、普通科、職業科、定時・通信制、中学卒と進路の振り分けが行われます。そこからさらに、高校中退、卒業、進学と分岐していくわけです。

その際、高校の序列での順位と卒業後の順位の関係に着目したのが、図5-1となります。例えば御破算上昇組とは、定時制、通信制の高校から大学に進学したとか、偏差値50台の高校から60台の大学に行ったとか、高校で順位が上昇した人を指します(変化がない場合を順位キープ、高校で低下した場合を順位低下とします)⁸。全体としていうと、順位キープ組はそれほど多いわけではなく、順位低下組が5人で御破算上昇組が11人。これは、ヨーロッパの比較研究で第二世代に関して一般に言われていることと、かなり類似した軌跡になっています。ただし、高校でも大学でも偏差値60以上だった上位キープにあたる人た

⁷ 中澤渉『なぜ日本の公教育費は少ないのか——教育の公的役割を問いなおす』勁草書房、2014年。

⁸ 順位上昇／下降については、中西祐子「学校ランクと社会移動——トーナメント型社会移動規範が隠すもの」近藤博之編『戦後日本の教育社会』東京大学出版会、2000年を参照。

ちのごく少数です。上位キープの人たちは、親が独立して商売をやっているとか、出身国で有名大学卒業である人が多いので、これは誰にでも該当することではないです。

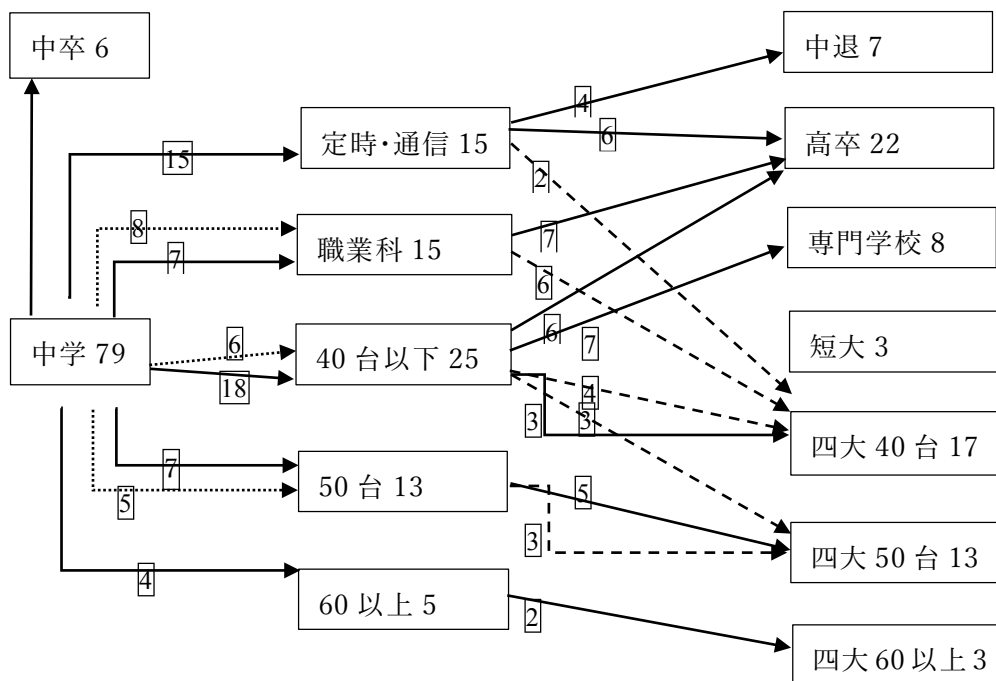


図 5-1 中学卒業後の進路と入試方法

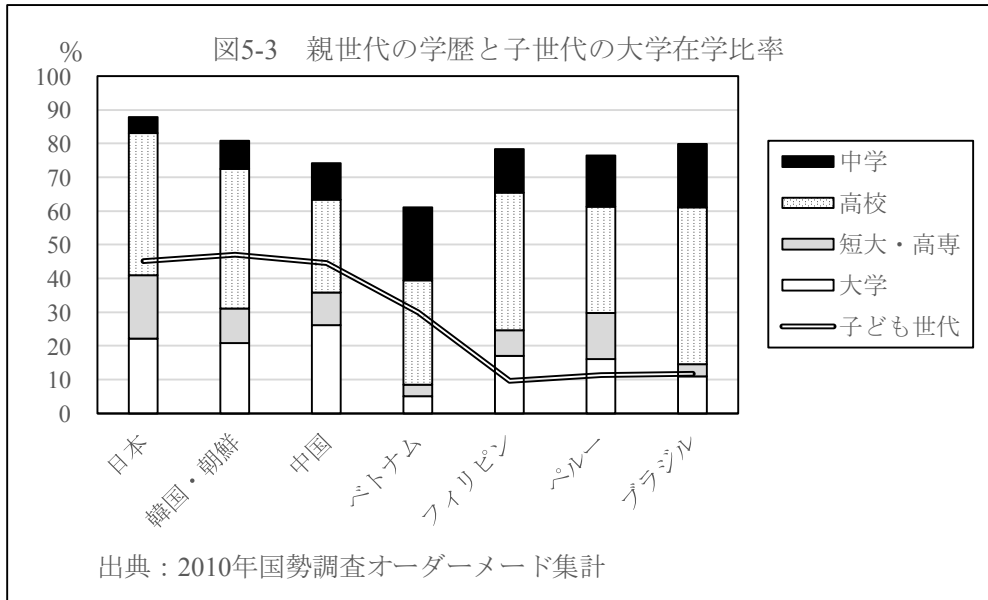
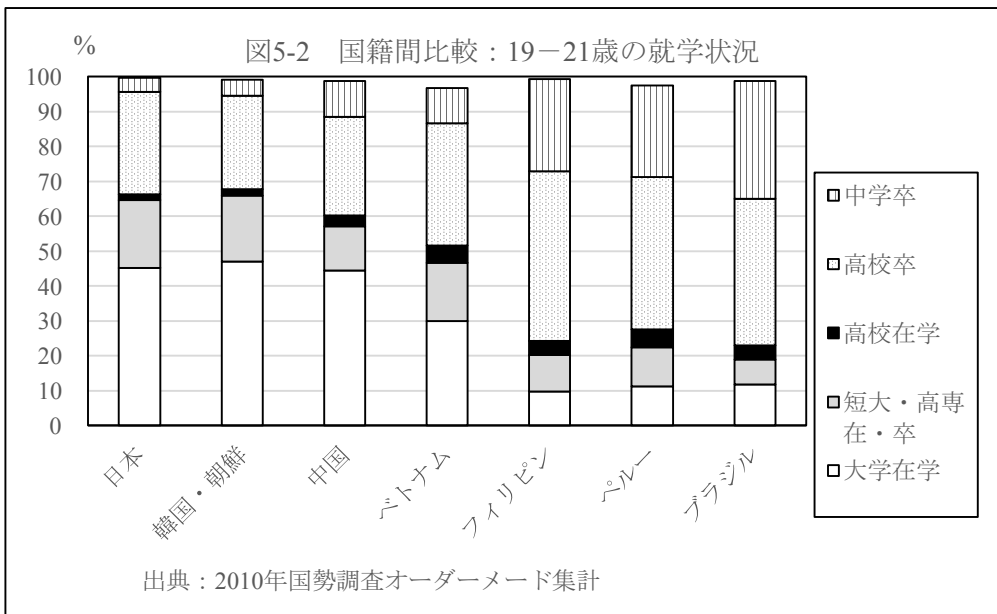
注：囲み数字は人数を示す（ただし 1 人の場合は矢印を省略）。実線は一般入試，破線は特別入試での入学を示す。不明のものも若干あるため、矢印の両側で数が合わない場合がある。

次に、図 5-2 を用いて国籍間の分岐をみていきましょう。先ほど鍛冶さんがとっていた方法で、19-21 歳についてみることで、大学在学率を確認できます。ここでもやはり、日本、韓国・朝鮮、中国籍と東アジアの値が高い。ベトナム籍については、2010 年に初めて国籍別データが出たのですが、思いのほか大学在学率が高いといつてよいです。そのほか、フィリピン、ブラジル、ペルー籍では、大学に在学している人たちが 10%くらいであり、他の国籍と比べるとだいぶ格差があります。が、それ以前のデータでは、大学在学率がほぼゼロに近かったので、かつてよりは上昇したといえます。人口の多い国籍をみていくと、こんな感じで 3 つのグループに分かれていることがわかります⁹。

ところが、これを世代間移動という観点からみると、また別の問題が浮かび上がります。それを示すのが図 5-3 であり、この図上にある折れ線グラフの値が、図 5-2 でみた子ども世代の大学在学率です。棒グラフが示すのは、親世代にあたる 40 代の人たちの学歴です。普通は親世代より子ども世代の方が、社会全体で進学率が高くなっているため、棒グラフ

⁹ 数値の合計が 100%になっていないのは、不詳を含むため。

より折れ線グラフの大学在学率の方が高くなるはずですが。実際、日本、韓国・朝鮮、中国籍ではかなり類似した形で子ども世代での大学在学率が上昇しています。さらにみていただくと、ベトナム籍では、親世代の大卒比率は5%ですが、子どもは3割くらいが在学している。これは移民研究で、親は苦勞して子どもに教育を受けさせ、第2世代で上昇移動するんだという、いわばアメリカン・ドリームの小型版として語られてきたことです。が、それ以外のフィリピン、ブラジル、ペルー籍でみると、大学在学率は親の世代とほぼ同じ（ブラジル）か、親の世代よりむしろ下がっています（フィリピン、ペルー）¹⁰。



¹⁰ 数値の合計が100%になっていないのは、不詳を含むため。

出身国での大学進学率が日本より低いことを考えると、大卒の価値は日本より高いですし、短大・高専も日本での大卒相当とみなした方がよいです。それも考慮すれば、親世代の学歴は図 5-3 の白い部分が表す大卒比率よりさらに高くなると考えられます¹¹。そう考えると、折れ線の部分でのフィリピン、ペルー、ブラジル籍の値は、子ども世代の学歴が相当に低くなっています。値が高くなるはずが、絶対的に低くなるという意味で、高学歴化の流れに逆行しているわけです。こうした例として、アメリカのメキシコ人に関する調査結果がありますが¹²、全体としては珍しいといってよいです。3つの主要国籍について学歴が下降しているといわざるをえません。

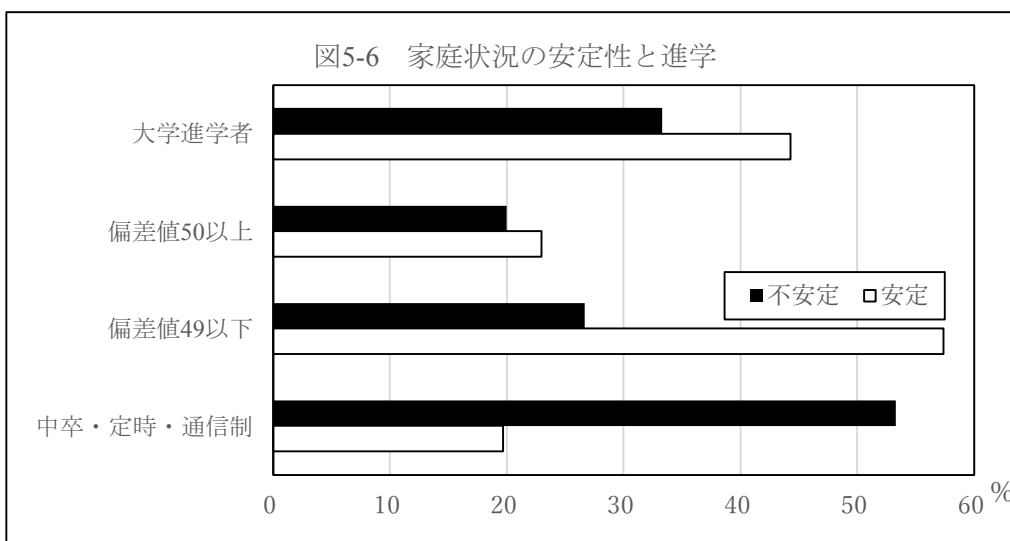
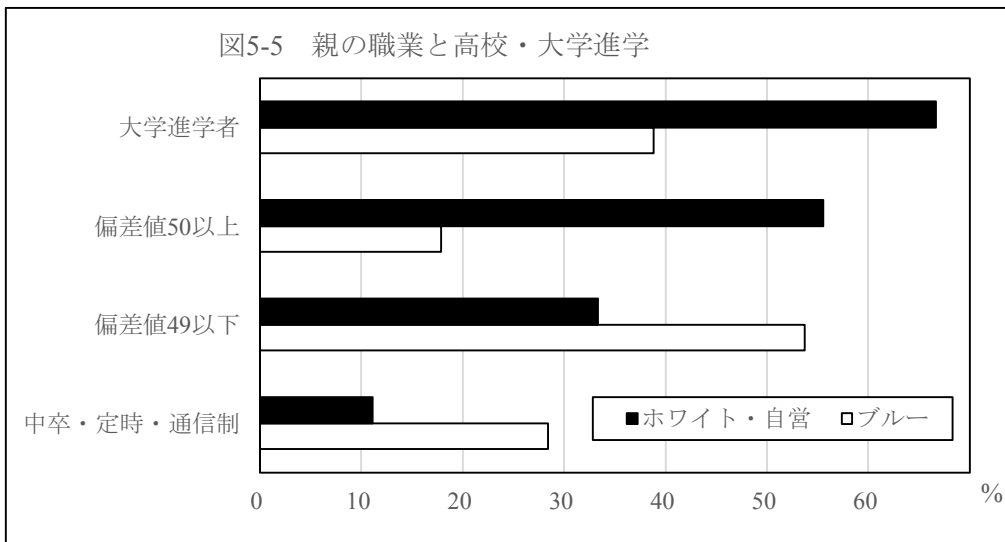
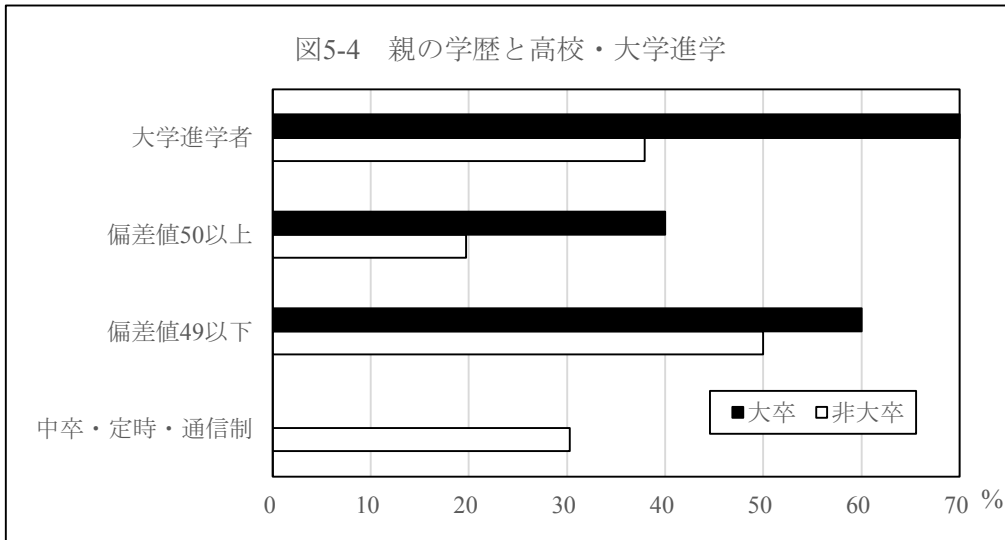
ただ、それでも大学に進学する人が増えたのも事実であり、具体的にどういう条件におかれた人が進学できるのか、再び調査データから考えてみます。図 5-4 をみると、やはり親の学歴が高い人は進学しやすいという結果になります。この図からは、親が大卒であると偏差値 50 以上の高校進学が増える一方で、中卒、定時制・通信制高校になる比率がほぼゼロになることがわかります。これは日本人家庭の子どもでも同じですが、外国籍の人も同じ傾向がみられるわけです。

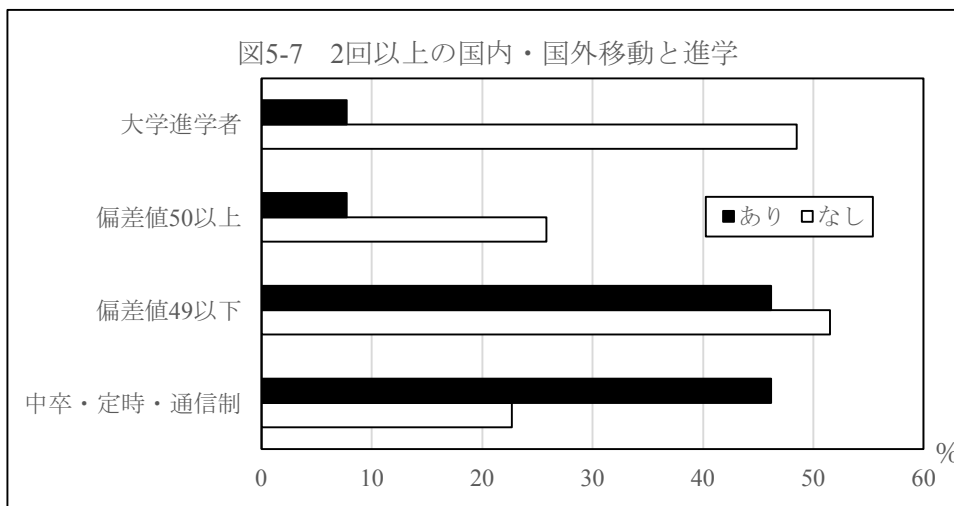
そして、親の職業との関連を示した図 5-5 からは、ホワイトカラーか自営の仕事に就いている親の子どもは、大学に進学する、そしてまたは偏差値 50 以上の高校に行く人が多いです。逆にブルーカラーの家庭では、この傾向は逆転します。親の職業と子どもの進学の関係は日本人家庭でも同様にみられますが、そうした傾向がより極端な形で出ていると思ってよいでしょう。

さらに、図 5-6 では家庭状況の安定性と進学の関係を示しました。ここでいう不安定な家庭とは、ひとり親家庭だったり、親が服役していたりする場合を指します。これをみると、大学進学では一定の差が出ていますが、偏差値 50 以上の高校進学では差がなく、偏差値 49 以下の高校ではむしろ不安定な家庭の子どもの方が比率が低い。ただ、明確に差が出るのは中卒、定時制・通信制高校に行く比率で、不安定な家庭の人が格段に多いことがわかります。

¹¹ C. Feliciano and Y. R. Lanuza, "An Immigrant Paradox? Contextual Attainment and Intergenerational Educational Mobility," *American Sociological Review*, 82(1): 211-241, 2017.

¹² E. E. Telles and C. Ortiz, *Generations of Exclusion: Mexican Americans, Assimilation, and Race*, Russel Sage Foundation, 2008.





最後に、学齢期における移動との関係を示した図 5-7 をみていきましょう。移動の多さは移民に特徴的なことですが、二回以上転校を伴うような移動すると、子どもは力尽きてしまうところがあります。特に海外との移動、例えば、ペルーから日本に来て、またペルーに戻り、さらに日本に戻るといった場合に進学が難しくなっていきます。この場合、学齢期にさしかかるとスペイン語から日本語で学習する環境に変わり、3年してからまたペルーに戻ったりすると、学年が上がって難しくなったスペイン語で学ばないといけません。さらに引っ越しして日本に来るとなると、また学年が上がって難しくなった日本語を学び直すわけです。そのため、もう力尽きて学べないということが起きます。その意味で、安定した環境で勉強することは確かに必要で、安定した仕事で安定した居住が将来の子どもの進学実績を作る面は多々あります。ただ、こうした親の労働の問題は文科省にできることの範疇を超えているので、一つの省庁ではどうしようもないことなのですが、大学進学者は移動が少ない人に限られてしまいます¹³。

これまでの議論をまとめると、大学進学は家庭環境などで条件が整った人にとってのみ、現実的な可能性がある話になってしまいます。それでも、大学進学率を上げる、つまり格差を縮小することには大きな意味があります。さらに、そのために即効性があるのは、入試方法の検討になります（きちんとした補習や奨学金などは重要ですが、予算を伴う政策の導入は簡単ではありませんので）。図 5-1 に戻っていうと、大学進学に際してどのような入試を経ているかが関連しています。内訳をみると一般入試が 12 人、特別入試が 19 人であり、特別入試で大学に進学した人が多いんですね。他の国籍の人たちについても、例えば韓国・朝鮮籍や中国籍ならば一般入試で入っている人が多いと思われそうですが、それ以外の国籍では特別入試が多い傾向はそれほど変わらないと思います。矢印が錯綜しているんですが、見ていただきたいのは定時・通信制と職業科からの進学で、すべてが特別入試を

¹³ ただし、移動そのものというよりは、移動が不利になるような教育システムが原因であることは強調しておく必要がある。

示す点線です。やはり、定時制、通信制、職業科の高校から大学に行くには、特別入試じゃないとほぼ不可能と言っていいわけです。

それから、大学でいうと偏差値 60 以上のところに進学した人は——そもそも人数が少なかったんですけども——一般入試を経ています。特別入試もないわけではなく、この新ポジウムでお話いただくジョアンさんは特別入試で筑波大学に入っています。けれども偏差値が高くなればなるほど、上位校であればあるほど、特別入試をやらなくなります¹⁴。上位校ほど一般入試のみでやっていく傾向は、私たちの調査結果を見る限りで、外国籍の生徒にとって非常に不利に働いているといわざるをえません。

そうであるがゆえに、大学進学するときには外国籍の生徒は一般入試以外の経路を活用する傾向があります。センター試験で 5 教科 7 科目を課すというのは酷な話で、私たちの調査でセンター試験を使って大学に合格したのは、神奈川の公立受験高から東工大に行った人がひとりいたのみでした。その人はお父さんがペルーで一番難関とされる大学を出て、現在は日本で自営業をしている、安定した経済状況にある家庭の出身です。日系南米人では親世代の 8 割、9 割くらいが非正規雇用ですから、非常に限られた人たちに対してだけ門戸は開かれているということになります。

日本の大学入試では、エリート選別的な度合が高まると、受験生に求められるのは一般入試で測定されるところの受験学力のみになります。そういう大学で多様性に関連して何か対応するという時には、対象として帰国生徒か留学生しか想定されていません。あとは受験学力で勉強できる人に入ってほしいです、という方針は一貫して変わっていません。入試の多様化といっても、それを導入していたのはいわゆる中位校、下位校であって、上位校は変わっていない。それは外国籍の人たちにとってみると、上位校の大学入試は閉鎖的なままだということなのです。

これまでの知見をまとめましょう。第二世代のうち、ベトナム籍の人たちは明らかに親世代と比べて学歴が上昇しています。ただし、フィリピン、南米籍の人たちが数としては多い。その人たちが親の世代と比べて明らかに学歴下降していることから、日本は第二世代に対して門戸を閉ざす側面が強いといわざるを得ないわけです。こうした状況への対策を早くとらなければ、教育を十分に受けない世代がどんどん大人になる状況が続くわけです。他の国籍に比べて非常に学歴が低い国籍・世代集団が生まれる状況を、なんとか改善しないとイケないと思います。

その時に、外国籍の人たちに進学の方法の 1 つとして、入試の多様化がありません。入試の多様化は、そもそも外国籍の生徒を受験生として想定し、彼ら彼女らに対して門戸を開こうなどとは考えてなかった。それが意図せざる結果として、特別入試という形

¹⁴ 中村高康『大衆化とメリトクラシー——教育選抜をめぐる試験と推薦のパラドクス』東京大学出版会、2011 年。ただしその例外になるのが帰国生徒入試であり、前述のように政策的配慮の結果として上位校も特別入試を設けている。これは、社会の上層に対するアファーマティブ・アクションだといわれても仕方がないだろう。

で門戸を開くことになりました。それに対して、外国にルーツのある生徒を明確に対象とした制度として、国公立大学では宇都宮大が初めて外国人特別入試枠を2016年から導入しています¹⁵。こうした措置は、ある意味では遅すぎたともいえますが、最初の試みとして貴重です。しかし、こうした試みがどこまで広がるか、どの大学でやれる可能性があるかを考えると悲観的にならざるをえません。国立の上位校は一般入試に固執していて、しかも一般入試以外の選抜方法に対してものすごく冷淡な態度をとっています。これは受験学力以外で学生を選びたくないという、非常に貧しい学力観にもとづくものといわざるをえません。

それに対して、アメリカの例を見ていてすごいなと思ったのは、イエール大学とプリンストン大学の学長が音頭をとって、多様性に配慮した入試はこれだけ意味があるんだと証明するために、卒業生8万人を対象とした調査をやっていることです¹⁶。アメリカでは、アファーマティブ・アクションに対するバックラッシュがあるため、大学側が反論する必要に迫られている。そうであるにせよ、多様性を正面から擁護しようという見識は、やはり認めざるをえない。

こうした試みは、アメリカに限ったことではありません。フランスでは、パリ政治学院という社会科学系で一番エリート校とされるところが、実質的に移民第二世代を対象とした特別入試を最初に導入しました。この試みには当初批判もありましたが、全体として成功し、その後、入学定員の10%を第二世代向け入試にして、今度はペーパー試験すら廃止するとまで言っているわけです¹⁷。

こうした観点から日本の大学政策を見ている者としては、文科省は海外の何を見ているんですかと言いたくなります。つまり海外の有力大学は多様性の確保を強く意識しているのに対して、日本は競争力の向上しか考えていません。文科省がスーパーグローバル大学構想を打ち出した時に、海外の大学が重視する多様性はどこにいったのか。全く欠落しているじゃないか、と言いたくなります。しかし三好さんのご発言にあったように、高校での特別入試の必要性を文科省が正式に認めたわけですから、その延長で大学入試についても頑張っしてほしいものです¹⁸。

¹⁵ 田巻松雄『未来を拓くあなたへ——「共に生きる社会」を考えるための10章』下野新聞社、2017年。田巻松雄「栃木県における外国人生徒の進路状況——田回目の調査結果報告」『宇都宮大学国際学部研究論集』46号、2018年。下関市立大学でも、2021年度から「渡日生（外国人生徒）特別選抜」を導入する。

¹⁶ W. G. Bowen and D. Bok, *The Shape of the River: Long-Term Consequences of Considering Race in College and University Admission*, Princeton University Press, 1998. D. S. Massey et al., *The Source of the River: The Social Origins of Freshmen at America's Selective Colleges and Universities*, Princeton University Press, 2003. C. Z. Charles et al., *Taming the River: Negotiating the Academic, Financial, and Social Currents in Selective Colleges and Universities*, Princeton University Press, 2009.

¹⁷ 稲葉奈々子「結果の平等に向けて——学歴社会フランスの試み」『人文コミュニケーション学科論集』18号、2015年。ダニエル・サバ『『積極的差別』政策におけるフランス的モデルと移民』宮島喬編『移民の社会的統合と排除』東京大学出版会、2009年。

¹⁸ 過去数年の文部科学省は、外国人生徒の教育に対してかなり積極的に取り組んできた。まず、2019年6月には「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告」を発表した (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/17/1417982_02.pdf)。そ

樋口直人¹⁹ (ひぐち なおと) (早稲田大学)

れをもとに、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、2020年3月には報告書を発表している (https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006118_02.pdf)。これは、進学促進について明示的にふれている点で、従来にはない視点を含む。しかし、この報告では大学進学についても言及されているものの、具体的な政策としては高校進学しか射程に入れていない。

¹⁹ 本稿の元となるデータは、科学研究費により得られたものである。記して感謝したい。

特集 2 学ぶ×働く移民女性たち

高山ユキ・山崎パチャラー・戎香里菜

はじめに

本特集は、ソフィア・オープン・リサーチ・ウィーク 2019 のイベントのひとつとして、3人の移民女性をゲストに迎えて開催したシンポジウムの記録である。

3人のゲスト・スピーカーは、みずからが移民の当事者として、さまざまな支援を受けながら日本語を学び、働いてきた。そして現在は移民支援の現場にいる。移民自身を担い手とする支援活動はいまだ多くないが、いかにして、それが可能になったのかを語ってもらった。

経験を語らなければ、社会にその声は届かない。当事者が語ってはじめて、それまで見えていなかった、というよりは見えないように封じ込められていた社会的現実が姿を現すことがある。社会学者ドロシー・スミスやブラック・フェミニズムの論者パトリア・ヒル・コリンズが指摘するように、客体化された知は、「男性」に見えている世界観で構成されており、「女性」の生活世界での経験とは乖離がある。つまり、男性に見えている世界を説明する概念は、女性の経験にフィットしない。そのため当事者以外が観察し記述する女性たちの経験は、女性たち自身の経験からかけ離れたものになってしまう。女性が生活世界で経験していることが他者によって語られたとき、自分の経験なのに、まるで自分のことではなくなってしまう。

移民女性の場合、「女性」の生活世界のリアリティに、「男性」の経験に基づいた問題の解釈があてはまらないのはもちろん、「日本人」からみた問題の解釈も、自分たちの経験にぴったりこないだろう。それでも、彼女たちが日本語で語ることで、日本人が自明視する世界観は変更を迫られるだろう。

(稲葉奈々子)

シンポジウム概要

日時：2019年11月16日

場所：上智大学

主催：グローバル・コンサーン研究所

協力：移住者と連帯する全国ネットワーク

特集 2

学ぶ×働く移民女性たち

報告 1 無条件で支えてくれる人々とともに

高山ユキ

ベトナム出身。1982年にボートピープルとして来日。現在はカトリック教会や労組の移民支援の相談・通訳スタッフとして活躍。

ベトナムをボートで脱出

皆様こんにちは。高山ユキです。ベトナム系日本国籍で1982年に日本に来ました。ベトナム戦争が終わったのが1975年です。私はカトリック信者だったので、自由に生活できず、教会に行けないことがたびたびありました。修道院も解散させられました。

1954年に北から南ベトナムに来た私の父親は、「もうこの国は共産主義でダメだから、とにかく自由を求めて外国に逃げなさい。将来何があるかわからないので外国に行きなさい」と、ベトナムを離れるように言いました。実感ではそんなに困っていなかったのですが、将来のために、自分の信仰も自由に実践できるように、自分の未来のために、もし結婚して子どもができたなら、その子どもも自由に信仰できるようにと、ベトナムを離れました。

ベトナムでは、家は農家で、畑をたくさん持っていたのですが、1975年に戦争が終わった途端に共産主義政権に没収されました。お金も、新しい通貨に交換させられました。世帯ごとに交換できる額に制限があったし、以前の通貨は外国通貨に交換できませんでした。交換できなかったお金は紙切れになってしまうので、ものすごく貧しくなりました。国自体もどんどん貧しくなっていました。平等と言いながら貧しくなる。どんなに貧しくても我慢できたのですが、教会に行けず、自由にお祈りができないし、集まることのできないほうが、耐えられませんでした。

それで、家族のうち、兄と、兄の妻と、私と、弟と、甥っ子の5人でちっちゃいボートに乗ってベトナムを出発しました。とても小さい舟で、はじめは50数名で行くつもりだったのですが、どんどん増えて、最終的に数えたら98名でした。妊婦さんがのちに出産した子どもを含めると103名になります。

ちょうど9月の台風が激しい時期で、出発して3日後にもう機械が壊れて、波任せでした。カトリック信者多かったので毎日祈っていました。14日間海の上において、30数隻の船が近くを通りましたが救ってくれませんでした。こんな人数を救ったら、後の責任も重いので、見捨てたのかもしれないと、今になると思います。最終的に、イタリアの石油タンカーが救ってくれました。

日本に到着

なぜ日本に来たのかというと、1981年に日本政府が難民条約に加入していたので、タンカーが日本に寄りました。千葉県の港に到着し、そのまま98名がバス3台か4台で大村難民一時レセプションセンターに直行しました。

そのあと日本で難民と認められるまで、いろいろなところを転々として、最終的に姫路定住促進センターで日本語と職業教育を受けました。日本語の勉強は3ヶ月だったのですが、その間に、いろいろなことを経験させてもらいました。姫路城に行ったり、電話する練習をしたりしました。その頃はまだ携帯電話はなくて、公衆電話から先生に電話をして、かけ方を教えていただきました。日本の生活も一からすべて教えていただきました。その後、浜松の会社に5人きょうだい全員を雇ってもらいました。ホンダの部品組み立てやメッキなどの仕事で、住み込みで3年間働きました。日曜日に時間があると近くの教会に通って、今の旦那と出会って、その3年後に結婚して東京に来ました。さらに旦那の仕事の移動で川越に引っ越しました。

川越に行く前に日本国籍を取らないとまずいということになりました。きっかけは、アパートを探していたときに、「名前、外国人だね。貸せないね」って言われたのです。何か所も探したのですが、外国人でもいいけれど保証人は日本人じゃないとダメと言われました。社長に頼んだところ、社長には断られたけれど、従業員のひとりが「いいよ、僕が保証してあげるから借りな」って。その時、ああ、やっぱり外国人の名前だと生活しにくいのかなと思いました。私はベトナムから逃げた人間だから、もう戻れません。戻ったら逮捕される。それで決心して日本国籍を取りました。

東京で借りた家はお風呂がなかったのですが、妊娠して、お腹が大きくなったので、お風呂がないとちょっと不便で、どこかに引っ越さないともまずいね、ということになりました。外国人なので銭湯にあまり慣れてない上に、お腹がでてきていたので。それで、川越に知り合がいて、「仕事をすれば、ハローワークで雇用促進住宅に入れるよ」と教えてもらって、入居しました。自分の家で、自分のお風呂を味わって、それが一番幸せでした。

雇用促進住宅に、十数年住みました。安かったんですね。今は子どもたちも大きくなって、雇用促進住宅は2Kで、狭かったのが、近くに安い一軒家を買いました。子どもは3人も授かって、みんなあまり頭良くないけど大きくなりました。社会人になりました。

日本語と仕事、育児について

日本語は姫路で3ヶ月間しか勉強しなかったのですが、とても恵まれていて、政府や教会からいろいろサポートしてもらいました。独身の時は、夜間中学の日本語学校に1年間通わせてもらいました。日本で生活するからには日本語を勉強しないといけなかったのですが、日本語は初めてで、とても難しかったです。漢字とカタカナ、ひらがな、三種類も勉強しないといけない。かなり難しかったです、できるようになると楽しいですね。

自分にもそうだけれど、人にも役立てるようになります。

結婚して、子どもが小さい間は働けませんでした。旦那が昼間働いて戻ってきた後に、私は子どもを寝かして、旦那も一緒に寝て、私は夜、働きに行くんですね。近くのレストランは夜9時から朝10時までやっていて、週4日間働きました。下の子が2歳の時でした。昼間はやっぱり眠かったですね、あまり眠れなかったから。家事をしながら、子どもの送り迎えをして、幼稚園と小学校に通わせなくてはならないので、昼間は家にいないといけません。2歳の子はまだ幼稚園にも保育園にも行けなくて、面倒を見る人もいないので、自分で責任を持って育てなくてはならず、夫と昼夜交代で働きました。仕事は、日本語ができるようになっていたので、自分で電話して、「雇ってください」と応募して、「面接きな」と言われると、「あ、日本語通じたんだ」と。面接してもらって「じゃあ、とります」と雇ってくれたのはよかったのですが、仕事では、仲間はずれにされたこともあります。日本語が読めないと仕事の仲間に入れてくれないんですよ。全員日本人で、いい人もたくさんいるのですが、たまに意地悪い方がいるんですよ。すみません。

私は大きな和食レストランで働いていて、モニターを見ながらオーダーの入った料理を作るのですが、モニターを読めないと、そのラインに入れてくれないんですよ。読めないと洗浄に回されてしまう。悔しいなと思って、やっぱり勉強しないといけないと思って、勉強しました。仕事でも、そのあとに外国人が入ってきて、通訳も頼まれました。人手不足になると外国人も入れないといけないのですが、外国人は字が読めないので洗浄に回されます。でも洗浄ばかりやらせると、すぐ辞めてしまうんですよ。なんとかラインに入れてあげて、交代でやらないとかわいそうだなって思って、店長に頼んで、ラインに入れてもらいました。でも、蕎麦、天ぷら、スープ、寿司は、モニターを見ながら料理を作らないとできないので、ラインに外国人は入れてくれないのです。

洗浄はもう、朝から夜まで皿が山ほどあって、洗浄機はあるんだけど一人にやらせるとかなりしんどいです。それで、すぐに辞められてしまいます。長く続かないです。そうしたなかで、「こういう風にやらないとみんな辞めてしまいますよ」と自分の意見を出せようになると、「役立てたな」と思えます。ベトナム人は Facebook のメッセージをよく使うのですが、無料 Wifi につないで、仕事で言われたことなどを、メッセージで写真を送って、見せて相談します。全然わからないと相談されたら、それも自分が翻訳してあげないとイケなくて、通訳を長くやってきたのにできなかったら恥ずかしいので、また意地はって勉強をしました。

支援活動

仕事では、専門用語は使わないのですが、ベトナム人の支援活動で必要になりました。在留資格を申請して、却下されて逮捕されたベトナム人から、弁護士を探してほしいと頼まれたことがありました。教会の方に聞いたら、市役所に電話するよういわれて、電話

をかけてみたんですね。それで川越法律事務所を紹介してくれました。5年前でした。対応してくれた弁護士にお金がないことを伝えたところ、法テラスのことを教えてくれて、その弁護士に会うために相談してきたベトナム人に同行しました。そうしたら弁護士に通訳を頼まれて、「あ、これちょっと無理だ」となりました。旦那はできるんだけど、専門の言葉になると恥ずかしいくらいできない。これはまずいなと思って、帰ってまた勉強しないといけない。逆に、法テラスから通訳料がでるんですよね。それを支払われるのは、もらう方が恥ずかしい。あまりできないのに支払われている。それで、頑張っって勉強しようって。

同じ年に技能実習生の通訳も頼まれるようになりました。技能実習生は皆様の知っている通りベトナム人がかなり増えてきて、技能実習の職場から失踪する人もいるし、法律に違反する人もいて、万引する人もいます。恥ずかしいことだけど、人数が増えてくると罪を犯す人も増えてきます。その中に強制帰国や賃金未払いの相談がありました。そこでまた「未払って何？」とか「強制帰国って何？」と。川越法律事務所の弁護士は、とても熱心に調べてくれました。その年だけで6人の相談を受けました。不当解雇された人は労働組合に連れて行ってあげればよいということも、その時に知りました。労働組合では、皆、優しくかったです。全員日本人でした。ほっとしました。世の中にこんな方たちがいるんだなど。世の中にこんなふうは無条件で支えてくれる人がいるんだなど。それで、自分もやらないといけないと思いました。今まで日本で支援してもらって、難民申請を認めてもらって、今後何か返せないか、恩返しとまでは言えないですが、自分の国の人たちにそれ以上迷惑かけないようにするために少しでも役立てればいいかなと思い、今も続けて頑張っています。

今は、労働組合の通訳として支援活動にかかわっています。まったくのボランティアですが、やりがいがあります。ベトナム人技能実習生、留学生、失踪した人たちの支援をしています。賃金未払いや労災隠しなど様々なことを支援しています。

(たかやま ゆき)

特集 2

学ぶ×働く移民女性たち

報告 2 つねに前に向かう河の流れのように

山崎パチャラー

タイ出身。1991 年来日。「女性の家 HELP」スタッフを経て、移民女性や子どもの支援組織「ウェラワーリー」を設立。

生い立ち

私の両親は、一軒の小屋の隣に板をひいて屋根を作って住ませてもらっていました。私が小学校に入った時に、初めて電気が開通しました。私はランプの時代に生まれた人なのです。日本よりは多分 20 年遅れていると思います。小学校卒業後は進学するお金がなく、高校の先生の家で子どものベビーシッターをしていましたが、給料は全部親が取りに来ました。親はそのお金を貯めて家族の家を建ててくれました。その後、その子どもが 5 歳になり、私は学校に行きたいと思うようになり、土日だけ学校に通って高校までの資格を取りました。

実家はタイの東北部なのですが、親の手伝いといっても畑や田んぼは持っておらず、他の仕事もないため、バンコクに働きに行きました。バンコクでは、縫製工場を持っている親戚に雇ってもらう予定でしたが、赤ちゃんが生まれて工場を閉めてしまったため働きませんでした。その後、バンコクで有名な大きなレストランに声をかけていただき、10 年くらい勤めました。そこに客として来ていた日本人と結婚することになり、タイで結婚式を挙げました。それが 1991 年のことで日本に来ました。

日本へ

夫とは年齢の差がありました。夫はアパート経営とタクシーの運転手をやっており、男は自分ひとりだからしっかりしなければならない、と言っていました。夫の母親とは一緒に住みました。夫は子どもが生まれたことは喜んでくれたのですが、私が近所の人と会話することは全て禁止されており、「絶対人と話をするな」、「ずっと家にいなさい」、「子供の面倒を見なさい」と言われ、子どもを連れて外に遊びに行く、同じ地域の人や子供が遊びに来るとそれも怒られました。近所の人が見物板を持ってくると私の背中を押して「隠れろ」と言いました。意味がわかりませんでした。夫の妹は、毎日私の様子を見に来ました。彼女は子ども 2 人を私に預けて仕事をしていました。私は、家にいるのも息苦しいため、自分も働きたいとお願いしましたが、働かせてもらえませんでした。

帰化の手続きもしていました。帰化の許可の結果が来て、法務局の職員二人が家を訪問

することになった時、私は姑に外に追い出されて、「いつも家にいない。子どもを連れ出して家に帰ってこないのだから。」という話をしました。職員2人は、帰化の許可を出すために来たのですが、その話を聞いたらそのまま帰ってしまい、その後何の連絡もありませんでした。後日、私の方から「どうなりましたか」と問い合わせをしたところ、「あなたには許可は出ない」と言われました。それはとても悲しかったです。

車がないと、生活できない地域でした。小学校の送迎バスが朝8時と夕方5時半に通るだけです。子どもを病院まで連れて行くには、自転車に3人の子供を乗せる必要があります。一番前のカゴに1人乗せ、1人はおんぶで1人は前にだっこをするか、1人を後ろに乗せるしかありませんでした。その光景が危ないことから、近所の方から免許をとることをすすめられました。車の免許を取って自分で働きたいと思い夫にお願いをしたのですが、認めてもらえませんでした。夫は運転手の役割が偉いと思っていました。

タイで免許証をとって、日本で国際免許に書き換えられると大使館で言われたので、一度タイに逃げて免許を取ろうとしました。しかし、結局夫は国際免許に書き換える手続きをさせてくれませんでした。

私は、子どもの世話や、送り迎えのために免許が必要ということを夫に伝えました。夫は、免許証が欲しいことは理解してくれましたが、日本語がわからないから無理だと言われました。私は、夫の友だちの奥さんから免許の教科書を見せてもらい、独学で自動車教習所の教科書を勉強した結果、教習所に通うこととなりました。成績は高校生よりもずっといいと言われました。1ヶ月毎日通い、試験に受かりました。とても嬉しかったです。

それから、夫は働くことを許可してくれました。ホテルでベットメイキングの仕事をしました。最初の1週間は何事もなかったのですが、2週間目以降、毎日夫から職場に電話がかかってくるようになりました。帰りの時間も駐車場で待っていて、家に帰るかをずっと見張っていました。毎日の電話があまりにもひどかったため、ついに働きに行けなくなってしまいました。

夫は私と子どもを外に出したがりませんでした。子どもたちを外に出さないために、クレーン車やショベルカーを使って畑を埋めてアスレチックを作りました。近所の方が遊園地を作っているのかと大騒ぎになるほどでした。アスレチックは完成しましたが、これは、そこで毎日遊んでいなさい、出かけないで家にいなさい、という命令を意味していました。

夫は結婚した当初からお酒が好きでしたが、次第にお酒に飲まれてしまい、アルコール依存症になり暴力を振るうようになりました。暴力は私と、私に似ている長男に向かいました。長男が風邪を引いても病院に連れて行かないほどです。私は、家にいるだけで子どもを育てて、子どもが大きくなると暴力もひどくなりました。

長男が5歳の時、喘息がひどくなり入院しました。入院中に、夫はアルコール依存症がひどくなり、幻聴と幻覚がある状態でした。1週間の入院から長男が帰ってきたその日の夜、子どもたちを寝かせると、夫は子ども部屋に上がり、「あそこにいる蛇、お化けがいつ

ばいぶら下がっている。怖い。」と言いました。暗い中で何かを言っているようでした。その後、夫が子どもに飛びかかって、子どもの首に手をかけていました。私はショックで、走って下に降りて警察に電話をかけました。「夫がお酒で頭おかしくなって幻覚が見えています。今日退院したばかりの子どもが首を絞められているから急いで来てください。ただ、深夜の12時だったので近所の迷惑になるといけないので、サイレンをつけずに静かに来てください。私が外で待っています。」と伝えました。ところが、警察は私の言ったことは一切無視して、まず玄関でチャイムを押しました。姑が対応し、「この女が子どもの面倒を見て疲れて頭がおかしくなっている。日本語がわからないから気にしないで。」と言い、警察は帰ろうとしました。私は、このまま残ったら殺されると思い、子ども部屋に上がって3人を起こし、服はそのまま羽織るコートなどを用意しました。「今お父さんとおばあちゃんが警察と話しているから、あなたたち3人走って車に乗りなさい」と伝えました。子供たちはみんな裸足のまま車に駆け込んで、そのまま私も車に駆け込みましたが、警察は夫の味方となり私を止めようとしてきました。夫は、車のドアを開けられないのでハンマーを持ってきてガラスを叩きましたが割れませんでした。彼がドライバーを持ってきてナンバープレートをはずしたところで、私が車から降りずに走らせようとする、警察はパトカーで私を妨害して、「走らないように。ナンバープレートがないからダメだ。あなた違法だから捕まるから」と言いました。私は「留置場に入れてもらいたい、捕まえてほしい」と言ったのですが、「ナンバープレートがないからダメだ」という口論になりました。その後、警察は「わかった、じゃあ誘導するからついてきて」と言い警察に行くことができました。私は、「夫がついてこないように止めてください。あなたたちも見ていたのですよね。」と警察に頼みましたが、夫は後からついてきました。警察署の一階で、私と子ども3人が立っていたのですが、追いかけてきた夫が車を降りてまっすぐ来て、「なんで俺の言うことを聞かないか」と言って、退院したばかりの長男の頭を殴り、長男は3メートルぐらい飛んで行ってしまいました。しかし、警察は夫を止めませんでした。私は警察を許せませんでした。暴力ですし、子供の虐待です。夫が普通じゃない様子なのにそれでも見ないふりをして何も助けてくれない警察に対して、何のためにやっているの、何のために私はあなたたち呼んだの、と思いました。私は悲しくて、「早く留置場に入れてください。」と叫んだのですが入れてもらえませんでした。「この夫をなんとかしてください」と言ったのですが、それも受け入れてもらえませんでした。1時間くらい話した結果、子どもが病気だし私たちはここにいない意味がないからどこかに連れて行ってほしいとお願いしたところ、一軒しかない近くの旅館に連れて行ってもらうことができました。

旅館のおかみさんには、「こういう事情があるから、夫が来ても入れないでください。」とお願いをしました。警察にも同じお願いをしました。旅館に入った1時間後の午前4時くらいに夫から電話がかかってきました。その後夫が来たのですが、おかみさんが「そんな人はいない」と言って夫を帰してくれました。しかし、ここにいないとおかみさんに迷

惑をかけてしまうので、朝になったらすぐに出て行きました。旅館を出る時、みんなパジャマのままで靴を履いていなかったの、おかみさんが、お客さんが使うスリッパとバスタオルをくれました。病気の子がいるからお金はいら無いと言、おにぎりをたくさん作って持たせてくれました。

朝6時に役場の前に行き、8時30分に役場が開庁すると戸籍謄本を取得する手続きをしました。私自身が家から逃げた時にわざわざ戸籍謄本をなぜ取りに行ったかという、ビザを更新しなくてはならないからです。日本にいるためにどうやって自分でビザの更新手続きをすればいいのかと考えました。戸籍謄本を取ってビザの更新手続きをしなくては、子どものパスポートを作らなくてはならない、と考えました。そして、子どもをタイに連れ帰ろうとも思いました。その後、友だちに電話して成田駅まで送ってもらいました。

成田からシェルターに向かいました。電車の中で、子どもがあまりにもお腹が空いて、おにぎりを食べたのですが、電車の中では変な目で見られていました。その時の総武線はとても長い時間を感じました。シェルターの最寄り駅に着き、無我夢中でスタッフに電話をして迎えに来てもらいました。

シェルターでの活動

シェルターは、外国人女性と子どもが入所していました。そこでタイ語スタッフとして勤めました。シェルターに入所しているときに申請したビザは一年更新のものしか取れなかったのですが、「あなたは永住が取れるのに、なぜ申請をしないのか」と入管に言われました。それまでは夫が拒否して取ってくれなかったのです。シェルターに逃げた後に永住ビザに変更したいと思い、行政書士の先生に相談したところ、「嘆願書を出せば大丈夫。50枚集めましょう。」と言われて、嘆願書を作りました。1枚に3人署名できる用紙が1,000枚近く集まりました。

嘆願書を作る時は、すでにシェルターを退所していて、子供の保育園から広めてもらいました。当時東村山市に住んでいたのですが、東村山中の色々なところに配ってくれました。嘆願書は30枚ぐらいしか作っていませんでしたが、皆さんがさらにコピーして集めてくれて、とてもうれしかったです。永住の許可が出たとき、保育園の園長先生がパーティーを開いてくれました。永住権が取れるまでは、アパート探しも、「1年のビザだから」、「子どもが3人でうるさいから」、「外国人で保証人がいないから」と5件くらい断られていました。不動産屋で決まっても、その後に「申し訳ない、大家さんがダメだった」と言われたり、入居して荷物まで運んだのに「ダメだ」と荷物を出されたりしたこともありました。

日本語の勉強

シングルマザーとして生活を始めてから、日本語を本格的に勉強するために日本語学校に通いたかったのですが、日本語学校が家の近くになく、また子どもが小さくて夜間中学には行けませんでした。子どもは、まだ3歳と5歳と7歳でした。日本語を勉強したいと思い飯田橋にあるボランティア・センターに行ったところ、パソコン教室をやっていて、その勉強の中で日本語を学べるということだったのですが、本当にパソコンの話だけで、WordとかExcelで文書を作ったりしていました。その後、早稲田奉仕園でもボランティアで日本語を教えているということでしたが、先生との面接の段階で、「あなたは十分話せるから、勉強は必要ない」と言われました。「勉強がしたい。読み書きがしたい」とお願いしたところ、「読み書きは自分で練習しなさい」と言われました。「学校で練習したい」と伝えたところ、「あなたは日本語検定を受けなさい」と言われました。日本語検定について何も知らなかったのですが、本屋さんで教科書を買って、まずは2級に取り組みました。2ヶ月くらい勉強して受かりました。その後、ホームヘルパーの資格を取りました。

また、シェルターで働いた当時、お世話になった行政書士の、婚姻手続きなど戸籍関連のケースを手伝っていたのですが、その方から行政書士の資格を取ったらどうかと言われて勉強をしていました。当時は、タイのホットヨガのブームの時代だったので、ヨガのインストラクターも頼まれておりました。シェルターのスタッフをしながらヨガのインストラクターと行政書士の勉強をしている状況でした。ところが、その同じ年の年末に新宿区役所から働いてみないかとお声をいただき、そのまま今も役所に勤めて債務整理をやっています。新宿区役所では、生活福祉課の中で生活保護の受給者が来ると、必ず借金の整理をします。生活保護費で借金を返すことはできないので債務整理も必要になるのです。

ウェラワーリー設立

もともとパープルダイヤルという、外国籍のDVや性暴力の被害者に向けた多言語のホットラインで相談を受けていました。外国人が直面する一番大変な問題として、言葉の問題がまずあります。相談できるところがないことも問題です。困った時にどうしたらいいかわからないのです。とくに2011年の東日本大震災の時は皆パニックになっていました。その時、日本人と結婚しているタイ国籍の女性から電話で「タイに帰りたい」という相談を受けました。最初は、パスポートを大使館が再発行してくれない、という相談でしたが、なぜそういうことになったのか詳しく聞いてみると、夫がパスポートと彼女の身分証明などを全部隠して、彼女にクラブでの仕事を強制して、「1日80万円稼いでこい」と言うけれど、もうやりたくない、帰りたいと思って相談してきたというのです。今のクラブとは別のもっとお金が稼げる闇の仕事に行かないと、夫から罰を受けるということで、ひどい暴力もあり、それが耐えられなかったのです。つまり、単なるパスポートの話ではなかったのです。夫は、毎日お酒を飲んで寝て、彼女とメールでやりとりして監視し、連絡が途

絶えるとしつこく連絡をしてきて、そんな中で仕事に行くときはお金を持たせないためにSUICAしか使わせてくれません。携帯電話は夫名義で、夫はうつ病だからと生活保護を申請している人でした。しかし、彼女の相談は、最初は、帰るためにはどうしたらいいのか、パスポートを返して欲しいだけなのです、どうしたらいいですか、ということだけでした。

パスポートの再発行の手続きや、離婚調停の申し立て手続きの支援をする中で、彼女はパスポートがもらえれば自分も働けるので、日本に残って普通の仕事がしたいと思うようになりました。震災後の相談期間が終わった頃に、本人が離婚したいということで、法律相談に連れて行きました。

そのような支援をしているうちに、パープルダイヤルが終わって、困っている方の相談先が無く、私が支援団体を作らないと中途半端で残された問題が解決できなくなってしまうようになりました。そこで、ウェラワーリーという団体を設立しました。多言語で外国人の同行支援と電話相談や同行通訳の活動をしています。

(やまざき ばちゃらー)

特集 2

学ぶ×働く移民女性たち 報告 3 学ぶことは生き延びること

戒香里菜

フィリピン出身。2001 年来日。夜間中学を経て定時制高校卒、専門学校で学ぶとともに、NGO「外国人救援ネット」のタガログ語通訳

フィリピンでの生活

皆さんこんにちは。私は、フィリピンの過去を語るといつも胸がきゅっとなります。私は小さい頃から母親と父親がいなくて、私の記憶の中には、私が小学校あがる前のお母さんの記憶しかなくて、私は虐待のことしか覚えていません。私の体はあざだらけで、いつも叩かれたり、頭を殴られたりしていました。お母さんは酒飲みでした。私は 3 人姉妹です。私が一番上で、よく私が怒られたり叩かれたりしていました。お母さんはいつも家にいなくて朝からどこかに出かけていました。

小学校一年生になった頃に、私はおばあちゃんのところに預けられて、お母さんの姿を見なくなりました。私と妹 2 人でなく、おばあちゃんのところには他のいとこもいたので、私たち全員が生活するのは大変でした。たしかいところが 10 人ぐらい集まっていた。おばあちゃんには子どもが 13 人いたので、孫だけでも数えると多分 100 人ぐらいいる大家族です。そんな中で妹 2 人のことを考えると、本当に、私が妹を支えなければいけなくて、野菜を売り歩いたりしました。おばあちゃんだけだと生活を支えるのが難しくて、自分がどうやって生きていくかが問題でした。その頃には、おばあちゃんが再婚したおじいちゃんに、私が性的虐待を受けて、そこから親戚をたらい回しにされて、本当に大変な人生でした。生きていくだけでも精一杯でした。

10 代になると、親がいなくて、誰のことでも信頼してしまうんですよ。男性でも信頼してしまうので、自分が危険に遭うことが 10 代の私にはわかっていませんでした。10 代で妊娠し、フィリピンでは中絶は許されないけれど、相手の男性はどこか行ってしまう。フィリピンで今でもよくあることなんですけど、10 代で妊娠して子どもを産まないといけないのも大変でした。どうしても生活のために男性を信頼してしまうから、子どもが 2 人できてしまって、結局 2 人とも父親がいなまま、私が育てていくことになりました。

日本での仕事

そんな私に、遠い親戚が、「あんたはこんな人生になっているんだから、人生変えないといけないでしょ。日本に行けば」と。「日本の車の工場で働けば 30 万も稼げるから、大金

持ちになれるよ」と甘い言葉で私を誘いました。それだったら私も子どもを2人育てていけるなって。それで、私はその話に乗りました。でも、私はパスポートを持っていないのに、どうやって日本に行けるのか不思議に思いました。でも、子どもが2人もいて、本当に生活がかかっているから、また信用するしかなかったです。2001年9月に、日本人の社長さんに会いました。タガログ語と英語を混ぜながら話せる方で、「あなたなら大丈夫。日本に来たら」って。その社長さんに会ったのが9月2日なのですが、9月20日に日本に来れるよって。「ちょっと待ってください、私まだパスポートないんですけど」と言うと、「大丈夫です、来週この事務所に来なさい。これ2万円」と。2万円もらって嬉しくて、私は怖いもの知らずで話に乗ってしまいました。その言われた事務所ではなく、マニラにあるデパートで待ち合わせて、そこで写真を撮りました。そしたら次の日に、「パスポート、できました」と。こんなに簡単にできるんだ、と驚きました。私の写真が貼ってあるのですが、山下メリアンという名前でした。そこに日本人の配偶者と書かれているんです。本当にこれでいけるのかなと怖くなりました。だけど、2人の男性が、日本に行くまで見張り役で、マニラ空港に連れていかれました。マニラ空港から決まったルートを指示されました。指示された窓口を通りなさいって。何番から何番と指示されて、そこだけと言われました。私の姿はガラス張りの壁から見張り役に見えていて、ずっと見張っていました。「ここだ」って指差されて、なんとか通り抜けました。すごく怖かったですが、でもこれは逃げられないなって。逃げることもできないし、私はその2人の男性が怖くて、でもこのまま信じるしかないな、行くしかないなって。マニラ空港で、出国管理か税関かどちらかわからないけれど、「パスポート見せてください」と言われて、多分、私がドキドキして怖くて、そんな姿に見えたのかと思ったのですが、グルだったみたいで、パスポート見ただけで「あ、向こうです」ってゲートまで案内してくれました。

日本に到着して、成田空港でパスポートにスタンプを押してもらい入国すると、日本人が2人迎えに来ていました。成田空港から移動して、どこにいるのかわかりませんでした。空港に迎えに来た社長さんが、私は車の工場ではなくて、どこかのラウンジで働くということになっていて、話が違ふと気が付いたけれど、親戚は「もう50万円払ったんだから、日本で働くしかない」と。結局、働いたのですが、9月から2月まで全然給料がもらえなくて、日本語がわからないから、コミュニケーションを取ろうとしても「フィリピン帰れ」とか、そういうことを言われても、私はパスポートを取られていたので帰れませんでした。結局、別のフィリピン人がそのパスポートをもう一回使って来日したことがわかりました。そういう手口だったんだと、後からわかりました。

脱出

ヤクザのグループだったんですけど、そのヤクザの親分が、私たちがラウンジで人気がなくなると売春させると聞いて、私はそこで決心しました。私たちは身分証明書もなく、

いつ殺されるかもわからないから、売春させられる前に逃げるしかない。本当に何も持たずに、いつもの迎いの男性が来る時間の前にエレベーターではなくてマンションの8階から階段を走って降りて、でも本当に行き先がわからなかった。でも私の命を賭けるしかないから、社長の友だちにお願いしてありました。その友だちが私を押し入れに隠してくれて、「待ってなさい。絶対ここに社長さん来るから」って。私が押し入れの中に隠れていると、社長が大きな声で、「逃げた」「She escaped!」って英語で言っているのが聞こえて、ものすごく怖くて、どうしよう、どうしようって。友だちが、「わかった。もしここに来たら報告します」というのを聞いて、安心しました。

その友だちが頼んでくれた人が、私を車のトランクに入れてくれました。名古屋の入管に移動するように言われたのですが、移動している間、本当に息苦しかったです。それでも命が助かるなら我慢できるんですよ。入管に行ったんですけど、私の場合は身分証明書もパスポートもないから強制送還はできないと言われました。「じゃあ私はどうしたらいいんですか、命に関わることで、怖いんです。逮捕してください。牢屋に入った方が安心です」とお願いしても、「あなたは出頭したんだから、逮捕することはできない」と言われました。

入管にも留置所に入れてもらえず、フィリピンの友だちに連絡しました。当時は今みたいに私たち外国人のために活躍してくれている NGO などいろいろな団体がなかったので、フィリピンに連絡して、「誰かいないですか」と助けを求めました。そうしたら、その友だちの姉が淡路島にいて、なんとか一晩だけでもそこに泊めてもらえたらという話になりました。当時は明石海峡大橋がもうできていたのですが、船があつて、その船に乗らないといけなかったのですが、逃げた時にカバンの中にカップラーメンひとつとウーロン茶しかなくて、一晩は真冬の大阪城公園で過ごして、次の日に淡路島の知り合いに連絡して、「おいで」と言われました。

本当にドキドキしながら、たこフェリーという船に乗りました。私にとっては、フィリピンでは船に乗ったら2日間ぐらいはかかるんですよ。なので、その船に乗った時にも、何時間かかるんでしょうかと思いました。本当に淡路島というところにたどり着くのだろうか、本当に命が助かるのだろうか、逃げたままで私は命を狙われているのすごく怖くて、なんとかその船に乗ったら、20分くらいで着きました。びっくりしました。「え、もうここですか」って思うくらいで。20分の距離でも日本では船に乗るんだ、と、考えながらやっと淡路島にたどり着きました。

そこで一晩は泊めてもらって、フィリピン大使館と連絡をとって、どうすれば自分がフィリピン人である証明書を発行してもらえるのか、トラベリングドキュメントはいくらかかるのかをききました。1万円だと言われたのですが、私は一銭も持っていないので、なんとか無料で発行してもらえないかとお願いしたのですが、フィリピン大使館の返事は「どこかで働きなさい」でした。すごくショックでした。ビザもパスポートもない私がどうや

って仕事できるの。入管にも書類をもらった特に、「あなたは働いてはいけないよ」と言われたにもかかわらず、です。

流し台の下が一番安心な場所だった日々

私はこれからどうしたらいいんでしょう。フィリピン大使館にも助けてもらえず、淡路島の知り合いに頼るしかなくて、そこでとりあえずフィリピンに帰る飛行機代と必要な書類を作るお金のために働かないといけないので、最初はスナックで週1回働き、土木の仕事もしました。そのときの土木の仕事で夫と知り合いました。知り合ってからすぐに結婚はできなかつたのですが、子どももできていて、在留特別許可が1年後におりて、やっと私はフィリピンに帰らずに、日本に滞在できるようになりました。

でも逃げてからの生活でも、トラウマはなかなか消えませんでした。その当時の私の一番安心な場所は、家の流し台の中のもの全部箱の中に入れておいて、ちょっとした音でも聞こえると、その流し台の中に隠れるんです。寝る時もずっとそこでしか眠れない状態でした。いつか誰かが私を捕まえにくる。その時は、もし誰か来て自分の命が危険になった時のために、淡路島に行く道を忘れないようにしていました。逃げる場所を作っていたんですね。そんな状態が2~3年ぐらい続きました。

日本に来て人生が変わった

フィリピンに残してきた2人の子どもも、「私と一緒に暮らしたい」と、夫にお願いして、日本に来ました。それからさらに2人増えました。長男が日本に来たのがちょうど小学校に入る時でした。フィリピンの話はだいぶ省略しましたが、10代の時は、覚せい剤にかかわっている人が身近にいたり、自殺未遂をしたり、困難な人生でした。

日本に来て自分の人生が変わって本当によかったと思うことがあります。息子が小学校に入学する時、私も日本語があまりわからなくて、自力で日本語を勉強しました。まずひらがなとカタカナを一番先に勉強して、それも毎日コツコツと空いている時間に勉強しました。勉強がとても好きで、短期間で私は普通に日本語の会話ができるようになって、小学校の校長先生に気に入られて、教育委員会に知らない間に申し込まれていたんですよ。急に家に電話かかってきて、「教育委員会です。面接いつ来られますか」と。何のことですかとたずねると、「子ども多文化共生サポーターの仕事があって、どこどこの小学校で仕事をするようになるんですけど、面接に来てください」ということでした。そこから私の人生は変わりました。

最初は、淡路島の洲本市立第一小学校だったのですが、そこでフィリピンの文化や料理を小学校で紹介するようになりました。いくら普通の会話や通訳が出来ても、やはり私は日本語が不十分で、その当時は難しかったです。漢字も難しく、自分にとってコンプレックスで、「この子に本当に役に立っているのか」と悩みました。そこで一番感じたのが、

私は漢字も勉強しないといけない、ということでした。当時、まだ2~3年目で私が真っ先に覚えたのは部首でした。部首を覚えると必ず漢字も意味がわかるようになると気付いて、そこから自分でコツコツと日本語の勉強をしました。

そして多文化共生サポーターの経験を生かして、自分がフィリピンで小学校も中学校にも行けなかったんですね。なので私は学校に行きたい、大人になってもおばあちゃんになっても学校に行きたいってずっと思っていたんですね。でもなかなかそういう機会も、チャンスもなくて、子どもを育てて仕事しながらというのは難しかったです。でも私は本当に勉強が好きで、塾にも行って、週に1回市役所のボランティアの日本語を教えてくれる先生にも教わって、空いた時間に自分でも勉強しました。勉強が好きなので、私の趣味も勉強になりました。夜間中学校にも入学して、卒業しました。夜間中学校に入った時に、私の小さな夢はどんどん大きくなりました。私は、私と同じ境遇の人たちの力になりたいと思っています。高校に進学して卒業もしました。本当に、この日本で生活したことで、ここまできました。

大好きな仕事に就くために

私たち外国人の障害は、言葉なんでしょうね。「日本語がわかると嬉しい」というのが私たちの共通点だと思います。私も同じように、ちょうど妊娠していた時に漢字が読めなくて、間違っただけで違う方向のバスに乗ってしまって、「ここ違うやん、ちょっと待って待って」なんて言えなくて、そのままバスの終点まで行ってしまいました。その時はお腹も大きくて、どうやって戻るんだろうって。本当に、私たち外国人の障害は言葉です。読めないんですね。そこに私たちは最初一番苦勞していました。

私は今年高校を卒業しました。私は夜間中学というものがあることを知りませんでした。6年前までは日本語を自力で勉強したり、どこかの知り合いの塾にお願いして国語の勉強をしたり、先ほどのボランティアの先生たちをお願いしたりして、日本語が上達するようにならなくて、普通の会話はできるようになりました。

でも仕事となると、私がやっていた多文化共生サポーターにしても、毎日ではないです。安定していないんです、はっきり言って。週に2~3回しかないし、お手伝いしていた生徒がフィリピンに帰ってしまうと仕事が急になくなってしまいます。そうすると、収入が急になくなってしまいます。

私は子どもが5人いて、安定しないといけないと自分で気付いていたのですが、ちょうど三男が生まれた時に、夫の仕事がなくなりました。その時に、いや、これはいけない、私がかちゃんと安定した仕事を探さないといけない、と思いました。

日本語が不十分だと気付いていて、でもハローワークに行っても仕事を探して、職業訓練でパソコン教室で3ヶ月間勉強して資格も取れたんですけど、問題なのはやはり読み書きとか、さっきも債務整理という言葉が出ましたが、専門用語になると私たち外国人にとっ

て本当に難しいです。そこにまた新たな障害があります。一度私がパソコン教室を卒業した後に、不動産会社にちゃんと職歴も書いて応募したんですけど、やっぱり採用されないんですよ。専門用語が出てくるから、あるいは漢字の読み書きがちゃんとできないと採用されないんですよ。そこが「私たち外国人ってどうやって安定した仕事ができるの」という問題の答えにつながります。勉強しないと私たちには障害がどんどん出てくるんですよ。

私も、外国人であるということだけで、賃貸住宅を借りることができませんでした。私も先月5件家を見に行って、日本人の保証人もいるのに、結局、私が外国人であることでダメでした。それだけの理由で私は自分の選んだ家を借りることができない。そのために私の中学生の娘は3週間ぐらい学校に行けませんでした。本当に私たち外国人にはそれだけいろいろな障害があります。そのために、私もパチャラーさんと同じように勉強をつづけました。学校に通う前から、まず好きになった部首から覚えて、漢字検定3級まで取りました。漢字検定の試験を受けて、日本語検定も受けて、でもそれだけではなかなか安定した仕事を見つけることができないので、私は夜間中学校を卒業して定時制高校も卒業して、やっと安定した仕事に就けました。それも私が大好きな仕事なんです。私は今、毎日、月曜日から土曜日まで力仕事をしています。大勢の男性の中で、女ひとりで働いています。重たい仕事もやっています。昨日も生コンを扱いました。だから、もう体がゴツゴツしていて、色もこの色です。毎日現場に出て、3トン4トンのトラックも、ユンボも運転しています。

日本語の勉強をしたからこそ、私は自分のやりたい仕事に就けて、自分の夢を叶えることができたということをみんなにわかってもらいたいと思っています。男たちの世界の中に女性が入るのは、かなり難しいんです。私は2年目になるんですけど、1年目は本当にボロクソに言われるんです、毎日。女性だからって、何がお前にできるんだって。そこから男女差別が生まれているんですよ。何ができるのって、「ちょっと待ってください。私の力を試してみてください」と。なので、みんなと同じように私も重たいものを扱います。女性だからって、「いいよ、してあげるよ」、というようなそんな男性はいません。「これ、香里菜やりなさい」しか言わないんです。「そんなこともできないのか」とか。でも、その言葉も私にとっては、チャレンジです。そう言われると、男性ができることは女性にもできるということを、見せることができる。

ただ、力だけではなく、資格もそのひとつです。私は高校を卒業した後に、建築の専門学校に通って、今、建築士の資格を取得しようとしています。ユンボの免許も取ると、やはり周りは「すごいな」って言います。「ユンボも乗れるんですか」って。今は建設業界では、トラック運転手に女性が増えてきているんですけど、力仕事になると女性が少なくて、私の職場でも20人の中で女性は私1人だけです。

この重たい仕事をしながら、私は建設専門学校に通って、子どもを育てながら、毎朝5

時 40 分に家を出るんです。早起きしてお弁当を作って、朝ごはんと晩御飯まで用意しているんです。なぜかという、私が専門学校から帰ってくるのが 11 時ぐらいなのです。子どもたちと話せるのは、土日しかないです。でも、それだけ学ぶことがあります。私たちの子どもにも伝えることができるのではないかと思っています。だから夜、帰ってから、ヘトヘトで、根詰めながらやっています。テスト期間でも仕事の休憩時間に、ユンボの上で教科書を開いて、そこで空いてる時間しかないから、その時しか勉強できないんだけど、でも私が信じているのは、これから先自分の将来があるんだっていうのは、それだけはみんなに言えます。

皆さんに伝えたいのは、どんな困難にあっても本当に命だけは大切にしたいです。前向きに必ず進んで行って欲しい。その自分の向く先には必ず扉と光が見えてくるので、その扉に向かって、第一歩を踏み分けて入って行くのは自分次第なので、勇気を持って扉を開くように伝えたいと思います。

また、教育に関しては、夜間中学を描いたドキュメンタリー「こんばんはⅡ」を観るとわかってもらえると思いますが、本当に私たちにとって教育というのが大切だということ、自分の子孫にも伝えたいと思っています。学び直したいと希望する多くの方々にも、学べるようになって欲しいと思っています。また、私たちは外国人と言われながら、移民もそうですが、私たちはこの日本に住んでいて、滞在していて、皆さんと一緒にこの社会で共生していて、日本社会に無関心の日本人よりも、私たちは外国人と言われても、日本の心を持っているはず。言いたいのは、私たち外国人から税金だけを取るのではなく、私たちにも権利を、せめて選挙権だけでも与えて欲しいと思っています。みなさんありがとうございます。

(えびす かりな)

投稿論文
隣人愛と人類愛
——チャリティーとフィランソロピーについての哲学的考察——¹

菊地了

はじめに

本研究は隣人愛と人類愛をめぐる哲学的・思想史的な議論を現代の社会問題に結びつけて考えることを目的としている。より具体的に言えば、チャリティー vs. フィランソロピー論争という米国の社会的・政治的議論に、人間愛を隣人愛と人類愛に大別して批判的に検討した二人の哲学者——最近京都賞を受賞したカナダの哲学者チャールズ・テイラー (Charles Taylor, 1931-) とほぼ 100 年前にドイツで活躍し哲学的人間学の祖とされるマックス・シェラー (Max Scheler, 1874-1928) ——の考察をもとに同議論に貢献することが本稿の目的である。

研究分野に即して言えば、本稿には応用倫理的な意義と思想史的・哲学的意義があると考えられる。(他にも神学的意義があると考えられるが、論点の集約を図るため、本稿では論じない²。)

第一に、応用倫理的な意義であるが、本研究は実際の政策論争への貢献を意図している。近年米国では、慈善活動をチャリティーとフィランソロピーに分けた上で、近代的フィランソロピーを批判的に検討し、伝統的チャリティーの意義を見直そうという動きがでてきている。同議論は主に米国における慈善の歴史や実践を研究する研究者らによって政策論争の一部として展開されており、チャリティーへの反動という側面をもちながら発展してきた近代フィランソロピーの見直しへの試みであるともいえる。しかし、かれらの議論にはその根底となるはずの愛の概念に関する哲学的考察が欠如しているように思える。そこでチャリティーとフィランソロピーという二つの人間愛の実践の形式に対応する隣人愛と人類愛という異なる愛の概念を哲学的に分析することで、同議論に貢献することを試みたい。

第二に、本研究にはまた独自の思想史・哲学的意義もみとめられると筆者は考える。テイラーとシェラーは、カトリック思想の影響のもとで、社会に関する鋭い洞察によって近代批判を展開し、哲学はもちろん学問の枠にもとらわれず、政治・社会についての論壇に幅広い影響を与えている。しかし、テイラーがシェラーに触れることはまれであり、また、両者を対象とした比較研究もほとんどないようである³。よって、この二人の哲学者が集会的な人類愛の危険性を指摘したうえで人格間のふれあいを尊ぶ隣人愛を擁護したという事実は注目に値すると筆者は考える。さらにいえば、テイラーの議論には隣人愛についての価値論的な根拠づけが抜けているため、隣人愛と浄福を結びつけることによって隣

人愛の価値の優位性を根拠付けようとするシェーラーの議論は、テイラーにとっても検討の価値があるように思われる。また、現象学黎明期の立役者のひとりであり、実質的価値倫理学を提唱したシェーラーの愛の概念の分析を現代米国の政治的・社会的論争やテイラーの社会理論につなげる試みは、近年の欧米の政治哲学における愛の概念の再評価や日本の倫理学における現象学的倫理学の意義への問いとの関連からも意義深いものであるとも筆者は考える⁴。

本稿は4節で構成されている。第1節では米国におけるフィランソロピー批判を概観する。続く第2節ではその骨子を示すために、広義での「貧者」（要援助者）が隣人愛を呼び起こす宗教的福者から人類愛の理想の元に対処されるべき「課題」である社会的弱者へと変容する歴史的経緯を概観する。第3節ではテイラーの近代批判における人類愛の危険性に関する指摘とその対策としてのアガペーのネットワーク論を論ずることで近代的フィランソロピーの問題点と伝統的チャリティーの利点に関する理解を深める。続く第4節ではシェーラーによる隣人愛の価値論的考察をかれの「聖価値」や「浄福」の概念と結びつけて分析することでチャリティーに特殊な価値とは何かを探求する。そして最後に前節までの議論を総括した上で今後の展望を示す。特にフィランソロピーとチャリティーを相対的に対峙させて二者択一を迫るのではなく両方の理解を深めたうえでフィランソロピーにおいて注意すべきリスクの回避とチャリティーに特有の効果を社会的に有効活用すべきだという提言をもって本稿の結びとしたい。

1. 現代米国におけるフィランソロピー批判

現代米国では“charity”も“philanthropy”も慈善という意味でほぼ同義的に使われることもあるが、歴史的なルーツを紐解くと両者には明白な違いがある。元来“charity”はキリスト教の信仰の実践に根ざした個人的かつ宗教的な慈善の実践であり、他者との共苦を含むものであった（Gross 2003: 30）。他方“philanthropy”は17世紀後半に英国で使い始められた用語であり、理性を通じた社会改革という啓蒙主義的なプログラムと関連づけられて使用されてきた（Gross 2003: 30）⁵。

米国におけるチャリティー対フィランソロピー論争はフィランソロピー批判という形で目にすることが多い。これは近代ではフィランソロピーがそもそも前時代的とされるチャリティーの対抗馬として扱われてきたからでもあるが、貧富の差が大きな政治問題となっている現代米国政治において富裕層の財団活動が政治問題化しているからでもある⁶。つまり、同論争は歴史学者や社会学者も参加している政策論争の一部であるともいえよう。以下、最も象徴的である Amazon.com の創業者で CEO のジェフ・ベゾスを例にとってみよう。

2018年9月ジェフ・ベゾスは20億米ドルを主にホームレスを援助するチャリティーに寄付することを発表した（Weise 2018）。ベゾスが世界有数の規模を誇ると同時に従業員

の扱いなどに関して様々な問題を指摘されている Amazon.com の経営者であること、そしてかれがビル・ゲイツなど他の著名な経済人と比較してそれまであまり慈善に関わってこなかったこともあって、このニュースは耳目を集めることとなった。そして、決断の前年にベゾスがソーシャルメディア上で直接的な慈善戦略を選択する旨を表明したことも様々な批判を含めて大きな議論を呼んだ。ベゾスは次のようにツイートしてフォロワーの意見を求めたのである。

私は長期的な視野に立って仕事をするのがほとんどですが、慈善事業の戦略としては正反対のものを考えています。慈善事業に関しては「いますぐ」という逆のことにひかれるのです。一例を挙げるとすれば、私はここシアトルにある“Mary’s Place”に強く感化されています (Bezos 2017、拙訳) ⁷。

2018年にベゾスが寄付計画の内容を発表したときに(ベゾスの所有する)ワシントン・ポスト紙に擁護論を寄稿したのは米国有数のシンクタンクである都市問題研究所 (Urban Institute) に勤める歴史学者であり、同論争の中心人物の一人であるベンジャミン・ソスキスであった (Soskis 2018)。冒頭でまずソスキスはベゾスの意志表明がフィランソロピー業界では狂人の戯言として受け止められるものだと述べる。なぜならフィランソロピストは長期的な視野のもとで社会問題の根源を根絶すること、社会システムを改善することを目指すからである。かれはフィランソロピストの典型的な考え方を次のようにまとめている。

チャリティーは感傷的衝動に促される浪費であったが、近代的フィランソロピーは効果的であろうとする。チャリティーは症状を抑えようとしたが、フィランソロピーは病原に取り組もうとする。チャリティーは宗教的責務であったが、フィランソロピーは実験室や取締役会から学んだ論理で動く。チャリティーは視野が狭いが、近代的フィランソロピーは地域的・国家的・ひいては国際的問題までみる。チャリティーは一時的に貧しい人々の境遇を改善できるかもしれないが、フィランソロピーは貧困自体を根絶する。(Soskis 2018)

このような批判に対してソスキスは伝統的なチャリティーを擁護する。チャリティーの側からのフィランソロピストへの批判は単純に次の一言でまとめられる。「フィランソロピストは人類を愛していると主張するが、それぞれの人間を愛しているようにはあまり思えない。」(Soskis 2018) チャリティーは、苦しむ人々と直に関わり、被援助者の主体性を尊重し、野心的ではなく謙虚である。そして、このようなチャリティーは冷淡で傲慢で官僚的で鈍感な現代社会においては創造的破壊をもたらす存在となれるのではないかと

ソスキスは主張するのである。

さて、ソスキスが述べている通り、チャリティーとフィランソロピーの対立はいまに始まったことではない。ソスキスは同記事では少なくとも16世紀頃からそのような対立が始まっているというが、慈善活動が組織化・専門化されると個人間のチャリティーで培われてきた人間性が失われてしまうのではないかという懸念は、慈善の現場には常に付き物であり続けたといえよう。しかし、近現代におけるフィランソロピー事業の高度化・大規模化——産業化——によって伝統的なチャリティーが極端に脅かされるようになったこともまた事実であろう⁸。そこで以下第2節ではこの流れを歴史的に追ってみたい。

2. 宗教的福者から社会的弱者へ：慈善史における「貧者」の役割の変遷

「チャリティー」(charity)の語源がラテン語で神の愛を表す「カリタス」(caritas)であることから明らかであるように、本来、チャリティーは宗教性の高い行為であった。貧者の救済が神の意志であるという考え方はすでにユダヤ教においてみられたが、貧者の姿にイエスの現存をみるキリスト教では、マタイ福音書の「最後の審判に関する譬え」(マタイ 25: 31-66)においてみられるように、愛の実践である慈善は特に救済に直結する行為であると信じられてきた。聖クリュソストモ(347-407)は次のように述べている。「貧しい信者をみかけたら、祭壇を目の前にしていると思いなさい。乞食と出会ったら、侮辱するのではなく、尊敬しなさい。」(Chrysostom 1979)。

古代教会における慈善の実践の場は手工業や農業などの経済活動の中心である所帯が主であった。つまり、現代では公共の福祉と渾然となるキリスト教の慈善は——例えばドイツでは同国最大の雇用者数を誇るカトリックの福祉組織カリタスとプロテスタント系のドイツ福音主義教会の運営するディアコニーで働くおよそ100万人が多く医療・福祉施設を担っている(Braun 2017)——古代キリスト教では家庭中心のもてなしから始まったのである(Pohl 1999)。やがて、中世がはじまり、修道院や慈善施設が中心的な役割を担うようになったあとも、信者自身が対象者に接して慈善を施すことは宗教的に重視されていた。聖餐(Eucharistia)と奉仕(Diakonia)は当時のキリスト教信仰において不可分な関係にあるとされていたからである(Pompey 2006)。宗教改革後、慈善による恩寵が否定されたプロテスタント諸国において慈善活動は一時期衰退の憂き目を見たが、代わりに公権力による福祉政策が進むこととなった(Pompey 2011)。

南北戦争前、産業化の進む米国では、いわゆる第二次大覚醒(1800年代-1830年代)の波を受けて、千年王国の到来を招くためにユートピア社会の構築を促そうというキリスト教信仰が流行し、さまざまな社会運動が起こった(Soskis 2010: 10-74; Beer 2015b: 42-44)。また南北戦争後、富の蓄積と労働者の貧困、科学主義の広がりなどを背景に、社会改革の推進による貧困や罪の撲滅が叫ばれるようになり、いわゆる進歩主義の時代(1890年代-1920年代)には、「科学的慈善」(Scientific Charity)の重要性が強調され、「その場し

のぎ」の伝統的チャリティーは前時代的であるとする見方が広がった (Soskis 2010: 75-128)。

この背景にはまた米国における多数派プロテスタントと少数派カトリックの宗教的対立もあった。(これは同時にアングロサクソン系対アイルランド系やイタリア系の「人種」対立でもあった (Jacobson 1999) 。) 伝統的なチャリティーの実践にこだわり続けたカトリックの慈善活動家の多くは近代的フィランソロピーの実践者に時代遅れな自己満足だと批判され、敵視された (Soskis 129-200) 。ピューリタンに独特の貧者像を表す「乞食はキリストの名を濫用し、貧困を使って怠惰を偽装している」という言葉はまず自立自尊の自覚であったのだろうが、まさに上記の聖クリュソストモスの言葉とは好対照をなしている (Gross 2003: 34) 。とある「科学的慈善」の実践者によると、新時代の善きキリスト者は、善きサマリア人のようにただ窮地に陥っている人を助ければよいのではなく、「エルサレムとエリコを結ぶ道における強盗対策と男たちに山賊となることを強いる社会状況の是正」を同時に期するのである (Soskis 2010: 72-73) 。

戦略的な取り組みを重視する近代的フィランソロピー活動が生活水準の向上をもたらした反面、その貧困を神の恩恵や救済の契機ではなく解決すべき課題と捉える視点は社会における貧者の存在を「問題」とみなすことにつながっていった。たとえば、援助に値する者と値しない者を分別することは、伝統的チャリティーの論理とは相容れない手法であったが、近代的フィランソロピー活動においては常套手段となった (Soskis 2010: 45; Beer 2015b: 41-52) 。また、援助対象者の生活態度を調べ上げ、生活指導を援助の条件とする団体も出現したが、そのような一方的な関係性は過干渉など多くの問題をはらんでいた (Soskis 2010: 45; Beer 2015b: 41-52) 。その最たる例として、ニューヨークのアイルランド系移民の子供が政府の協力を得た「慈善団体」によって半強制的に西部などの遠隔地に養子に送られるということが何万件もあったとも報告されている (Brown & McKeown 2000: 15-18, Fitzgerald 2006: 78-149) 。

社会改革による貧困の撲滅を謳う近代的フィランソロピー活動の出現によって精神世界における貧者の役割は——良くも悪くも——宗教的福者という肯定的存在から社会的弱者という否定的存在へと変容を遂げた。それでも富者と貧者が生活の場を共有し都市毎の共同体意識が非常に高かった 18 世紀まではまだ援助者と被援助者の間に人間的な触れ合いもあったが、経済発展と都市化の進展とともに慈善団体の組織化と専門化が進み、富者と貧者の接触の機会も次第に減少していった (Gross 2003: 39-46) 。

そしてこの時代に「貧者＝問題」という図式の「科学的」支柱となってチャリティーとフィランソロピーの断絶を決定的にしたものはハーバート・スペンサーの社会進化論である。19 世紀の近代的フィランソロピー活動の立役者の一人であるアンドリュー・カーネギー (1835-1919) は伝統的チャリティー活動を批判して次のように述べている。

われわれ人類の改良の最大の障害の一つは無差別なチャリティーである。怠け者や酔

っ払いなど援助に値しない者を蔓延らせるために富裕層の数百万ドルの資産を費やすくらいなら、かわりに海に投げ捨てたほうがましである。(Carnegie 1965、拙訳)

カーネギーを始め近代的フィランソロピー活動の実践家や理論家の多くはスペンサーの影響を色濃く受けており、カーネギーに至ってはスペンサーを師と仰ぎ私淑すらしていた(Soskis 2010: 216-217; Beer 2015b: 69-77)。そしてのちにカーネギー財団やロックフェラー財団などの莫大な資金力と政治力を誇るフィランソロピー団体に支えられて発展した優生学運動は、70,000人以上の米国人男女を被害者とする強制断種政策を生み出すこととなった(NPR 2016)。この官民一体の一大運動に当時も今も米国人に英雄視されている人々が関わってきたことは決して忘れてはいけない事実であろう。ドイツ第三帝国や大日本帝国の場合も同様といえようがこのような人間の尊厳が集団的に脅かされる危機的状况を作り出した人間たちが「無能力・狂気・強制」によったなどという神話は真実を覆い隠してしまうからである(カプラン 2008; 84-86)。

たとえば、米国史上最も高名な法律家の一人で当代一流の知識人とされたオリバー・ウェンデル・ホームズ・ジュニア判事は強制断種政策の合憲性を認めた最高裁判決文の一節で次のように述べている。「退廃した子孫が犯罪者として処刑されるか低能さゆえに飢餓するかを待つよりは、明らかな不適格者たちの存続を社会が防止する方が世のためである。低能者が三代も続けば十分であろう」⁹。(ちなみに近年の研究によると「精神薄弱者」として強制断種手術を施されたキャリー・バックは実際には性犯罪被害者であったようである(NPR 2016)。

また、産児制限運動の提唱者であり女性の権利の擁護者として有名なマーガレット・サングァー(1879-1966)はある著書で以下のスペンサーの記述を援用している。

役立たずを養うために優秀な人間に負担をかけるのは無慈悲の極致である。それはわざわざ後世に苦難を貯めておいてやるようなものだ。増殖し続ける低能者や怠け者や犯罪者の集団を子孫に遺すこと以上の災いは他にないだろう。[中略] 目前の状況の改善に気を取られて長期的な影響を顧みない感傷的な慈善活動は、極端な利己主義より多くの悲劇をもたらすと考えてもよいだろう。(Sanger 2008: Ch. V; 引用元は Spencer 1996: Ch. XIV)

むろん本稿では産児制限活動や女性の権利の問題について議論をすることは目的としない。しかし、ユートピア的な排除の理論のもつ「彼らが存在しないことが、他の人々のせひとも望む事態(desideratum)である」ということの危うさは明らかであろう(ラフルーア 2008: 313)。ひとたび「貧者」を「集団的課題」として見つめ始めると、根本的な改革を目指す積極的施策が促される反面、「課題解決」の視点から出られなくなって、一人ひ

とりの人間の顔が見えなくなる。そして究極的には米国優生学から生まれ出た大量殺戮計画を含む実行計画は欧州へと輸入されていわゆる「ユダヤ人問題の最終解決」を含むナチス・ドイツの諸政策へとその姿を変えるのである (Black 2003; Black 2012)。

もちろん、フィランソロピーによって社会的弱者の救済が効果的に実施されるようになったということは事実であろう。しかし、今に至るまで格差や不平等は続き「社会的弱者」は存在し続けており、かれらに対する差別や蔑視も根深くなっているのもまた真実ではないか。そこで伝統的なチャリティーの意義を見直し人間的な触れ合いを重視する慈善の形を検討することが現代米国のチャリティー擁護論者によって求められているのである。

その一人であるジェレミー・ビアは「真の人間的交わりの機会を増やし、その可能性を強める」ことを慈善活動の主目的とする「慈善ローカリズム」を提唱しているが、かれは自身の提言とチャールズ・テイラーの哲学との親和性を主張している (Beer 2015a)。そこで次節ではテイラーが近著『世俗の時代』で展開する人間主義批判とアガペーのネットワーク論を検討することで同問題への理解を深めたい。

3. C. テイラー：差異を横断する隣人愛のネットワーク

チャールズ・テイラーは『カトリック的近代?』 (Taylor 1996) や『世俗主義の時代』 (Taylor 2007) において、生命以上のもの (すなわち「超越的なもの」) に価値を認めない生命至高主義に基づく世俗的な人間主義を「排他的人間主義」として批判している。テイラーによれば、排他的人間主義の特徴は生命価値に至高性を認める「生の肯定」であるという。それは「生を保持すること、成功を獲得すること、及び世界規模で苦痛を減少させること」に強い関心をもち、「何らかのより高次のものが存在し、人間の生はそれ自体を超越したものを目指すという継続的に提起される強い感覚」を否定する (Taylor 1996: 14, 18, 24; 訳は高田 2011: 83 から引用)。テイラーはこのように人間の生命以上の価値を認めないことを「霊的ロボトミー」や「生命至上主義」と呼んでいる (Taylor 1996: 14-15; 21)。また、このような人間主義は苦難や死に対して避けるべき危険や戦うべき敵としてしか意味を見いだせないともテイラーは批判している (Taylor 1996: 21)。

さらにテイラーは社会構造の変革によって弱者救済を目論む社会活動家が弱者虐待に陥るという罫を排他的人間主義の構造的欠陥によって説明している。テイラーによると人類愛を掲げる活動家はもともと人間に対して抱く理想が高いために、欠点だらけで強情な個々の人間という現実と直面すると、挫折感や焦燥感から諦めに陥るか強硬な手段に頼ろうとする傾向にある (Taylor 2007: 695-699)。すると、本来愛とは真逆であるはずの、蔑みや嫌悪や攻撃性が生じ、だんだんと抑圧的で非人道的な態度をとるようになり、しまいには保護者を気取った支配者へと変貌してしまう。テイラーは例として、ソビエト共産党による一党独裁主義やオーストラリアにおけるアボリジニの強制教育を挙げているが、上述した米国における優生学思想に基づいた断種政策や児童の強制移住などもその好例とい

えるだろう。

テイラーによると世俗的な現代社会は「啓蒙主義的市民主義」と「人間の尊厳」と「正義」という三つの理念によって支えられている¹⁰。しかし「高度な自尊心」に頼る啓蒙主義的市民主義においては「他者への献身」が「気ままな自己満足」に陥りやすいという脆弱性がみられる。また「人間の尊厳」に対する高い意識は弱者の現実と直面したときに「蔑みと嫌悪を動力とする支配」へと変わる危険をはらむ。そして「正義」は「被抑圧者の救済への激しい情熱」をしばしば「邪魔するものへの苛烈な憎しみへ」と転化させる。よって20世紀が進歩と恐怖の世紀であり、「アムネスティ・インターナショナルと国境なき医師団と同時にアウシュビッツやヒロシマを生み出した」のは偶然ではないと、テイラーは指摘する (Taylor 1996: 37)。

テイラーは、人間性への過剰な期待と信頼によって生じる問題を回避しながらも人々を慈善へと促す力として、アガペー (キリスト教的愛) のネットワークを提唱している。テイラーの考察の中心となるのはイバン・イリイチによる善きサマリア人の譬えの解釈である (Taylor 2007: 727-738)。善きサマリア人の譬えは「すべての人を愛せよ」という博愛の「規範」をあらわすものだとして解釈されることが多い。しかし、イリイチによるとこの譬えに凝縮される福音書の原理は新たな「規範」を示すものではなく、従来のエートスの中心となっていた人格間の分断につながる (a) 倫理の主体としての「われわれ」意識、(b) 汚れと清め、(c) 宇宙的価値秩序という三つの枠組みの超越を促すものなのである (Taylor 2007: 737-744)。テイラーはイリイチの考察をまとめたうえで次のように述べている。

[善きサマリア人の行為は]かれの世界に許された「われわれ」の境界を超越する。それは「われ」の自由な行為である。イリイチの語る自由は現代人を欺くかもしれない。善きサマリア人の行為は単にみずからのうちから創出されるものではない。それは目前の人に対する反応なのである。かれは「反応することが求められている」と感じるが、かれの反応を求めるのは何らかの当為の原則などではなく、傷ついた人そのものなのである。その反応によってかれは「われわれ」という呪縛を逃れる。そして、入念に構築された聖なるものや邪悪な霊や (よそ者を「不浄」とみなす見方によく示されるように) 「われわれ」の文化や社会や宗教に設けられたさまざまな形態の防護柵の外部にて行動するのである。(Taylor 2007: 738-739)

道端で倒れていた人物と善きサマリア人との関係は、部族や宗教といった従来の帰属分類によるのではなく、ある人格とある人格との間に偶発的に結ばれた絆である。さらにいえば、サマリア人の譬えは、「隣人」も含めて、「人間」や「人格」や「神の似姿」や「理性的存在」などというように新たなより包括的な帰属分類をつくりだそうという試みでも

ない。善きサマリア人の反応は「はらわた」（ギリシア語の”σπλάγχνα“ (“splanchna”)は、肉体的には内臓を示すが、そこは感情の宿る所ともされ、特に攻撃的な感情、怯み、母親の愛情などと関係づけられており、新約聖書では「心」とも訳される¹¹⁾による反応なのである (Taylor 2007: 741)。テイラーはイリイチの遺作への序文で次のように述べている。

「カントにとっての原理は、われわれが理性や人間性による調整を合理的動因として第一に置くことである。われわれが見たように、アガペーのネットワークはまず特定の人間に対して心底から湧き起こる反応を第一位に置く。この反応は一般的規則には還元できない。」

(イリイチ 2006: 15) また、イリイチ自身は善きサマリア人を突き動かすのは「徹底的に感性的で身体的で彼岸的である経験」への眼差しであり、善きサマリア人の行為によって結ばれるべき二人の絆は「人間存在の自然な性情に照応」していると述べている (イリイチ 2006: 345-346)。

このように人格愛に超越的かつ至高的な価値を見出すことにより人格間の邂逅による愛の絆の生成を妨げる障壁を取り払ってアガペーのネットワーク (キリストのからだである教会) を構築していくことがカトリシズムの本義本願であるはずだったと、テイラーはイリイチとともに主張する (Taylor 2007: 739)。それに反して「教会」はやがて高度に組織化され、近代的な官僚制度や規範主義的倫理を生み出し、人間を「規則と規範のフェティシズム」に陥らせる事態となった (Taylor 2007: 742)。しかし、われわれ人間の霊的生活の中心となるべくは、偶然性を受容したうえでの「生きた関心」のネットワークであって、制度的組織や規範ではないのではないかとテイラーは問う (Taylor 2007: 743)。つまり、たまたまそばを通りかかった人を助ける善きサマリア人のように、たまたま生まれ落ちた境遇からはじまって人生で出会っていく多様な隣人たちと様々な障壁を越えて愛の絆を結び、ともに生きていくことがキリスト教的愛の実践の本来の形なのだとテイラーは考えるのである。そして、その動力として「教会」を「復活」させることが、テイラーが「差異を横断する統一性」と理解するカトリシズムの現代社会における意義だとされるのである (Taylor 1996: 8)。

前節の最後で言及したジェレミー・ビアの「慈善ローカリズム」は「規則や規律や組織というシステムによって組織化された世界では、偶然性は障害やひいては敵や脅威としてみなされる」 (Taylor 2007: 742) というテイラーの批判を慈善団体に当てはめたうえで、アガペーのネットワークの構築を慈善の本義とした理念と考えることができる。高度に組織化された現代の慈善団体は、公正や中立の理念に基づき、必要性に応じて合理的に物資を分配するが、その合理的 (規範的かつ理性的) な倫理は、主観と偶然と所与に満ちた愛の心情的な倫理と衝突する。もちろん、本来公共の福祉を目的とする政府や中立公正の名の下に人道支援を担う赤十字のような非政府組織には合理性が求められて当然だろう。しかし、市民グループや宗教団体などは人々との触れ合いのうちに慈善を実践する機会を提供することを通して「生きた関心のネットワーク」を樹立するような活動に存在意義を見

出せるのではないだろうか。また、個人として社会事業に関わったり寄付したりすることももちろん必要かもしれないが、何より自らが周囲の人々と絆を結び、寄り添い、ともに生きること、つまり「生きた関心のネットワーク」を育てながら生きていくことも人が人として生きていくためには大切なことだといえるだろう。

さて、テイラーのアガペーのネットワーク理論は単にキリスト者に向けたキリスト者の言説であるとして片づけてしまっているものだろうか。テイラー自身は、儒者の装いで中国宣教に励んだイタリア出身のイエズス会士マテオ・リッチ (Matteo Ricci, 1552-1610)¹²を模範として、世俗化された現代西洋に通じる形でキリスト教の信仰について語ろうとしているらしい (Taylor 2006: 36)。それでは、テイラーも主張する隣人愛の価値の普遍性というものにはなんらかの根拠があるのであろうか。

百年ほど前の欧州で活躍したマックス・シェーラーは、テイラーと同様に、カトリック思想の影響の下、極端な世俗主義に走りがち近代社会において隣人愛が見失われつつあることに警鐘を鳴らした。さらに初期現象学の一端を担い価値倫理学そしてのちに哲学的人間学を提唱したシェーラーは人間愛を分析して集団的人類愛と人格間の触れ合いである隣人愛とに分けたのち、隣人愛を「聖なるもの」や「浄福」などの概念に結びつけることによって、人類愛に対する優越性を主張した。そこで、次節ではシェーラーの考察を通してチャリティーの意義の再確認につなげたい。

4. M. シェーラー：隣人愛と浄福

本節の論旨は複雑なためまずその要旨を記すことから始めたい。本邦でもしばしば言及されている「道徳の構造におけるルサンチマン」でのシェーラーはニーチェのルサンチマン論を土台としていたこともあり当初は人類愛の意義そのものを否定していた¹³。いわゆる人類愛というものは普遍的な人類愛の障害となる個別的な存在の否定と表裏一体となっており、例えばみずからの人生の挫折から目を背けることやみずからを疎外した社会への憎しみに起因する個別存在の否定の裏返しに博愛であるという議論をシェーラーは展開したのである。シェーラーはのちにこの極端な立場を修正し、人類愛の存在自体は認めることとなる。しかし、シェーラーは引き続き人類という集団を対象とする人類愛よりは個々の人格を対象とする隣人愛の方が価値論的に上位に位置すると主張する。この価値論的な優越性についてはさまざまな解釈が可能であろうが、本稿ではシェーラーの浄福論における隣人愛との関係に注目する。つまり、シェーラーは、隣人愛は浄福をもたらす浄福は隣人愛をもたらすという好循環の存在を指摘しているのであるが、ここにまさにチャリティーの意義が隠されているのではないかというように筆者は考えるのである。

以下、シェーラーの文献を参照しながら、上記の議論をつまびらかにしていきたい。

シェーラーによると、人格愛は単なる価値応答や善意ではなく「ダイナミックな実在としての人格」としての相手へと向けられている「存在のより充実した実現」を目指した運

動である（『同情』：256-271）¹⁴。このような人格愛理解を踏まえ、マックス・シェーラーの思想におけるキリスト教的愛と人類愛の違いは以下のようにまとめられる。

キリスト教的愛は、かけがえのない人格としての個人、その精神的核、個人の中に受肉した人格的価値へと向けられる。一方、人類愛の対象は個人ではなく、個別化されない全体としての人類と、人類の非人格的な福祉である。主観的側面では、キリスト教的愛は本質的に能動的、創造的で精神的な活動である。それに対して人類愛は、おもに心理的伝染を通して生じる受動的な感情によって特徴づけられる。（デーケン 2005: 140）

シェーラーはキリスト教的愛と人類愛を「対象」と「主観的側面」という二つの側面において比較対照している。まず、キリスト教的愛の対象は人格としての個人であるが、人類愛の対象は人類とその福祉であるとしている。そして、主観的側面においては、キリスト教的愛は「能動的、創造的で精神的な活動」である真正の愛であるが、人類愛は「自分自身から目をそらして、他の人々の問題に夢中になる衝動」などに触発された「心理的伝染」であり、いわば見せかけの愛であるとした（『転倒（上）』：160-166）。

後年シェーラーは人類愛の主観的側面については動機の積極性を認める形で上記の批判を修正したが、人類愛を「普遍的人間愛」と「ユートピア的」な「最も遠いものへの愛」（以下「遠人愛」とする¹⁵）に区別したうえで、これらを「キリスト教的な人格愛」や「隣人愛」の上位に位置づける「価値の転倒」については引き続き強く非難している（『同情』180-181）。

それでは、どうしてシェーラーは「普遍的人間愛」や「遠人愛」は「キリスト教的な人格愛」や「隣人愛」の下位に位置付けられるべきだと考えるのだろうか。

シェーラーによると、快価値、生命的価値、精神的価値、聖と不聖の価値（以下「聖価値」とする）の四つの価値様態は階層的秩序をなしており、より上位や下位の価値に還元されないという点でそれぞれ完全に独立している。そして、実質的価値の秩序はア・プリオリな真実であるとしている（『倫理学（上）』202-208）。また、これらの価値様態はそれぞれ対応関係にある感情状態によって感得される。快価値は「快適」や「不快」または「愉快」や「不愉快」などの感覚で感得される。生命価値は「生命的感得作用」の把握する価値である。これには「健康、生命力、病気、老化、弱さ、さらには迫り来る死の予感」などの感覚である生命感情が対応している（デーケン 2005: 44）。精神的価値は美醜や真偽や正・不正に関するものであり、これらの価値に応じてわれわれは精神的な喜びや悲しみを感じる。最後に、価値階層の頂点を占める聖価値は「聖なるもの」と自己との距離感に関する感覚であるが、これには後述する通り「浄福」という感情が関わってくる。

上記のような価値の秩序を前提としたうえで、シェーラーによる愛の秩序と価値の秩序

の相関関係は以下のように説明できる。

まず、シェーラーによると、普遍的人間愛の対象は全体としての人類とその福祉であり、その価値は「全体の福祉」の促進にあるとされている（『転倒（上）』155）。また、「『幸い』あるいは『福祉』という意義領域のうちに存している一切の諸価値」は生命価値に從属している（『倫理学（上）』203）。よって「普遍的人間愛」は福祉・幸福価値の從属する生命価値以上の価値とは対応しないと考えられる。ゆえに、近代的人間愛において求められるのは「人間の人間に対する人格的な愛の行為ではなく、何よりもまず非人格的な『制度』つまり福祉制度」なのである（『転倒（上）』158）。

それでは、遠人愛の対象は何だろうか。遠人愛は未来に存在すべく高貴な人類への愛であると考えられるが、高貴な人類とは「生命」の充実した存在であるとするならば、これは高貴に対する愛である生命的愛であり、生命価値と対応していると考えてよいだろう（『同情』：282）。また、科学や芸術や生活様式など文化面において新たな境地を達成する未来の人々が愛の対象とされる場合には「文化価値に対する自我の愛」とも考えられるが、これは精神的価値に対応しているといえる。

ここまでの説明が正しければ、人類愛とは高貴に対する生命的愛あるいは生命価値に從属する福祉・幸福価値に対する愛あるいは文化価値に対する自我の愛であり、いずれも「愛の最高の形式」である「聖なる人格への愛」の下位に位置づけられると結論づけられよう。

それでは「聖なる人格への愛」とは何であろうか。シェーラーによると、神を愛することが神とともに愛することであるように、聖なる人を愛するとは聖なる人とともに愛することである（『同情』：280）。よって最高の愛の形式は聖なる人格である神や聖人とともに愛することである（『同情』：282）。つまりキリスト教的な文脈からいえば、キリストに倣い隣人を愛することが「愛の最高の形式」といえるのである。ゆえに、神の愛を前提としたキリスト教的な人格愛と隣人愛は「聖なる人格への愛」ともいえるだろう。

さて、隣人愛が「聖価値」と結びついており人類愛の上位に位置づけられるということはキリスト教信仰の真偽に依拠しているのだろうか。この問いに答えるのは難しいが、少なくともシェーラーは隣人愛と聖価値の結びつきを啓示的真実ではなく人間学的事実と考えていると思われる。その理解の鍵となるのがシェーラーの浄福の概念である。

シェーラーによると隣人愛に聖価値を結びつけるのは聖価値と対応する「浄福」感情である。浄福感とは「人格の核から私たちの実存と私たちの『世界』の全体を充実」する「形而上学的な、そして宗教的な自己感情」であり、「幸福感情の最も深い層」における「情緒的」肯定感である。そして「小さき者、弱き者への愛や犠牲や援助や身を屈すること」であるキリスト教的愛は「最も深い内面において救われていて自分の現存在と生命とが破綻なく充実しているという強力な感情」に基づいて「浄福と内面の安らぎを伴いつつ力が溢れ出る」ことでもあるとシェーラーは述べている（『転倒（上）』115-116）。

それでは浄福と隣人愛の関係はどのようになっているのであろうか。シェーラーは浄福

な人が隣人愛を実践する、また、隣人愛の実践によって人は浄福に至るとも考えているようである。以下、順に検証してみよう。

浄福な人が隣人愛を実践するとはどういうことであろうか。シェーラーは、次のことをそれまで「見逃され」てきた「単純で偉大な真理」と呼んでいる。「あらゆるよい意志方向はその源泉を最も深い層の積極的な感情の過剰にもち、そしてあらゆる「比較的よい」態度は、比較的深い層の積極的な感情の過剰のうちその源泉をもつ。」(『倫理学(中)』294)。つまり浄福感覚——ハイデガーの「気分」(Stimmung)やラトクリフの「実存感情」にも比される——はある種の存在規定として意志を左右する場として機能するために慈善がなされるというように理解できるであろう¹⁶。よって「浄福と絶望は、決して私たちの意欲によって作り出されない感情である(というのは、それらはまさに意欲する人格それ自身の存在にしみ込んでいるのだから)」とも言えるのである(『倫理学(中)』294)。浄福や絶望によって意欲が規定されるという方向性は一方通行であって浄福や絶望を意欲によって直接に生み出すことはできないのである。「浄福と絶望はまさしく、人格自身の存在——これは人格の意欲のかなたにある——を貫き、そしてそれゆえに人格が作用において遂行する一切のことをも貫き通し、共に規定する感情である。」(『倫理学(中)』295)だから浄福が隣人愛の実践に先立つのである。

しかし、逆に、愛の実践は浄福をもたらすともいえる。シェーラーによるとわれわれを喜ばせたり幸せな気分させたりするのは個々の価値ある物事ではなく、聖なるものと自己との距離感を示す「人格存在自身の道徳的価値」である(『倫理学(中)』286)。これはキリスト教の文脈でいえば、隣人を愛する人はイエス・キリストとの距離が近いために自らの道徳的価値ないし聖価値を浄福のうちに感得するのである。しかし、キリスト者がイエスのように愛するものを聖なるものと感得するのは、彼がキリスト者であるからではない。つまり、キリスト者がキリストへの距離感によってみずからの聖俗を感得するのはキリスト教信仰を尺度としているからではない。むしろ人がイエスのように愛する者を聖なる者と感得するからこそ、人はキリストに対する信仰を抱くのである。(換言すれば、神は愛であるという信仰は論理的に導かれる命題ではなく感得されるべく価値的事態なのである。)ゆえに、われわれの感ずる自身と聖なるものとの距離感はわれわれがどれだけ隣人を愛するかということのみに直接にかかってくるのである。(だから、自分と聖なるものの距離感を愛以外のものによらずと思いつくことができてもそれは浄福にはつながらない。たとえば世俗的な富が神からの祝福の証だと信じる者も決してそれだけでは浄福感をもつことはできないのである。)よってシェーラーは「愛そのものと与えるはたらきのなかで人は浄福である！」とか「愛の卓越した価値と愛の作用に結びついている浄福」(『転倒(上)』167)とか述べているのだと考えられる(『転倒(上)』121)つまり隣人愛は浄福をもたらすのである。

シェーラーの人類愛と隣人愛に関する価値論的考察は現代米国におけるフィランソロピ

一批判への示唆に富んでいる。人類愛に基づくフィランソロピー活動は精神的価値や生命価値の増進に貢献するので文化的な喜びや充実した生をもたらしてくれる。しかし、チャリティー活動は他の人格を隣人として愛することのうちに自らとその生きる世界に対する肯定感情と連関しているため、人間の実存の根底に関わる行為なのである。チャリティー活動の価値は「愛されること」のみならず「愛すること」にもあり、しかも「愛すること」には終末論的な救済や信仰の証という信仰者に固有な役割ではなく、みずからとその世界に対する肯定感情という人間的な役割がある。そして、本節での議論が正しければ、これは実践者のキリスト教信仰の有無に依存しない人間学的な事実であるのだとも考えられるのである。

おわりに

福祉の充実や文化の発展のみならず社会構造の革新と科学技術の発展を支えるイデオロギーの主力が進歩主義的人類愛であることは明白な事実であり、それに基づくフィランソロピー活動の人類への貢献は明らかである。皮肉なことであるが、第1節のソスキス自身も指摘しているようにかれのフィランソロピー批判はカーネギー財団やロックフェラー財団の財政的支援によるものであるし (Soskis 2010: ii)、筆者の所属する上智大学のグローバル・コンサーン研究所も考え方によってはイエズス会のフィランソロピー事業の一部である。しかし、テイラーの指摘するように、人類という集合への思いが強すぎると、目前の個人である人間が見えなくなる危険があることも心に留めておく必要がある。

宗教的な理由や政治的な理由から米国におけるチャリティー派とフィランソロピー派は対立する傾向にあるが、本質的には両者は協働関係にあるべきだろう。ある歴史家が指摘しているようにわれわれは善き医師のように痛みや苦しみの緩和と病の根絶の両方を目指すべきなのである (Gross 2003: 31)。ゆえに、フィランソロピー自身を断罪するような極論は避けながらも、フィランソロピーにある種の危険——フィランソロピーリスクとでも呼べるだろうか——が伴うことを認めることによってそれを回避するように努めることがわれわれには求められている。そして、そのためには本稿で挙げた様々な研究を範としてフィランソロピーリスクについてあらゆる角度から学際的に研究をすることが重要であると筆者は提言したい。

また、シェーラーの主張したように、チャリティーには人格と人格が触れ合うことによる特別な意義があると考えられる。シェーラーによって主張された隣人愛と浄福の関連性は宗教哲学的にはより詳細な議論が必要とされるだろうし、本当に浄福が至上価値と結びついているかどうか倫理的には大いに議論の余地があるだろう。しかし、人間の実存の深みからくる肯定感や人間存在にとってどんな物質的条件よりも大切であると筆者は思う。富裕で公正な社会でも——たとえSDGsがすべて達成された未来でも——愛がなければ「絶望」のうちに自殺する人々は多く存在するだろうし、貧困と不正の蔓延る社会でも

— もしかすると共に苦しみ助け合い愛し合うことが必要な世界だからこそ — 「浄福」のうちに愛に生きる人も珍しくはないのである。「愛が可能なかぎり存在するような世界こそ最善のものであろう」というシェーラーの言葉をわれわれはいまよく考えてみるべきではないだろうか（『転倒（上）』155）。

¹ 本稿の執筆にあたっては指導教官の寺田俊郎教授をはじめ、多くの人々に世話になった。特に、日頃から研究を支えて頂いている上智大学の哲学研究科とグローバル・コンサーン研究所、本稿の元となった発表に耳を傾け、批評をくださった、日本倫理学会大会における研究発表への参加者のみなさま、2018年度に支援をいただいたカトリック奨学金、そして査読の労をおとりくださった二人の匿名の研究者にこの場を借りて感謝の意を表す。

² キリスト教の文脈における慈善の特殊な価値については当然のことながら古代より神学的議論の集積がある。また、特に近年は主にドイツ・カトリックの論壇において、キリスト者の信仰の実践としての慈善であるカリタス（独語の“Caritas”は英語の“charity”の元となった羅語“caritas”に由来している）の宗教的意義への問いをカトリック教会の慈善団体としてのカリタス（独語：“Caritas”）のアイデンティティの問題と重ねて考察する試みが多くなされてきた（例えば Baumann (2017)参照）。筆者は同議論との関連を通して本稿にも神学的意義があると考えている。

³ テイラーはごくまれにシェーラーに言及しているだけだが（例えば Taylor (2007: 113)）、両者には現象学的倫理学という手法的共通点があるということが最近の研究によって指摘されている（Roothan 2018）。

⁴ 政治哲学において愛の役割に注目する議論はドイツの Spaemann (1989)や米国の Nussbaum (2013)などが知られている。日本における現象学的倫理学の意義への問いに関連しては、例えば 2018年度の日本倫理学会大会においてシンポジウムが実施されたが、責任者の吉川孝はその報告において「現象学的倫理学が現代倫理学として一定の地位を占めているとは言いがたい」と述べている（吉川 2019: 86）。また、宮村悠介はシェーラーにおける「徳と幸福との結びつき」に着目し、現象学的倫理学にその解明を期待しているという（宮村 2017: 43）。このような中、筆者はシェーラーにおける隣人愛と幸福との結びつきにこそ現象学的倫理学の現代的意義が示されていると考えている。

⁵ 本稿では主に米国史における慈善の概念を扱っているが、当然ギリシアルーツの“philanthropia”もあるし、ラテンルーツの“caritas”もある。（たとえばギリシアにおけるフィランソロピーに関しては土井（2016）が詳しい。）また、キリスト教圏の諸言語でもそれぞれの歴史的展開があり、相互に影響を及ぼしてきたはずでもある。

なお日本でも最近米国を拠点とする日本人研究者によってフィランソロピー研究の重要性が指摘されている（大西 2017）。

⁶ 近年米国では、税金の控除のうえに成り立ちながらも実際には寄付者の意向を強く反映して活動する財団の存在は、実際には民主主義の理念に反しているのではなかろうかという議論が注目を浴びている（例えば Reich (2018)）。

この議論を理解するためには米国社会の事情を考える必要がある。米国の都市部ではホームレスが急増しており、貧富の差は大統領選をはじめ政治の大きな争点となっている。そのような中で、公益法人として米国政府により税法上優遇されながらもめいめい思いのままに活動に励んでいるフィランソロピーセクターが非難的となってきている。フィランソロピーと民主主義における公平性に関する問題は本論の主旨とは直接には関係ないが、フィランソロピー批判の一つの重要な側面であるため、ここで短く論じておく。

米国政策研究所（Institute for Policy Studies）で経済的不平等を研究しているチャック・コリンズ研究員がネーション紙（The Nation）に発表した論考「億万長者のフィランソロピー

一による脅威」ではフィランソロピーにまつわる制度の改革が米国の民主主義の未来に重要だとされている。

億万長者が1ドル慈善団体に寄付するごとに「人民」[we the people]は37-57セントを税金の減収という形でカンパしていることになる(実際の金額は寄付者の節税戦略の程度による)。つまり、納税者は実質的に個人的寄付者の定めた優先事項に合わせて資金を提供しているのである。美術館の新棟増設とか私立学校の真新しい演奏芸術センターとかのために。(Collins 2019、拙訳)

コリンズは加えて富裕層が寄付によって子供をエリート大学に入学させたり、親族を財団で雇って養ったりなど、様々な形で私的な利益を追求していることを指摘している。コリンズも当然教育や芸術への貢献を悪いと思っていないわけではないが、貧困によって衣食住や基礎レベルの教育にまったく欠けている人々が多く存在している米国社会では他に優先すべきことがあると考えているのである。

⁷ ベジスは“philanthropy”という単語を使っているが、ここではチャリティーと対比する意図はないと解釈できるため「慈善」と訳出した。なお本稿における欧文からの引用は特に言及しないかぎり拙訳である。

⁸ 例えば近年の米国におけるフィランソロピー財団の総資産の合計はGDP比で5%にもなる(Johnson 2018)。

⁹ *Buck v. Bell*, 274 U.S. 200 (1927). (ホルムズの著したバック対ベル(1927)の法廷意見(多数意見)からの引用である(合衆国判例集274巻200頁掲載)。)

¹⁰ 高田(2011)はテイラーの世俗主義批判を政治理論の立場から考察している(本稿のテーマに関しては特に80-86; 91-94; 166-174を参照)。また、坪光(2014)は同論を宗教学的視点から考察している。

¹¹ N. ワルター、「はらわた」、『ギリシア語 新約聖書釈義事典』日本語版、荒井献・H. J. マルクス監修、教文館、第III巻、304-305。

¹² 二川佳巳、「リッチ」、『新カトリック大事典』初版、新カトリック大辞典編纂委員会編、研究社、2009、1269-1270。

¹³ 金子(1995: 217-225)、五十嵐(1999: 81-101)、デーケン(2005: 121-149)参照。

¹⁴ 紙面の都合上本稿では議論できないが横山(2015)は親密圏におけるコミュニケーション論の観点からシェーラーの愛の概念の解釈を試みている。

¹⁵ 「最も遠いものへの愛」(Fernstenliebe)に関してはニーチェの言及が有名である

(*Zarathustra*: Erster Theil, „Von der Nächstenliebe“)。また、同概念はシェーラーも高く評価していたニコライ・ハルトマンの『倫理学』第56章でも詳細に分析されている(Hartmann 1962: 502-509)。

¹⁶ ラトクリフはハイデガーの気分の概念や統合失調症の事例などを参考にこのような心場を「実存感情」と呼んでいるが(Rattcliffe 2008: 41-75)、Yokoyama (Forthcoming)はシェーラーの「浄福」や「絶望」をこの実存感情と結びつけている。また、ニーチェはこのような人生と世界への全体的な肯定感を溢れ出る生命の充実と関連づけているが(*Genealogie*, „Vorwort“, §5)、これはシェーラーの浄福論にも共通している。「人間の生を組織してゆく最高の精神的原理」である「キリスト教の愛の理念」は同時に事実上「高揚してゆく」生の表現を示すのである(『転倒(上)』166)。また、愛する魂は「高貴」である(生命感が充実している)(『転倒(上)』122)。

【凡例】

シェーラーからの引用については読者の簡便性を図るため邦訳の著作集を用いて書籍名の一部と頁数で引用先を示した。本稿で参照した著作集は以下の通りである。

シェーラー、マックス (2002) 『シェーラー著作集1 倫理学における形式主義と実質的価値倫理学 (上)』吉沢伝三郎訳、白水社。

___ (2002) 『シェーラー著作集2 倫理学における形式主義と実質的価値倫理学 (中)』吉沢伝三郎訳、白水社。

___ (2002) 『シェーラー著作集4 価値の転倒 (上)』林田新二ほか訳、白水社。

___ (2002) 『シェーラー著作集8 同情の本質と諸形式』青木茂ほか訳、白水社。

【参考文献】

五十嵐靖彦 (1999) 『愛と知の哲学——マックス・シェーラー研究論集——』花伝社。

イリイチ、イバン (2006) 『生きる希望——イバン・イリイチの遺言』デイヴィッド・ケイリー編、藤原書店。

大西たまき (2017) 「フィランソロピー概念の考察——西欧におけるフィランソロピー研究のシステムティック・レビューと日本のフィランソロピー研究の発展に向けて——」『ノンプロフィット・レビュー』17号1巻、1-10。

カプラン、アーサー (2008) 「悪の倫理学——ナチスの医学実験がもたらした課題と教訓」(2008) 『悪夢の医療史：人体実験・軍事技術・先端生命科学』ラフルーア W、ペーメ G、島菌進編著、中村圭志 秋山淑子訳、勁草書房、83-110。

金子晴勇 (1995) 『マックス・シェーラーの人間学』創文社。

高田宏史 (2011) 『世俗と宗教のあいだ——チャールズ・テイラーの政治理論』風行社。

土井健司 (2016) 『救貧看護とフィランソロピア——古代キリスト教におけるフィランソロピア論の生成——』創文社。

デーケン、アルフォンソ (2005) 『人間性の価値を求めて——マックス・シェーラーの倫理思想』阿内正弘訳、春秋社。

坪光生雄 (2014) 「世俗の時代の「護教論」：チャールズ・テイラーの神学的な歴史」『一橋社会科学』6、51-64。

- 宮村悠介 (2017) 「M・シェーラーの徳理論と現象学的経験——カントと現代のあいだ」
『生きることに責任はあるのか——現象学的倫理学への試み』弘前大学出版会、27-56。
- 吉川孝 (2019) 「現象学的倫理学の最前線」『倫理学年報』68、86-96。
- 横山陸 (2015) 「シェーラーの愛の概念のアクチュアリティ」『倫理学年報』64、117-131。
- ラフルーア、ウィリアム (2008) 「知恵の木とその二重の果実」『悪夢の医療史：人体実験・軍事技術・先端生命科学』ラフルーア W.、ベーム G.、島菌進編著、中村圭志・秋山淑子訳、勁草書房、1-15。
- Baumann, Klaus (Hrsg.) (2017), *Theologie der Caritas: Grundlagen und Perspektiven für eine Theologie, die dem Menschen dient.*, Echter.
- Beer, Jeremy (2015a), “Charles Taylor on the sources of the philanthropic self”, *HistPhil*, Nov. 15, 2015, <https://histphil.org/2015/11/25/charles-taylor-on-the-sources-of-the-philanthropic-self/>.
- ___ (2015b), *The Philanthropic Revolution: An Alternative History of American Charity*, University of Pennsylvania Press.
- Bezos, Jeff (2017), *Twitter@JeffBezos*, June 16, 2017.
- Black, Edwin (2012), *The War Against the Weak: Eugenics and America's Campaign to Create a Master Race*, Dialog Press.
- ___ (2003), “Eugenics and the Nazis – the California Connection”, *SFGATE*, November 9, 2003, <https://www.sfgate.com/opinion/article/Eugenics-and-the-Nazis-the-California-2549771.php>.
- Braun, Michael (2017). „Die Kirche als Unternehmen – Wirtschaftsbetriebe mit religiösem Etikett“, *Deutschlandfunk*, Mai 24, 2017, https://www.deutschlandfunk.de/die-kirche-als-unternehmen-wirtschaftsbetriebe-mit.769.de.html?dram:article_id=387033.
- Brown, Dorothy M. & Elizabeth McKeown (2000), *The Poor Belong to Us: Catholic Charities and American Welfare*, Harvard UP.
- Collins, Chuck (2019), “The Perils of Billionaire Philanthropy”, *The Nation*, September 11, 2019, <https://www.thenation.com/article/archive/philanthropy-charity-inequality-taxes/>.
- Carnegie, Andrew (1965), *The Gospel of Wealth, and Other Timely Essays*, Edward C. Kirkland (ed.), Belknap Press of Harvard UP.

- Chrysostom, John (1979), *Homily 20 on Second Corinthians*, translated by Talbot W. Chambers, from Nicene and Post-Nicene Fathers, First Series, Vol. 12, WM. B. Eerdmans.
- Fitzgerald, Maureen (2006), *Habits of Compassion: Irish Catholic Nuns and the Origins of New York's Welfare System, 1830-1920*, University of Illinois Press.
- Gross, Robert A (2003), "Giving in America: From Charity to Philanthropy", *Charity, Philanthropy and Civility in American History* ed. LJ Friedman and MD McGarvie, 29-48.
- Hartmann, Nicolai (1962), *Ethik*, Walter de Gruyter, 502-509.
- Jacobson, Matthew Frye (1999), *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race*, Harvard UP.
- Johnson, Paula D. (2018), *Global Philanthropy Report: Perspectives on the global foundation sector*. Hauser Institute for Civil Society at Harvard University.
- Margaret Sanger (1922), "The Cruelty of Charity", in *The Pivot of Civilization*, Brentano's.
- Nietzsche, Friedrich (1999), *Also Sprach Zarathustra*, in Friedrich Nietzsche: Sämtliche Werke – Kritische Studienausgabe, Giorgio Colli und Mazzino Montinari (Hrsg.), Deutscher Taschenbuch Verlag, Walter de Gruyter, 1999.
- ____ (1999). *Zur Genealogie der Moral*, in Friedrich Nietzsche: Sämtliche Werke – Kritische Studienausgabe, Giorgio Colli und Mazzino Montinari (Hrsg.), Walter de Gruyter.
- NPR (2016). "The Supreme Court Ruling That Led to 70,000 Forced Sterilizations", *Shots*, March 7, 2016, <https://www.npr.org/2017/03/24/521360544/the-supreme-court-ruling-that-led-to-70-000-forced-sterilizations>.
- Nussbaum, Martha (2003). *Political Emotions: Why Love Matters for Justice*, Harvard UP.
- Pohl, Christine D (1999), *Making Room: Recovering Hospitality as a Christian Tradition*, W.B. Eerdmans.
- Rattcliffe, Mathew (2008), *Feelings of Being: Phenomenology, Psychiatry and the Sense of Reality*, Oxford UP.
- Reich, Rob (2018), *Just Giving: Why Philanthropy Is Failing Democracy and How It Can Do Better*, Princeton UP.

- Roothaan, A (2018), “A Pragmatic Ontology of Religious Value Experience: A discussion with Charles Taylor, William James and Max Scheler”, in P. Nullens, A. Roothaan, & S. van den Heuvel (eds.), *Theological Ethics and Moral Value Phenomena: The Experience of Values*, Routledge, 17-30.
- Pompey, Heinrich (2011), „Das Engagement für Arme im ausklingenden Mittelalter und in der frühen Neuzeit“, in Konrad Krimm (hrsg.): *Armut und Fürsorge in der Frühen Neuzeit*, Thorbecke: 41-68.
- ___ (2006). „Caritas professionell jedoch „häretisch“ – Liturgie feierlich jedoch folgenlos? Zur inneren Verbundenheit von Diakonie und Eucharistie sowie von Glauben und Liebe“, in Barbara Haslback (hrsg.): *Wer hilft, wird ein anderer: zur Provokation christlichen Helfens; Festschrift für Isidor Baumgartner*: 99-121.
- Soskis, Benjamin (2017), “What If Philanthropy Isn’t the Best Way for Rich People to Help Others?”, *The Washington Post*, June 30, 2017.
https://www.washingtonpost.com/outlook/what-if-philanthropy-isnt-the-best-way-for-rich-people-to-help-others/2017/06/30/88afcb6e-5d15-11e7-9fc6-c7ef4bc58d13_story.html.
- ___ (2014), *Both More and No More: The Historical Split between Charity and Philanthropy*, Hudson Institute, October 15th, 2014.
<https://www.hudson.org/research/10723-both-more-and-no-more-the-historical-split-between-charity-and-philanthropy>.
- ___ (2010), *The Problem of Charity in Industrial America, 1873-1915*, UMI.
- Spaemann, Robert (1989). *Glück und Wohlwollen*. Klett-Cotta, Stuttgart. (『シュペーマン、ローベルト (2015) 幸福と仁愛——生の自己実現と他者の地平』宮本久雄・山脇直司監訳、東京大学出版会。)
- Spencer, Herbert (1996), *The Study of Sociology*, in *Herbert Spencer – Collected Writings*, Routledge/Thoemmes Press.
- Taylor, Charles (2007), *The Secular Age*, The Belknap Press of Harvard UP.
- ___ (1996). “A Catholic Modernity?” *Marianist Award Lectures*. 10.
https://ecommons.udayton.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1009&context=uscc_marianist_ward.
- Weise, Elizabeth (2018), “Amazon CEO Jeff Bezos announces \$2 billion fund to build preschools,

help homeless families”, *USA TODAY*, Sept. 13, 2018. www.usatoday.com.

Yokoyama, Riku (Forthcoming). “Value and Norm: Max Scheler’s Value Ethics in Comparison with Windelband’s Transcendental Value Philosophy”, in: *Max Scheler: His Thought and Influence*, Springer.

菊地了 (きくち りょう) (上智大学大学院文学研究科博士後期課程哲学専攻 / グローバル・コンサーン研究所研究補助員 / rkiku7@gmail.com)

投稿論文

「子どもの貧困」からみる不就学 ——外国籍の子どもの不就学問題の20年をふりかえって——

山野上麻衣

1. 問題の背景——既視感のある議論

2018年の入管法改定を受け、外国人労働者・移民問題が突如注目をあびるなか、2019年の年明け早々、毎日新聞にて「就学不明：外国籍の子1.6万人」との報道がなされた(奥山 2019)。この報道がインパクトをもったのは、世論の関心が高まっていたタイミングで出されたという点がまずあげられる。同じ記事のなかに、三重県で母親がブラジル人学校へ行かせるとして公立学校をやめさせ「就学不明」になったのちに、家庭内の虐待により6歳で命を落としたアユミという女の子のエピソードが添えられていたことも、注目を集めるひとつの要因となったとみられる。

後述するように、多くの外国籍の子どもたち¹が不就学状態に陥っているとして問題化され始めたのはおよそ20年前である。しかし、不就学はいかなる問題であるのか、なぜ、何が問題であるのかは十分に議論されてきていない。それゆえ、本論で詳述するように、「多くの子どもが不就学状態にあるのではないか」との推測をもとに不就学が問題化され、それを受けて調査の必要性が提起されるが、調査により実数が少ないことが判明し、問題とはみなされなくなるという事態が繰り返されてきている。この堂々巡りから脱するためには、どのような議論が必要なのだろうか。本稿はこのような問題意識をもとに、外国籍の子どもの不就学をめぐる議論の枠組みの更新可能性を探るひとつの試みである。

2. 先行研究と本稿の課題

(1) 近代教育の整備と不就学状態の例外化

まずは不就学概念について確認しておく。不就学は就学義務を前提とし、就学義務の概念は、義務教育の確立とともにある。日本においては明治期以降の教育の近代化の進行とともに、20世紀の冒頭には無償の四年制義務教育がほぼ整備され、就学率は9割を超えた。このように日本では戦前においてすでに不就学は「例外的な現象」(天野 1997:89)となった。戦後まもない時期においては、在籍しながらも学校に現れない子どもたちの存在が「不就学・長欠(長期欠席)」として問題化された。天野郁夫はこの時期の大量の長欠児童の発生を、混乱による一時的なものと位置づけている。しかし、倉石一郎(2009)によれば、被差別部落や在日朝鮮人の子どもたちなど、マイノリティ集団の子どもたちの長欠問題は、1960年代を通じて、そのような子ども集団を抱える地域の学校教員には重要課題として認識されていた。日本社会全体からみれば例外的となった不就学・長欠現象は、1960年代

に至っても、マイノリティへの差別や貧困の問題として残存していたと言えるだろう。就学が当然視される社会における「例外としての不就学」は、マイノリティ性、貧困や差別を想起させる語彙であることを、ここでは確認しておきたい。

(2) 日系ブラジル人の増加と不就学問題への注目

1990年の改定入管法の施行により、日系3世に「定住者」の在留資格が認められるようになった。その結果、家族とともに日本で暮らす、日系ブラジル人を中心とする南米系の人びとが急増した。学校現場にもこのような背景で来日する子どもたちが増え、外国人の子どもの教育問題への関心が高まり、研究も増加し（志水、清水編 2001 など）、不就学の子どもの存在も指摘され始めた（太田 2000）。

2000年代の半ばには、不就学に焦点化した研究が行われる（宮島、太田編 2005; 佐久間 2006）。宮島喬らは、不就学問題を「学習機会の剥奪」として位置づけたうえで、「外国人の子どもの不就学問題の要因連関の解明と、社会学的診断」を目指す（宮島、太田編 2005: 11）。宮島らの研究は、不就学（・不登校）により、学校における文化資本の蓄積による社会的上昇の機会が奪われることを重視するものである。外国籍の子どもにとっては就学が権利ではなく恩恵となっていることを指摘したうえで、国籍・在留資格による就学手続きの不平等がどのように生じているのかを具体的に解き明かし（宮島 2005; 太田、坪谷 2005）、また日本の学校文化の排他性や日本語学習支援体制の不足が批判されている（太田 2005; 佐久間 2005）。これらの不平等は日本における在日朝鮮人への差別的対応の流れに位置づけて論じられている（佐久間 2005; 2006）。

宮島らの研究はまた、「子どもたちの学習、就学の困難を惹起する社会・文化的条件を明らかにすることに力をいれ」（宮島、太田編 2005:12）、不就学の要因として「来日後、親の仕事が決まらなかった」「弟や妹の面倒を見る者がいないため」等、家族の置かれた社会経済的環境の厳しさを想起させる聞き取り結果を提示している（イシカワ 2005:93; 竹ノ下 2005:130-133）。このように不就学の子どもの置かれた窮状の一端をつかみながらも、それらは「就学できるか否か」という被説明変数を説明するひとつの変数に過ぎないため、それ以上の考察の対象とならない。「不就学は学習機会の剥奪であるため問題だ」としたうえで、「なぜ不就学になるのか」を問う枠組みでは、不就学状態を経験している子どもや家族の困難や不利の蓄積そのものを深く分析することができない。

(3) 不就学者数の実態調査

より実践的な視点から展開されたのが、小島祥美(2006; 2016)による研究である。小島は2000年代前半に岐阜県可児市において就学状況が不明な子どもの家庭への戸別訪問調査を行った。「不就学は（当然に）問題だ」との前提に立ち、不就学問題が解決されないのは信頼に足る調査結果がないことによるとし（小島 2016:68）、不就学者の存在や数を可視化

することに重点が置かれた。小島の問題意識は調査がなされないことで不就学の子どもが「社会で見えない」(不可視化されている)ことにあり、調査をすることにより「不就学ゼロ」を目指すべきだという主張が一貫して繰り返されている(小島 2016; 2017; 2018)。調査は行政との協働で行われたため、経済状況や保護者学歴についての設問は回避したとのことで(小島 2016:37-38)、就学状況調査以上の要素は少ないと言える。不就学を問う枠組みが明示的には存在しないため、事象の説明としては宮島らの指摘の繰り返しとなっている。小島は研究の成果として、不就学者数の全数調査の方法論を確立した点や、「行政との協働」をあげる。実際に、実践的な面においては、小島は調査地における就学手続きの改善や初期日本語指導教室の設置等、成果を様々にあげた(可児市 2004)。小島が自治体の実践に与えた影響は大きく、その後も小島が各種メディアにおいて発信し続ける「不就学ゼロ」という標語は、調査地であった可児市はもとより、浜松市等、各地の自治体において目標として採用された。このように小島は現在の全数調査を軸とする「不就学対策」の原型を形作ったと言える。

(4) 研究の停滞と環境の変化

その後も、規範的立場から不就学が問題だ、解決が必要であると言及する論考は現在に至るまで多い。しかし、用語として普及していく一方で、実質的な研究対象として関心を集めていたのは2000年代半ばまでで、その後も不就学現象の理解を更新させるような研究は出てきていない²。3節でも述べるように、不就学者の数が少ないことが明らかになり、関心が薄れたことがその背景にあげられるだろう。他方、対策という面からみると、宮島らや小島が提示してきた、就学案内の徹底やその際の配慮、日本語指導体制の構築など、外国人児童生徒全般を対象とした対応策は、2000年代に多くの集住地域に広まった。2000年から2010年にかけては、もっとも在学率が低い移民集団であったブラジル人の高校在学率も約50%から約80%へと上昇している(樋口ほか 2019)。この背景には、学校教育現場や教育行政による対策の進展以外にも、エスニックコミュニティの形成による社会関係資本の蓄積等、ほかの変化もあると考えられ、小島が全数調査を行った2000年代前半と現在では環境も大きく異なっている。

現在の1%未満とされる不就学率(文科省 2019; 2020)は、外国籍の子どものなかでも不就学が例外的となっていることを示唆しており、日本語ができないことや情報不足(行政による案内の不徹底)が不就学を生むとは言えない。この状況において、不就学は少数だから問題ではないのではなく、少数であるからこそ、外国籍の子どものなかでもっとも複合的な困難や不利を抱える層の子どもの問題として理解するのが妥当であろう。そのように考えると、不就学を「学習機会の剥奪」として問題化する視点では現象を捉えきれていないと言える。実践的に実効性のある対策を検討する前提としても、不就学を問う枠組みを再検討し、それに基づく経験的な研究を積み重ねていく必要がある。

(5) 本稿の課題

以上を踏まえ、本稿の課題を以下のように設定する。まずは、外国籍の子どもの不就学問題の経過や論点を整理する(3節)。次に、外国籍の子ども固有の問題としての不就学が制度的にどのように生じるのか、就学義務との関係を踏まえ議論する(4節)。第三に、不就学と不登校の連続性に着目しつつ、その背景にある困難や不利をどのように問うことができるのか、子どもの貧困研究を参照しながら検討していく(5節)。

議論の前提として、不就学の定義について確認しておく。理由は述べられていないが、小島は不就学の定義に「年間30日間以上の欠席」(＝行政定義上の「不登校」)を含めている(小島 2016:34)。不就学と不登校を区別したうえで、学習機会の剥奪という観点からは同等な事態であるとの議論もあり(佐久間 2006)、確かに連続性はあるが、あらかじめ不登校を不就学に含めてしまうと差異や連続性の分析ができなくなる。本稿では、あくまで行政定義に準じ、不就学は義務教育年齢にありながら一条校(学校教育法第一条に定められた、いわゆる「日本の学校」)に学籍がなく、外国人学校にも在籍していない状態としておく。

なお、議論の展開において適宜参照される不就学者の事例には、研究を目的として収集したデータとともに、筆者が実践者として不就学の子どもたちと関わった際の記録が含まれる。いずれの場合も、当事者の人権とプライバシーに配慮し、固有名詞はすべて匿名化し、また議論の展開に必要な必要最低限の言及にとどめている。

3. 「外国籍の子どもの不就学問題」はどのように問題化されてきたか

(1) 最初で最大の関心の波：2000年代前半

(a) 外国籍の子どもの「不就学問題」の発見

1990年の改定入管法の施行を受け、製造業の集積する地域において日系ブラジル人が急増した。一定の問題化やその共有が進むなかで、2001年には外国人集住都市会議(以下、集住都市会議)が結成された。集住都市会議の目的は「外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくこと」とされ(外国人集住都市会議 2001a)、初回会議は浜松市にて開催された。「浜松宣言」に続く提言の冒頭には「教育についての提言」が掲げられ、「小中学校就学年齢にありながら、不就学の子供達の存在は、将来の地域社会にとって大きな問題である」と述べられている(外国人集住都市会議 2001b)。この問題化の流れのなかで、筆者が実践者として従事していた不就学対策事業であるX教室事業³も2000年代前半に開始された。

当時、不就学者の数は外国人登録者数から公立学校在籍者数を引いた数値で推計され、不就学率は2～5割と考えられていた。不就学率が高く出た主要な要因のひとつは、ブラ

ジル人学校に通う子どもを不就学扱いしたことであった⁴。日本におけるニーズの高まりを受け、ブラジル政府が2000年に国外の学校を認可し始め、ブラジル人学校に通う子どもが増加していたが、当時の日本社会にはこの状況が把握されていなかったものと考えられる。

(b) 調査の精緻化と問題の沈静化

2000年代前半には、豊橋、豊田、大泉、鈴鹿、浜松と、集住都市において不就学調査が相次いで行われた（小島 2006）。小島の可児市調査もこの時期であるが、他地域でも全戸調査など精緻化が進み、不就学だとされてきた子どもの大半は、ブラジル人学校に通っているか、登録地に暮らしていないことが徐々に明らかにされていく。「数が多くて問題だ」とされていた不就学の子どもたちが、正確に把握したら実は少なかったのである。ブラジル人は景気変動の調整弁、いつでも切ることが可能な「柔軟な労働力」として日本社会に挿入されており、また、派遣会社が用意する住居は、仕事がなくなれば出ていかなければならない（梶田ほか 2005）。居住の不安定さにはそのような構造的背景があるが、このときに行政機関により注目されたのは、外国人登録制度には自治体間の「転出」の手続きがないことである。不就学者数の実態把握ができないのは「外国人登録制度の不備」として、不就学そのものよりも外国人登録制度が論点になっていった⁵。

集住都市においては「不就学の子は少ない」と関心が低下していく一方で、「不就学」という語彙の社会的な認知は進み、文科省予算により2005/06年度には12の自治体で調査が行われた。調査期日も方法も自治体によって異なるが、文科省は合算して1.1%という全体の不就学率を出した⁶。調査を行った事実ができ、不就学状態にあると確認された子どもの数が少なかったことにより、この調査は結果的には不就学問題への関心を低下させたのではないかと考えられる。なお、この時期に筆者が不就学対策事業に従事していたX市においても不就学の子どもは減少傾向にあり、それが2006年度でのX教室事業の終了につながった。確かに年を追うごとに、単純に来日後に就学手続きがわからず家にいるような事例が減ってきた感触はあった。ただし、長期にわたるケースワークを必要とするような難しい案件は存在し続けていた。

この時期には外国人児童生徒教育全般について少しずつ蓄積が進み、2006年には文科省通知「外国人児童生徒教育の充実について」⁷が出された。このなかで、就学手続きに際して外国人登録証明書の確認が不要であるとの立場を文科省は示した。これは事実上、在留資格のない子どもも就学が可能であることを示している⁸。

(2) 経済危機による混乱期

不就学が「過去の問題」となりつつあった状況が一変するのは、2008年の「リーマンショック」に端を発する経済危機であった。上述したように「柔軟な労働力」として製造業で働くことが多いブラジル人は、集中的に経済危機のあおりを受けた（樋口 2010; 稲葉、

樋口 2013)。多くのブラジル人は失業し、日本政府は帰国支援金を提供した。リーマンショック直前には日本に30万人を超えていたブラジル人は、2012年には20万人を割り、2015年には約17万人となった⁹。日本に残った人びとの多くは、衣食住もままならない暮らしを送りながら、いつ仕事が見つかるかわからない不安のなかで生きており、住居を失う、給食費が払えないなどの理由で学校をやめていく子どもたちがいた。

このような状況を受けて2009年度半ばから開始されたのが「虹の架け橋事業」（正式名称「定住外国人の子どもの就学支援事業」、2009-2014年度、文科省抛出・国際移住機関(IOM)実施)である。筆者は2010-2014年度、本事業を実施機関であったIOMにて担当した¹⁰。本事業は全国規模の公募型委託事業として、子どもたちの居場所として教室を開設しつつ、コーディネーターやバイリンガルスタッフの配置も認め、ケース対応や不就学調査も行えるような事業設計となっていた(IOM 2015)。

本事業については、経済危機を受けての緊急対策という性格を踏まえ、親の労働問題や貧困問題の視角から子どもの不就学を捉える視点が必要であったはずである。しかし結果的に本事業は、学校教育内部では可視化されえない多様なニーズを拾いあげることとなった。ブラジル人の少ない地域においては不就学が少なかったこと（この背景は5節にて記述）に加え、NPO法人など、制度の外や隙間のニーズに敏感かつ柔軟に対応可能な実施主体による応募が可能であったという特徴を本事業は有した。そのため、就学前年齢の未就園児や、制度的に行き場のない学齢超過の子どもの支援など、多様な活動が展開された。本事業により多様なニーズが明らかになったことは、筆者は当時の担当者として肯定的に捉えている。他方で、経済危機とは直接に関連しないニーズへの対応が増えたことで、結果的には事業開始当初の危機感の背景にあった経済状況と不就学問題の関連性、言い換えるならば長期にわたる生活不安定が子どもに及ぼす影響への着目は相対的に低下した。事業の終わる頃には景気の回復とともにブラジル人コミュニティの混乱も落ち着き、多国籍化や散住化の状況も踏まえ、ブラジル人に特化した議論は徐々に減少し、当初おもにブラジル人の問題として提起された不就学問題¹¹についても、語られなくなっていった。

(3) 不就学問題の再発見

日本国内の労働力不足を背景とし、2018年の秋に「特定技能」という新たな在留資格の創設が決定し、2019年4月1日から施行されることとなった。移民問題への関心や議論が高まるなかで、2018年12月25日には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が発表され、メニューのなかに「外国人児童生徒の教育等の充実」が位置づけられた¹²。冒頭に述べた毎日新聞による不就学問題についての大々的な報道は、このような政策的な動きのなかで行われたものであった。

その後、2019年3月15日に「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」という通知が出される¹³。基本的には前述した2006年、2012年の通知の内容を再確認

するものである。5月には「外国人の子供の就学状況等調査」の依頼が発出された。9月には調査結果の速報値が公表され（文科省 2019）、全国で不就学の子ども 1000 人（義務教育年齢の外国籍の子どもの 0.9%）に加え、就学状況が把握されていない子どもの数も加え、「就学不明 2 万人」と、結果は大々的に報道された（2020 年 3 月には確定値が公表され、不就学であると確認された子どもの人数は 630 人(0.6%)に減っている（文科省 2020）。「就学不明」は依然として多いとされているが、これはおそらく外国人学校に通っているか、後述する厚労省の 2014 年調査の経過を踏まえると、大多数は出入国在留管理庁（以下、入管）への照会により日本にいないことが確認されると推測される。いずれの学校にも在籍しない子どもの数は、やはり圧倒的に少ないと判明した際に、それから先の議論をどのように展開できるか。その視点や枠組みが現在問われている。

4. 就学義務と不就学問題

(1) 「消えた子ども」問題

本節では外国籍の子ども固有の問題としての不就学問題をみていくが、その前に、今日的な文脈における日本国籍の子どもの不就学・居所不明についての問題化の経緯を確認しておく。2010 年代前半、「不就学」という用語が注目を集めた。より一般的には「消えた子ども」問題と呼ばれたものである（石川 2015）。文科省が毎年行っている学校基本調査のなかに、「不就学学齢児童生徒調査」という調査が存在し、不就学（就学猶予・免除、居所不明）の子どもの数などが毎年把握されている（ただし、後述するように外国籍の子どもは対象外である）。2000 年代の重大虐待事案（親による長期監禁事例、死亡例等）への注目を経て、この調査において、居所不明児童生徒数が杜撰に計上されていたことがマスメディアの取材により明らかにされ、文科省が調査方法についての通知を発出、2010 年度と同調査においては居所不明の日本国籍の子どもが全国で 326 名から 1183 名へと急激にはねあがった（保坂 2015）。2013 年、2014 年に立て続けに不就学の子どもの虐待死が発覚するなかで、公的機関が居住実態を把握できない 18 歳までの子ども（外国籍含む）の数を 2014 年に厚労省が調査し、全国で 2908 人であると発表した。しかし約半年後にはその数値は 141 人に減った。人数が短期間に急減した最大の要因のひとつとして、所在がわからなかった外国籍の子どもにつき入管に照会したところ、出国が確認された¹⁴ことがあげられている（西澤 2015）。

ここでひとまず確認しておきたいのは、「消えた子ども」問題が焦点となり、所在不明の子どもの数を確認した際に、文科省の数値には外国籍の子どもは含まれず、厚労省の数値には含まれているという点である。この背景には、外国籍の子どもは就学義務の対象外であることがあげられる。

(2) 就学義務の対象外であることの帰結

(a) 把握の義務の不在

やや細かい制度の話になるが、ここではまず就学義務と「就学不明」との関係について、制度的な前提を整理しておく。市町村には就学年齢に該当する子どもの名簿である「学齢簿」を編纂する法的義務があり、これは原則として住民基本台帳をもとに作成される¹⁵。この学齢簿に基づき学籍が管理され、行政定義上は、義務教育年齢にありながら学籍がない状態を不就学と呼ぶ（就学を猶予・免除された場合、居所不明の場合）。ところが外国籍の子どもに関しては、就学義務の対象外であることを理由として、市町村には学齢簿の編纂義務が課されず、学齢簿による管理を前提とした学校基本調査の「不就学学齢児童生徒調査」の対象外となっている。つまり、外国籍の子どもに関しては、ある日学校から消えてしまっても、「居所不明」という状況を把握し報告する法的義務が市町村に課されておらず、都道府県や国への報告の回路も存在しない。極端に言えば、除籍してしまえば、その子どもは就学事務のシステム上は存在しないことになり、就学の働きかけはもとより、所在や子どもの状況を把握する努力も不要となる（ただし運用により日本国籍の子ども同様の対応をする自治体もある）。本稿の冒頭にあげたアユミの事例も、ブラジル人学校に行かせるとの母親の申し出を受け、除籍され就学不明になるなかで虐待死している。就学事務は、副次的機能として子どもたちの安否を確認し、家庭内の困難に気づきサポートを提供する機能も有し、「消えた子ども」問題以降はその役割を強化したと考えられるが、そこから漏れてしまったために最悪の事態として死に至った事例であると言えるだろう。

文科省は、法的強制力はないものの外国籍の子どもの場合でも「学齢簿に準じるもの」を編纂するように呼びかけてきており、実際に住民基本台帳と連動させる形で運用している自治体が多い（文科省 2019; 2020）。しかし、日本国籍者との最大の違いは、外国籍の子どもは義務教育年齢であっても日本の学校教育システムからの退出可能性、言うなれば「出口」が開かれている点である。一条校に入らない場合、ないし一条校を退学した場合、就学事務システムでは子どもの状況が把握されない。いわば、一条校の外部がブラックボックス化されるという事態である。ひとつ具体的な事例をあげておく。

パメラは5歳で来日した。幼いころから勉強が好きで、ブラジル人学校入学前に独学でひらがなを覚えたという。しかしブラジル人学校に入学した9ヵ月後に父親に「学校やめていいか」と聞かれ、「うん、いいよ」と答える。母親の妊娠により、母親が働けなくなり授業料が負担できなくなったためだった。経済状況に応じブラジル人学校の入退学を繰り返すなかで、パメラは徐々に妹の世話や家事を一手に引き受けるようになった。制服姿で道を歩く中学生をみてはうらやましく思い、自分も学校に行きたいと願いながらも、いつも仕事で疲れ果てている親に遠慮して言いだせなかった。家計の苦しさを受け、力になりたいとバイクの組み立て工場で働いてみたこともあったが、身体的負荷が高い作業で、続かなかったという。小学校に入学した6歳の妹を送り迎えしているパメラの姿にたまたまX教室のスタッフが気づき声をかけ、14歳時、X市において中学校への編入がギリギリ可

能な年齢で、地元の公立中学校の3年生に編入した。9年間の義務教育期間のうち、彼女が就学していた時期は半分に満たなかった。

パメラは一度も日本の学校教育システムを経由することなく、家庭の経済状況に応じて就学／不就学状態を行き来していた。2020年3月に出された文科省の有識者会議報告書において、「教育委員会が保護者や外国人学校等と連携し、就学先を把握できるような仕組みの構築を図る必要がある」(p.18)との問題意識が打ち出されているが、「就学不明」の状況を真に問題視するのであれば、一条校に在籍していない時期の子どもの状況をいかに把握できるかが制度設計の一つの焦点となるだろう。

(b) 退出の自由／学校からの排除

外国籍の子どもは、編入を断られる事例があるばかりか、不適応、不登校、問題行動等を理由に学校を追い出される場合がある(佐久間 2006; 宮島 2014)。筆者が関与した事例においても、経済危機後に「給食のお金を払っていないから、学校をやめないといけないよ」と担任が小学生に言い、子どもが学校をやめてしまう事例が複数あった¹⁶。また、素行に問題があるとされる中学生の親を何度も呼び出して、嫌になった親が退学届に署名する事案も複数の学校において存在した。小学生でも同様の事例があると各地の支援者からは聞く。

学校から追い出されること自体、当然ながら問題である。それに加え、このような場合には、一度除籍されてしまうと再編入への壁が極めて高くなる。ウィリアムの学校の教師たちは、再編入の交渉時に以下のように話した。「退学後、ウィリアムが授業中に学校の外でスケートボードで遊んでいたのを、生徒たちはみんな見ていました。ほかの生徒に示しがつかないので、彼をいまさら学校に戻して卒業証書を渡すことは難しい」。また別の中学校では、問題行動を理由に退学になったビクトルらが体育祭を見に行こうとしたら、門のところで教員に追い返された。子どもたちが居場所がなく学校の周りをうろろしても、退学手続きをとったことで「うちの生徒ではない」という論理で切り捨てることができってしまう¹⁷。

(3) 争点は「教育選択の自由」なのか

このようにみていくと、外国籍の子どもの不就学問題の固有性は、就学義務が課されないことにより、就学状況の把握が不要とされていることと、当事者からみれば退出の自由、学校からみれば排除する自由が存在しているという点にある。上述の有識者会議報告書には、「外国人の保護者から、学校に就学させる意思が示されない場合は、それ以上踏み込んだ就学案内ができない」との教育委員会の声が紹介されている(p.18)。教育行政によるこの言い分は以前から指摘されているところであり、宮島(2014)は、その状況を受けて「「就学を希望する者のみ」でよいか」と問うている。外国籍の子どもに就学義務を課さない¹⁸の

は、保護者の教育選択の自由を侵害しないためであると、建前としては言われている（宮島 2014）。筆者も一条校以外で学ぶ自由は保障されるべきであるとの立場をとる（山野上 2016）。しかし、「教育選択の自由」という捉え方は、不就学問題を論じるにあたって妥当だろうか。

宮島らや小島などの先行研究においても、親の日本の学校教育内容（カリキュラム）への不満から子どもが不就学に至る事例は指摘されておらず、筆者の実務経験上も、そのような事例はほぼないと言える¹⁹。たとえばパメラのように、幼い妹弟の面倒を見る人がいない（世帯の大人がすべて働くことでやっと生計が成り立つ状況下、保育所には空きがなく入れない、頼れる親戚も友人もいない）から上の子どもが学校に通えないというときに、論点は日本の学校教育を強制するか否かではなく、妹弟のケアの体制をどう整えるかということである。「親が就学の意思を示さない」ことを「親による選択の自由の行使」とみるのは問題のすりかえであり、子どもが学校に行けない事情が発生しており、さらに家族のなかではその状況を解消できなくなっていることに目を向ける必要がある。

(4) 不就学にこだわることで見えるもの——外国籍の子ども特有の状況

外国籍であることと不就学の関係についてまとめておく。外国籍の子どもは就学義務の対象外とされているため、不可視化のリスクが日本国籍の子どもよりも高く、さらに学校からの排除の力が働く場合すらあることを確認してきた。不就学を問題とするならば、制度設計も含め、これらの状況の改善が必要となる。しかし、第2節、3節で確認してきたように、それでも99%の外国籍の子どもは少なくとも形式的には就学しているのであり、少数の子どもたちがそこから落ちていくことをどのように捉えるのかは、さらなる検討が必要であろう。その手がかりとして、次節ではまず、子どもの困難や不利に向き合ってきた学問分野として、子どもの貧困研究の展開を見ていくこととする。

5. 教育問題から子どもの貧困問題へ

(1) 「子どもの貧困」の再発見と研究の展開

日本では子どもの貧困は2000年代後半に「再発見」され（相澤ほか 2016）、2008年の経済危機、民主党への政権交代等の状況のなか、子どもの貧困対策法が制定されるに至った。子どもの貧困がにわかに注目を浴びるなか、子どもの貧困対策としての学習支援教室の隆盛にみられるように、いかに教育を通じて貧困を脱出するか（いかに世代間の貧困の再生産を断ち切るか）、そのための教育機会の平等をどのように担保できるかという点に人びとの関心は集まった。他方で貧困研究からは、子どもの貧困は所得の低さ・不安定さを軸とした養育者の貧困の問題であるにもかかわらず、その対応策が学習支援等、本人の努力による将来における貧困からの脱出を志向するものに傾斜しがちであることの問題性が指摘されてきた（松本 2019; 堅田 2019）。

1960年代に貧困が「再発見」されて以来、貧困をめぐる研究や運動が蓄積されてきたイギリス（松本 2008:19）においては、貧困の核心は物質的欠乏であることを確認しつつ、貧困の关系的・象徴的側面にも注目する必要性が提起され、ある社会のなかで「貧困がどのように経験され、理解されているか」という貧困の概念を明らかにすることの重要性が指摘されてきた（リスター2004=2011）。これを踏まえ、子どもの貧困対策法が子どもの貧困の概念を検討することなく、「貧困の再生産のみを解決すべき課題として提示」していることの問題が日本でも指摘されている（畠中 2015:30）。

それでは「子どもの貧困」とは何であるのか。検討の足がかりとして、湯澤直美は「“子どもの貧困”とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定」であるとする、2007年国連総会の議論を紹介している。そのうえで、「社会化のプロセスを生きる子どもにとって、生活資源を欠き物質的欠乏に晒される状況が持続するほど、子どもの権利条約に規定される「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の侵害が深刻化する」と指摘する（湯澤 2013:58）。これら4つの権利の侵害はそれぞれ「生存の危機」「養育環境の不安定化」「安全な環境の侵害」「社会関係の希薄化」として現れつつ、相互に関連し合うものと想定されている（同上:59, 図1）。このように見ていくと、不就学状態の発生はまさに子どもの貧困のひとつの現れ方であると言えよう。このように考えることで、不就学問題の射程を一旦広くとったうえで、分節化して検討していくことが可能になるのではないか。

(2) 「不就学」にこだわることで見落とされるもの——不登校との連続性

ここで改めて、問題にすべき現象は不就学のみなのかということを議論しておきたい。虹の架け橋事業の対象者として、東海地方（ブラジル人集住地域）では不就学が目立ち、首都圏では不登校が中心となった（IOM2015:10-11）。宮島ら(2005)の調査においても、東海地方の文脈では不就学が論じられ、神奈川県事例では不登校を中心に報告されている。なぜだろうか。

ブラジル人学校など一条校以外の選択肢が開かれており、帰国も含め子どもの移動の多いブラジル人集住地域においては、就学手続きをあくまで教育委員会窓口等における保護者の申し出によってしか始めないところがある。また、一度一条校に入ったのちにも、ブラジル人学校に移る、帰国する等、退学／就学辞退の申し出により、除籍するという手続きが日常的なものとなりやすい。そうではない地域においては、住民登録手続きの流れのなかに就学事務が組み込まれていたり、保護者の申し出により「学校をやめる」という選択肢が存在しない場合も多いものと推測される。就学保障の理念が運用の差を生む場合もあるが、基本的には上述した地域的文脈の差異により、学籍を作成／除籍するタイミングや手順において、異なる手続きが発達し、定着したのではないかと捉えられる。すでに述べたように、集住地域では退学を勧奨される事態があるが、ブラジル人が少ない地域では、

退学手続きが同じ形態では存在しない。学校に通えない状況が生じたときに、学籍を抜いて不就学になるか、学籍を残したまま不登校になるかという差がここで生じる。

あるいは、「不就学は問題だ」との意識の高まりとともに、自治体が漏れなく学籍を作成し、通えない事情があっても（不登校でも）除籍せず学籍を残しておくという対応がとられたとする。そうすると形式上は「不就学ゼロ」が達成される。子どもの存在を不可視化しないという意味においては改善である。しかし、不就学者を発見し学籍を作るという対応だけでは、就学を不安定化させていた困難や不利という問題の本質は解消されない。「不就学」という氷山の一角を不可視化するために無理やり海面下に押し込めるようなものである。このような対応では、とりあえず就学させても、不登校状態になったり、退学してしまったりする場合もあり、子どもたちにとっては失敗経験の上塗りや自己否定につながる場合さえある。

このように見ていくと、外国籍であることによる不利益を明らかにするためには不就学と不登校を弁別する必要があるが、背後にある困難や不利をみていく際にはあえて分ける必要はない。ここから先は、不就学・不登校を合わせて「不安定就学」と捉えて議論を進める。

(3) 何をどう問うのか

以上を踏まえると、不安定就学に焦点化した議論を行うならば、問いは教育権や教育達成をめぐる議論の枠組みに準じるものに限定されるべきではなく、子どもの貧困の概念、すなわち総体としての子どもの権利をめぐる議論に即して検討していく必要がある。問われるべきは、「子ども期に必要なケアや保護が行き届かないほどの（その一部として就学を不安定化させるほどの）家族の困難や不利は、どのように生じているのか」となる。さらに展開するならば、個々の困難や不利はどのように相関し、増幅しあったり、あるいは緩和されたりするのか。学校教育のありようがどう関与しているのかは、そのうちの重要な一部であるが、一部でしかない。

これらの困難や不利の全体像は、「なぜ学校に行かないのか」と子どもや保護者に尋ねるだけでは見えてこない。子どもを学校に行かせていないことに罪悪感を抱いている親にとっては、ケース対応であれ研究目的であれ、この問いは追いつめる以外の効果をもたず、下手をすると電話はとらなくなるし扉も開けなくなる。また、そもそも構造的背景は当事者からは語られにくい。不安定就学の背景をなす生活の不安定さは、国籍やエスニシティに起因するものというよりも、「柔軟な労働力」集団として日本社会に挿入されたという文脈が大きい。派遣会社が航空券や日本での住居を準備し、渡航費や斡旋費用を月々の賃金から引きつつ、生活全般の面倒をみる。早朝、派遣会社のバスに乗り、ほかの南米系の人びとと一緒に一日工場で働き、深夜に同じバスで帰宅する。仕事がなくなれば、他地域の住居つきの仕事に移る（丹野 2007）。このような日本社会との接点を欠く「パッケージツ

アー」のような移住と不安定な生活のありようが「顔の見えない定住化」(梶田ほか 2005)を進行させ、経済的に安定しないばかりか、社会関係資本の蓄積も妨げると指摘されてきた。種々の資本が蓄積されないこと(低収入や孤立など)それ自体が問題となり、またそれは問題を解決するための資源の欠如にもつながる²⁰。エスニックコミュニティや社会関係資本の現状等、それ自体も経験的な研究の蓄積が求められる状況ではあるが、構造要因の研究動向を踏まえながら、子どもや家族の困難や不利を読み解く枠組みを検討していく必要があるだろう。

一方、イシカワエウニセアケミは次のように述べる。日本におけるブラジル人の不就学・早期離学の背景には、「出稼ぎ的な家族全体の行動様式」がもたらす「勉強よりも仕事へ」という考え方があり、仕事の不安定性が前提であるが、「低学歴層」²¹の現実として、「子どもの教育への配慮がおろそかになり、場合によっては無関心にさえなっている」(イシカワ 2005:94-95)。子どもの貧困を論じる際、「子どもが負っている不利の認識は、容易に「責任を果たしていない」「問題のある」親への非難に転化する」(松本 2008:43)点を踏まえると、当事者の意識や能力に問題を還元する言説に接続しやすい記述には注意が必要であろう²²。

むしろ問う必要があるのは、ほんとうに「無関心」で説明されるのかという点であろう。まずは、低賃金・不安定就労であるがゆえの「子どもをケアする時間の格差」(大石 2019)に目を向ける必要がある。丹野清人は、あるブラジル人の給与明細を分析し、フルタイムで一ヵ月働いても、工場の稼働率が低く残業がなかった月には手取りが約12万円となり、「残業なしには妻と子ども二人を安寧に養うことはできないように賃金設計されている」と指摘している(丹野 2013:222-224)。ブラジル人の場合は共働きが一般的であるが、いずれにせよ、残業しなければ生活していけず、そしてその残業がいつもあるとは限らないという条件下で働く人びとに対し、「働いてばかりで、子どもに無関心だ」と批判するのは的外れであろう。

本稿の議論は南米系移民を念頭ににしたものであるが、南米系移民の問題は、日本における非正規雇用者の問題を先取りしているとも言われる(丹野 2013)。日本人も移民も、貧困を生み出すリスク要因に関して大きな差はないが、移民は日本人よりもはるかに高い貧困リスクを負わされている(樋口ほか 2019)ことを踏まえるならば、移民の子どもたちが経験する困難は、不利な状況下で育つ日本人の子どもたちの困難と通底する部分も大きいはずである。

6. おわりに——「問題」の射程を開いていくために

本稿の議論をまとめておく。不就学をめぐる外国籍の子ども固有の問題点は、就学義務の対象外とされているため、不可視化のリスクが日本国籍の子どもよりも高く、さらに「退出の自由」が認められているために学校からの排除の力が働きうる点にある。他方で、不

利や困難の蓄積により学校に通えない状況は、自治体の制度運用次第で、不就学としても不登校としても現れうるため、両者を連続的な不安定就学として把握する必要性を提起した。そのうえで、就学を不安定化させる不利や困難を明らかにしていくためには、教育権や教育達成をめぐる枠組みや問いのみにとどまるべきではなく、子どもの貧困概念に即した議論を展開していく必要を指摘した。

本稿の実践的な示唆について少しふれておく。不安定就学を教育の問題として考えると、対処の主体は学校となる。しかし学校は教育の場であり、地域や学校により多少の差はあるが、子どもたちの困難や不利を見出し対処するための知識や専門性を有する組織ではない。しかも、学校に通えない事情を抱える子どもや家族にとって、学校は味方として認識されづらい。在籍していない事案に至っては、もっとも支援を必要とする状況で学校に通えなくなっている子どもたちへの支援が、学校に行かない限り始まらないのは、あまりにも逆説的である。種々の困難や不利を抱えて学校に通えなくなった子どもたちにアプローチしていくためには、むしろ学校の外で、何かしらの居場所や、信頼できる大人との関係形成を可能とする機会をどのように創出・維持していけるかが問われるだろう。

最後に、今後の課題をあげておく。不就学問題を検討するにあたり、本稿では行政定義に準じて不就学を論じたために、義務教育年齢の子どもを念頭にしか議論できなかった。しかし不就学を義務教育期の問題としてしまうと、当事者の人生のなかで困難は何ら改善しなくとも、不就学だった子どもが15歳の春（卒業年齢）を迎えた瞬間に「問題」は解消されることになる。最近の新聞報道において、国勢調査を用い15歳から19歳年齢の外国籍の子どもの「不就学・不就労」率を7.7%と推計し、日本籍の倍であることが紹介された（奥山、堀 2020）。この視点は、これまでの日本の外国籍の子どもの不就学問題で語られてきた内容を超えて、イギリスにおける若者の社会的排除論でNEET (Not in Education or Employment)問題²³として把握されてきた問題構成を捉えている。子ども期の不利と移行期の不利の関係性は子どもの貧困研究において語られ始めているが、この点についても深めていく必要があるだろう。

謝辞 本研究はJSPS 科研費（特別研究員奨励費）JP19J12670の助成による成果の一部である。

¹ 不就学状態は外国籍であることを前提に生じやすいことを踏まえ、不就学問題に特化して語る際には「外国籍」を用いた。他方、国籍を問わない議論の場合には、行政用語や先行研究に準じた文脈では「外国人」、それ以外の文脈では「移民」と表記した。

² 宮島らが教育関係者への意識調査を2012年度に行っており（宮島2014）、教育関係者が不就学をどうみているか、あるいは現場でどのような事態が起きているかを明らかにしたという点では新しいが、不就学を教育問題として論じる視点は継承されており、枠組みはあまり変わっていない。小島(2016)の不就学を論じた章については小島(2006)をもとに書かれており、2000年代半ばの研究と同等と位置づけられる。奴久妻(2014)も、行政による

不就学者の把握状況を問う小島の関心を引き継ぐものである。

³ 東海地方の集住都市である X 市の委託による外国籍の子どもの不就学対策事業。筆者は 2000 年代の半ば、当該事業に 3 年間従事した。X 教室には平均して一年に約 100 名の外国籍の子どもたちが参加し、うち約 20 名が不就学の子どもであった。

⁴ 熊谷(2008)など。ブラジル人学校を取り巻く議論については、山野上(2016)にまとめている。

⁵ この問題化を受け、外国人登録制度は 2009 年に廃止が決定された。準備期間を経て 2012 年に「新しい在留管理制度」が導入され、外国籍住民も住民基本台帳に登録されることとなった。

⁶ 文部科学省 a。

⁷ 平成 18 年 6 月 22 日付け 18 文科初第 368 号、初等中等教育局長通知。文科省の通知類はすべて文部科学省 b より取得。

⁸ 在留資格がなくとも外国人登録は可能であったが、非正規滞在の場合には役所に出向くのを恐れて登録をしない人も多かったと考えられる。

⁹ 2016 年末以降は再度増加に転じ、2018 年末には 20 万人を超えている。数値は法務省在留外国人統計（・旧登録外国人統計）。

¹⁰ 本稿のすべての見解は筆者個人のものであり、IOM を代表するものではない。

¹¹ ブラジル人以外の子どもが不就学にならないわけではなく、虹の架け橋の実施団体では多様な国籍の子どもの事例を扱っていた。

¹² 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2018)。

¹³ 平成 31 年 3 月 15 日付け 30 文科教第 582 号 総合教育政策局長・初等中等教育局長通知。

¹⁴ 2014 年 5 月 1 日時点で居住実態が把握できなかった児童 2908 人のうち、同年 9 月 1 日までに入管への照会により出国確認ができた児童は 1151 人（厚労省 2014）。

¹⁵ DV 被害から逃れるために住民登録を動かしていない、無戸籍等、住民基本台帳には登録がない場合においても、日本国籍の場合は現居住地において学齢簿に記載することとなっている。

¹⁶ 筆者が X 市教委に問い合わせたところ、就学援助は年度予算終了により出せないとの回答だった。雇止が集中したのが 2008 年末であったため、確かに年度末に近かったが、経済危機を受け就学援助のための補正予算を組んだ自治体もあった。

¹⁷ いずれの事案も、紆余曲折を経て最終的には再編入・卒業したが、それはたまたま支援者につながったからである。なお、これらは経済危機後の数年間に集中的に発生した事案である。経済危機の混乱下、家庭内の不安が子どもたちの学校における「荒れ」として現れるなかで、このような対応がとられていたとも言えるだろう。経済危機発生時には X 教室はすでに役割を終えたとされて事業終了しており、これらの事案は筆者が仲間とともに個人の立場で関与したものである。

¹⁸ 教育法学の観点からは、教育基本法の「普通教育を受けさせる義務」（第 5 条）は就学義務のみに限定されるものではないとの議論があり、さらに就学義務の対象に外国人学校を含める考え方も議論されてきている（廣澤 2015）。

¹⁹ 「ブラジル人学校に行かせたいが、いまはお金がない」ための不就学は教育選択の要素を含むが、長期的に収入の見通しが立たない場合は通常、強制されずとも保護者は子どもを公立学校に就学させる。なお、ブラジル人の場合は宗教的理由による不就学は想定しにくい、宗教によっては「男女共学校に女儿を行かせるわけにはいかない」ために不就学が生じる場合があり、別途検討が必要であろう。

²⁰ 不登校の解決に家族のもつ各種資源の差がもたらす影響については、岩田(2003)。

²¹ イシカワは「高卒以下」を低学歴層と括っている。ブラジルの日系社会ではそうかもしれないが、ブラジル全体の統計をみれば、親世代であれば高卒者は相対的に高学歴である。

²² このような説明は、外国人保護者の行為を自らの規範と照らし合わせて理解できないと感じている学校教育・教育行政の関係者に受けがよく、子どもの教育問題をデカセギ志向と結びつけた「いいかげんさ」（無計画さ）や「親の無関心」に帰するような言説が現場で増幅され続けてきたのではないかと筆者は捉えている。

²³ 日本においては「ニート」は「ひきこもり」に近いニュアンスで普及したが、NEETは元来は若者の失業問題を核として含み、構造的な問題に関連づけられた概念である（本田ほか2006）。

参考文献・資料

相澤真一ほか(2016)『子どもと貧困の戦後史』青弓社。

天野郁夫(1997)『教育と近代化』玉川大学出版部。

イシカワエウニセアケミ(2005)「家族は子どもの教育にどうかかわるか」（宮島、太田編、後掲書）77-96 ページ。

石川結貴(2015)『ルポ居所不明児童——消えた子どもたち』ちくま新書。

移住連貧困プロジェクト(2011)『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社。

稲葉奈々子、樋口直人(2013)「失われた 20 年——在日南米人はなぜ急減したのか」（『人文コミュニケーション学科論集』第 14 号）1-11 ページ。

岩田美香(2003)（「貧困家族とスクール・ソーシャルワーク」青木紀編『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』）明石書店、161-189 ページ。

大石亜希子(2019)「子どもをケアする時間の格差」（松本、湯澤編著、後掲書）132-149 ページ。

太田晴雄(2000)『ニューカマーの学校と日本の学校』国際書院。

————(2005)「日本的モノカルチュラリズムと学習困難」（宮島、太田編、後掲書）57-75 ページ。

————、坪谷美欧子(2005)「学校に通わない子どもたち——「不就学」の現状」（宮島、太田編、後掲書）17-36 ページ。

奥山はるな(2019)「就学不明：外国籍の子 1.6 万人 義務教育対象外 100 自治体調査」、「四日市・虐待死の女兒「学校行くの」かなわず 就学不明、追跡に限界」（『毎日新聞』1月7日）

————、堀智行(2020)「外国籍の不就学・不就労、日本籍の2倍超 言語教育足りず」（『毎日新聞』2月25日）

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2018)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryous3-1.pdf> (2020年1月21日閲覧)

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(2020)「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/06/1418054_00001.htm (2020年3月27日閲覧)

外国人集住都市会議(2001a)「設立の趣旨」<https://www.shujutoshi.jp/gaiyou/index.htm> (2020年1月21日閲覧)

————(2001b)「浜松宣言及び提言」

<http://www.shujutoshi.jp/siry/pdf/20011019hamamatsu.pdf> (2020年1月21日閲覧)

梶田孝道、丹野清人、樋口直人(2005)『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。

堅田香緒里(2019)「子どもの貧困」再考——「教育」を中心とする「子どもの貧困対策」のゆくえ」（佐々木、鳥山編、後掲書）36-57 ページ。

可児市(2004)『共に育むふれあい交流都市をめざして——岐阜県可児市の歩み（外国人の

- 子どもの教育環境に関する実態調査報告書)』。
- 熊谷晃(2008)「子どもたちの「学び」をささえよう～サンタ・プロジェクトとその意義～」(平高史也ほか編『共生 ナガノの挑戦——民・官・学協働の外国籍住民学習支援』) 信濃毎日新聞社、29-45 ページ。
- 倉石一郎(2009)『包摂と排除の教育学——戦後日本社会とマイノリティへの視座』生活書院。
- 厚生労働省(2014)「「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000065287.pdf> (2020年3月27日閲覧)
- 国際移住機関(IOM)(2015)『定住外国人の子どもの就学支援事業(虹の架け橋事業) 成果報告書』。
- 小島祥美(2006)『外国人の子どもの就学と不就学に関する研究』大阪大学博士学位論文。
 _____(2016)『外国人の就学と不就学——社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会。
 _____(2017)「社会で「見えない」不就学の外国人の子どもたち」(荒牧重人ほか編『外国人の子ども白書』) 明石書店、136-138 ページ。
 _____(2018)「〈ジモト〉をつくる外国人教育——不就学ゼロをめざして」(『世界』915号) 132-141 ページ。
- 佐久間孝正(2005)「多文化に開かれた教育に向けて」(宮島、太田編、後掲書) 217-238 ページ。
 _____(2006)『外国人の子どもの不就学——異文化に開かれた教育とは』勁草書房。
- 佐々木宏、鳥山まどか編著(2019)『シリーズ子どもの貧困3 教える・学ぶ——教育に何ができるか』明石書店。
- 志水宏吉、清水陸美編(2001)『ニューカマーと教育——学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』明石書店。
- 竹ノ下弘久「「不登校」「不就学」をめぐる意味世界——学校世界は子どもたちにどう経験されているか」(宮島、太田編、後掲書) 119-138 ページ。
- 丹野清人(2007)『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会。
 _____(2013)『国籍の境界を考える——日本人、日系人、在日外国人を隔てる法と社会の壁』吉田書店。
- 西澤哲(2015)「消えた子どもの実態とその背景」(『子どもの虐待とネグレクト』第17巻第1号) 9-15 ページ。
- 奴久妻駿介(2014)「日本における外国人児童生徒「不就学」の実態調査——都道府県教育委員会への質問調査より」(『多文化関係学』第11号) 87-98 ページ。
- 畠中亨(2015)「子どもの貧困対策法と貧困の概念」(『生活経済政策』第224号) 29-33 ページ。
- 樋口直人(2010)「経済危機と在日ブラジル人——何が大量失業・帰国をもたらしたのか」(『大原社会問題研究所雑誌』第622号) 50-66 ページ。
 _____、高谷幸、稲葉奈々子(2019)「移民と貧困をめぐる日本的構図——誰がなぜ貧困に陥るのか」(『貧困研究』第23号) 55-67 ページ。
- 廣澤明(2015)「教育基本法 第5条 義務教育」(荒牧重人ほか編『新基本法コンメンタール 教育関係法』) 日本評論社、22-27 ページ。
- 保坂亨(2015)「居所不明児童生徒の実態と学校教育」(『子どもの虐待とネグレクト』第17巻第1号) 28-33 ページ。
- 本田由紀、内藤朝雄、後藤和智(2006)『「ニート」って言うな!』光文社新書。
- 松本伊智朗(2008)「子どもの貧困研究の視角——貧困の再発見と子ども」浅井春夫、松本伊智朗、湯澤直美編『子どもの貧困——子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店、14-61 ページ。
 _____(2019)「なぜ、どのように、子どもの貧困を問題にするのか」(松本、湯澤編著、後掲書)、20-62 ページ。

- _____、湯澤直美編著(2019)『シリーズ子どもの貧困1 生まれ、育つ基盤——子どもの貧困と家族・社会』明石書店。
- 宮島喬、太田晴雄編著(2005)『外国人の子どもと日本の教育——不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会。
- _____ (2005)「学校教育システムにおける受容と排除——教育委員会・学校の対応を通して」(宮島、太田編、前掲書) 37-56 ページ。
- _____ (2014)『外国人の子どもの教育——就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会。
- 文部科学省(2019)「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)」。
- _____ (2020)「外国人の子供の就学状況等調査結果について」。
- _____ a 「外国人の子どもの不就学実態調査の結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm (2020年1月21日閲覧)。
- _____ b 「帰国・外国人児童生徒関係の通知等」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1296215.htm (2020年1月21日閲覧)。
- 山野上麻衣(2016)「学びたい場で学ぶ自由をいかに支えるか——外国人の子どもの公立学校・外国人学校の選択をめぐって」(『〈教育と社会〉研究』第26号) 49-61 ページ。
- 湯澤直美(2013)「「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定経緯と今後の課題」(『貧困研究』第11号) 50-60 ページ。
- リスター、ルース(2004=2011)『貧困とはなにか——概念・言説・ポリティクス』松本伊智朗監訳、明石書店。

山野上麻衣 (やまのうえ まい) (一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員(DC2) / sd151019@g.hit-u.ac.jp)

報告 特別講演会¹

コロンビア辺境にみる和平合意後の新展開 — エクアドルとの国境地域トゥマコの現状から —

ドラ・バルガス

はじめに²

コロンビアは天然資源や生物多様性に富む国ですが、長年国内紛争に苦しんできました。自然の豊かさは、時にその厳しい地勢条件があるゆえに、交通網の発達阻害要因になることもあります。コロンビアの場合はその顕著な例と言えます。特に農村部への大都市圏からのアクセスの悪さは甚だしく、そのため、都市部からの孤立を生んできました。孤立した農村地域には左翼ゲリラをはじめとする武装組織が入りやすい傾向がありました。そのような辺境農村には武装組織の存在とそれを追う軍の存在があり、その中で生活する農民は、中立の立場を証明しにくい弱者で、暴力の被害者になってきました。孤立する地域ほど内戦に苦しめられてきたという実態があるのです。

「コロンビア革命軍」(以下 FARC) と政府との間で 2016 年に和平合意が調印され、そののち、和平政策の一環として「地域重点発展プログラム」(PDET) が発足し、その対象として 270 の地域が指定されています。ナリーニョ (Nariño) 県のトゥマコ (Tumaco) 地域は、エクアドルとの国境近くにあり、自然環境は大変豊かですが、孤立した地域でもあり、この PDET 対象地域に指定されました。

トゥマコはコロンビアの中でも辺境と言わざるを得ない立地にありますが、その中でもさらに都市部と農村部との格差があり、農村部には交通のアクセスの悪さだけでなく、様々な公共サービスが不足しています。農民は生きるためにコカ栽培に関与せざるを得ない状況があり、コカ栽培が広まった地域でもあります。和平合意プログラムの中にコカ栽培をやめて代替作物栽培へ移行しようという政策があっても、なかなかそれが進まない現実があるのです。

¹ 開催概要

日時：2019 年 11 月 12 日 (火) 18:00~20:00

会場：上智大学四谷キャンパス 6 号館 3 階 302 教室

講演者：ドラ・バルガス (Dora Vargas) [和平擁護ネットワーク (la Red Defendamos la Paz) 人権擁護活動家]

解説・逐次通訳：柴田修子 (同志社大学 グローバル地域文化学部助教)

主催：上智大学外国語学部イスパニア語学科；共催：グローバル・コンサーン研究所；協力：イベロアメリカ研究所

なお、本記事は、当日の音源をもとに幡谷則子がまとめた。脚注は追加説明の必要が認められたところに適宜追記を行っている。また、末尾の添付資料は当日に上映されたスライドである。

² 以下「はじめに」の部分は、同志社大学柴田修子助教による解説。

他方、トゥマコの都市部では、FARC と政府との間に 2016 年に和平合意が結ばれて、平和に向かってこれから進もうという方向性が見えたにも関わらず、この和平協定を不服として武装解除に加わらず、FARC から分離したグループをはじめ、新しく結成された武装組織がいくつもあり、暴力の状態を悪化させています。

そうした状況下、農村部や都市貧困地域から生活の場を追われて難民となる人々が後を絶たず、今回来日したドラ・バルガス (Dora Vargas) さんは、人権擁護活動家としてそのような人々を支援してきました。本日の講演会では、なぜトゥマコがこうした状況になったのか、その背景についてお話しいたします。[以下はドラ・バルガスさんの講演内容の抄訳]。

1. トゥマコの概要

今日は皆さんに、小さな地域における和平への希望と課題についてお話ししたいと思います。今ご紹介があったように、トゥマコは行政単位 (ムニシピオ) としては大都市からはアクセスの悪い、孤立した小さな地域の一つです。最初に本日の講演会資料のパワーポイントのタイトルに私がつけた“En los territorios está el potencial y desafío para la construcción de paz” (「地域の中に、和平構築の可能性と課題がある」) ということを述べたいと思います。私の仮説はこのタイトルにあるように、「その土地ごとに、コロンビアにおける和平のための可能性と課題とがある」ということなのです。コロンビア全体を通してみれば和平に対する課題が沢山ありますが、地域ごとに自分たちの和平を作っていくことでその可能性が大きくなると考えています。すなわち、「地域に焦点を当てて (territorial focus) 和平構築を考える」ことが重要なのです。小さな地域に目を向ければ、平和をめざす人々のニーズや希望、期待を理解することができます。

トゥマコはナリーニョ県の先端に位置し、同県の太平洋岸地域に区分される 10 の行政市 (ムニシピオ) の一つです。ナリーニョを含む 4 つの行政県がコロンビアの太平洋岸地域を形成しています。トゥマコは全国で 170 ある地域重点発展プログラム (PDET) 指定地域の一つです。PDET に指定されたことは、辺境地帯が少しずつでも経済発展に向かってゆけるだろうという希望を与えられたことを意味し、PDET への期待は大きいです。事実、トゥマコが PDET に関与することで、多くの可能性が開けると考えられています。

トゥマコの状況に照らして、PDET に期待されるメリットは以下の 4 つの点です。

第一に、トゥマコは太平洋岸に面しており、経済発展に対する地政学的ポテンシャルは高いと考えられます。すなわち、戦略的な地理的位置にあるということが指摘できます。

しかしながら、第二に、現状では教育や医療などの基本的な社会的サービスが不足しており、また、失業問題も深刻であることを指摘しなければなりません。これらはトゥマコの地域社会が抱える構造的な課題であり、最重点課題であり、PDET によってこれらの状況の改善が期待されるのです。

第三に、太平洋沿岸地域は生物多様性に富む地域でもあり、多くの多様な天然資源を保有し、輸出への経済的ポテンシャルも擁します。

第四に、トゥマコの人口構成は、90%が黒人系、6%が先住民、4%が混血となっており、黒人系住民が大半を占めているという特徴をもつ点も忘れてはなりません。このことも、これまで同地が社会的排除を受けてきた歴史的要因ともなっており、PDETによって特に黒人系住民の社会的経済的発展が期待されるのです。

2. トゥマコの地域経済の実情とその発展を阻む違法経済の浸透

さて、次にトゥマコの経済的な問題に焦点を当ててお話ししたいと思います。というのも、社会的問題はあまりにも多様で複雑だからです。経済的側面は和平構築に対して阻害要因にもなっているといえます。なぜなら様々な違法経済がこの地域に浸透していること、そしてさらにそれが不法武装組織の出現に関係しているからなのです。すなわち、これからお話しするすべての違法経済が武装組織の資金源になっているのです。

最初に、違法経済ではない、「合法的経済」についてお話しします。トゥマコでは漁業と農業が主たる産業で、それぞれ発展につながるポテンシャルは高いのですが、それに従事する人々の生活向上に結び付いていません。なぜなら漁業にしても農業にしても加工する場も機会もないためです。一次産品に付加価値をつけることが難しいのです。

例えば漁業の場合、漁獲した魚は地域の消費に留まっています。ナリーニョ県の山岳地域にさえ流通させることはできません。冒頭でも説明があったように、交通・輸送インフラが不足しているため、山岳部などに運ぶ手立てがないのです。加工することができれば、輸出にまでつなげる潜在力をもっており、それが実現できれば経済的にも向上することでしょう。

農業についても同じことがいえます。他の地域——例えばトゥマコの都市部にまではなんとか販売できたとしても、交通網が未発達で、時間もコストもかかります。農村は点在しており、移動が難しく、このスライドでお見せするように、川を歩いて渡らなければならない状況があるのです。また、市場に流通させることができたとしても、仲介業者への支払いコストが高くついてしまいます。市場価格が生産コストに見合わないのです。販売価格は極めて限定的な市場に左右されるため、生産者の支出や労働に見合うような価格設定にはなかなかありません。ゆえに生産者にとってのインセンティブは低く、またモチベーションにもつながりません。どの地場産業も、魅力のある産業とはいえないのです。

次に違法経済の実態についてお話ししましょう。この地域には主として3種類の違法経済が展開しており、それぞれが武装組織と関連し、和平の阻害要因になっています。

第一が、違法な金鉱採掘です。これは主にバルバコア (Barbacoa)、ロベルト・パジャン (Roberto Payán)、マグイ (Magüí) などの行政市において盛んにおこなわれています。

金の採掘には政府の許可が必要ですが、無許可で採掘のためのショベルカーが村に入ってくる場合があります。その土地をもっている農民が、採掘活動を受け入れ、土地を貸すことで賃料収入を得たり、土地を違法採掘者に売却したりすることが横行しているのです。様々な方法で違法経済に農民を巻き込んでゆくのです。なぜなら農家は農業からの収益よりも高い収入を得ることができるからです。その上、土地代金収入の一部を、武装組織に対して「税金」³として払う必要があります。武装組織は、直接違法採掘に手を染めることはないが、その違法性を警察権力に対して擁護することで上前をはねる、というしくみになっているのです。

第二が、コカ栽培です。コカは世界の三大麻薬の一つ、コカインの原料です。1990年代半ば以降、トゥマコにもコカ栽培ブームが訪れました。現在トゥマコは国内でコカ栽培面積が最も多い10地域の一つとなっています。農家は、従来型の農業収入では生活を支えることが難しく、より高い収入をもたらすコカ栽培に関与してしまうのです。彼らはそれが危険と隣り合わせであることも知っています。往々にして、家族が武装グループの闘争にまきこまれて命を失うリスクがあるにもかかわらず、収入が高いために関わらざるを得ない現状があります。さらに、コカを栽培してもその売買過程で再び上前をはねられるシステムがあります。さきほど申し上げた、金の違法採掘に土地を貸し出す場合と同様、武装グループに「税金」を支払わなければなりません。コカの取引には、メキシコの麻薬組織「シナロア・カルテル」さえも買い付けにやってくるといわれています。すなわち、買い付け者自らがこの地までやってくるという点では、農民にとっては容易な収益源となっているため、関与するメリットが高いわけです。このコカ経済は、トゥマコだけでは解決できない問題です。国際的な枠組みでコカ栽培が続いているということを理解しなければなりません。事実、ジョレンテ (Llorente) というトゥマコから少し内陸に入った地域に麻薬カルテル関連のロジスティクス拠点ができているのです。

第三の違法経済活動は、近年、特に2005年以降顕著に広がっている、違法なガソリン生産です。コロンビアは産油国であり、原油が産出されるプトゥマヨ (Putumayo) 県⁴からトゥマコまで原油を運ぶ石油パイプラインが通っています。そしてトゥマコの港から原油が輸出されていますが、このパイプラインはその間多くの山村を通るわけです。その途中でパイプラインに穴をあけて原油を盗み、ガソリンに違法精製して密売するという方法でこの違法ガソリン生産と流通が拡大しています。原油を自前で作った貯蔵タンクにため、さらに簡易加工所を建築し、そこでガソリンに精製して密売するのです。この密売ガソリンの一部はコカ栽培者が消費します。また、通常の世界市場価格より安価なため公共交通機関のバス会社なども購入します。コカ栽培農家が密売ガソリンを購入するのは、コカの葉は一

³ 地域内の反社会的勢力に支払う場所代を意味するいわゆる「みかじめ料」に相応するもの。

⁴ ナリーニョ県に隣接。

次精製を行ってペースト状にしたほうが運搬しやすいため、この一次精製にガソリンが必要だからです。違法に精製されたガソリンがコカ栽培につながっているという構造があるわけです。

この違法産業も先に述べた2つの違法産業と同様、武装組織が「税金」をかけ、その収益の上前をはね、それを彼らの活動資金源にしている構造は全く同じです。そしてそれを受け入れないと、命の危険があるのも現実です。実際、2週間前に、ディビソ (Diviso) という私の出身村の近くの村で、違法ガソリン精製に関わっていた3人の若者が、たまたま武装組織に「税金」を支払う余裕がなく、断ったために殺害されました。現地ではこのようなエピソードが絶えません。

人権擁護活動家にとっても、農村リーダーにとっても、これらの違法経済の存在はその活動に対する大きな阻害要因となっています。また、武装組織との軋轢以外にも常に危険と隣り合わせにある経済活動なのです。例えば違法ガソリン精製によって爆発事故が起こり、命を落とす場合もあります。さらに、環境問題も引き起こしています。こうした違法精製の結果排出される汚水が水質汚染につながります。ガソリンや原油のカスが水源にそのまま放出されたりするのです。その結果、住民の生活用水が河川を通じて汚染されますし、そうした河川では魚もとれなくなっているのです。

3. 和平構築が抱える課題

トゥマコの地域が暴力状況に入ったのは2000年代以降のことです。それまでは比較的穏やかな地域でした。ところが、「プラン・コロンビア」(Plan Colombia)⁵によってコロンビア国内の他の地域でコカ栽培が根絶やしになったのち、コカ栽培が西南部、そしてナリーニョ県に移ってきたのです。このコカ栽培ブームがすでにお話した武装組織との関係によって、トゥマコでの殺害状況の悪化につながりました。

2012年の時点で、殺人件数はピークを迎え、この年252人の市民が殺害されました。FARCが政府と和平合意に向けての交渉をはじめると、殺人件数は徐々に下がっていきました。2013年半ば以降、FARCとパラミリタリー組織⁶とがトゥマコの制圧をめぐる闘争していましたが、FARCがこの地を制圧したため、2014年以降は殺害件数が漸減していったのです。こうして、キューバのハバナで和平交渉が開始されて以来、少しずつ和平にむけての期待が高まってゆきました。

しかし、2015年の半ばごろからこの希望にみちた雰囲気には暗雲がたちこめてきました。

⁵ パストラーナ政権期に、コロンビアの経済開発と和平の促進のため、貧困解決をめざした開発計画で、資金面で国際協力を仰ぐもの。2000年に発足し、主として米国政府からの資金協力によって実行された。表向きは開発と和平の促進であるが、実際には武装組織の資金源である麻薬密売とコカ栽培を撲滅することに主眼が置かれ、コカ栽培に対する除草剤の空中散布のために多大な費用が投じられた。

⁶ 左翼ゲリラを武力や様々な人権侵害行為によって制圧しようとする右派の準軍事組織。

なぜなら、FARC の和平合意に同意しなかった、分離グループ（通称 *disidentes*）が形成されてしまったからです。その一つが、“Gente de Orden”（「秩序ある人々」）と呼ばれる組織で、FARC と政府との間での和平プロセス後に出現しました。この”Gente de Orden”と自称するグループは、彼らの活動の正当化を訴えるビラ（現地では一般に「パンフレット」と呼ばれる）をまき、自分たちの活動について住民に予告をしました。その結果、FARC は“Gente de Orden”のリーダーの一人、「J さん」（通称“Don J”）を殺害しました。これによって周辺の人々は恐怖にさらされ、市長に支援を求めたのです。この結果、“Gente de Orden”は FARC とは別の社会復帰プロセスを実施したいと行政に訴え出たのです。この新しい社会復帰プロセスに参入した“Gente de Orden”のメンバーは 333 名に上りました。私はこのプロセスに付き添ったのです。

ここで、なぜこの分離グループ、“Gente de Orden”なるものが結成されることになったのか、その背景を少しお話しておきましょう。もともとトゥマコの都市部で活動していた FARC のメンバーは「ミリシア」（「民兵」）と呼ばれ、地元に住んで地元の汚い仕事（注：FARC にとって危険人物と思われる人や地元リーダーなどをマークして、選別的に殺害したり、脅迫したりすること）を請け負っていました。つまり、FARC の「民兵」であるミリシアは FARC の「正規軍」が手を汚さない仕事をしていたため、彼らからは差別を受けていました。そうした異なる扱いを受けてきたことに、ミリシアは納得していませんでした。また、自分たちが FARC の武装解除プロセスに参加すると、地元から離れることになるため⁷、地元（すなわち自分たちが影響力をもっていた地盤）が空白となり、そこにパラミリタリーが侵入し、家族やコミュニティを脅かすのではないかと、という危惧がありました。そうすれば地元が再び暴力の巣窟になってしまう。そのため、彼らは分離グループ“Gente de Orden”を形成し、地元に残ったのです。

こうした理由から、Gente de Orden が結成され、330 名が加わりました。そして、先ほど申し上げたように、Don J が殺害されたのちに別途独自の和平交渉と社会復帰プロセスに入ったのですが、2017 年 3 月にこのプロセスに入ったのは結局 125 人のみでした。そして、その中には 17 人の未成年者（18 歳以下）——子供兵——もいたのです。

では 330 人のうち、和平プロセスに入らなかった残りの 105 人はどうしたのでしょうか。彼らはこのプロセスに入ることに同意せず、その他のパラミリタリーグループからの襲撃を恐れて武装を続けたのです。また、4 割以上が武装解除に応じなかったのにはもう一つ内部事情がありました。FARC の民兵は都市部のバリオ（居住区）ごとにその拠点（現地では“focos”と呼ぶ）を形成し、分散して存在していました。武装解除に応じるか否かの選択は、それぞれの拠点のリーダーの指示によって決まったことも影響しました。このよう

⁷ FARC の武装解除では、各部隊の構成員は定められた村々に集められ、武装放棄すると同時に、一連の社会復帰の手続き、トレーニングを受けることになっていた。

に拠点ごとのハイラーキカルな構造があったために、多くの民兵が和平プロセスに入らなかったのです。こうして、新たに出現した分離グループも、武装解除プロセスに入ったものと、武装を続けて新しい武装組織になったもの——その中には通称グアチョ (Alias Guacho) をリーダーとする“Frente Oliver Sinisterra” (オリベル・シニステラ戦線) や、“Guerrilleros Unidad Pacífica” (太平洋連合ゲリラ) などと呼ばれるものがあります——とに分かれました。また、もう一つの左翼ゲリラグループ「民族解放軍」(ELN) も再び活性化しました。それぞれの間で抗争が激しくなり、暴力の連鎖が続いているのです。

次のスライドは、2017年10月にタンヒル (Tangil) というエクアドルとの国境付近の村で起こった殺傷の現場検証の写真です。



タンディル市での攻撃（紛争被害2017年10月8日）に対する人道的調査

Misión
humanitaria
atacada en
Tandil

Octubre 8 de
2017

この村はコカ栽培が盛んでしたが、警察がコカ撲滅のために入ったことで、コカ農民との間で衝突が起こり、7名が殺害され、21名が負傷しました。警察は、農民の中にグアチョの指示があったと公式発表しました。しかし、他方で、こうした反発が起こるのは、警察のコカ撲滅のやり方にも問題があったと言えます。すなわち、単にコカを引き抜くだけではなく、代替作物栽培の担保保証があるべきで、そうした条件が整わなければ和平構築のためのコカ撲滅にはならないからです。私はここで、人権擁護活動家として、現場の検分モニタリングのために同行しました。しかし、その最中にも警察から発砲されたのです。ではなぜこのような写真をお見せできたかという、私たちに、NGOの取材カメラマンが同行していたからです。こういう事例は他の地域でも起こっています。このような状況下において、コミュニティリーダーの存在は非常に重要です。彼らは無報酬で、つまりボランティアで活動していますが、他方で、沢山のコミュニティリーダーの命が奪われてき

ました。いわゆる選別的殺害によつてです。リーダーには、先住民組織、女性グループ、若者グループなど多様なものがありますが、皆命の危険を顧みず戦っています。厳しいけれども、私はこうした人々の活動の中に和平構築の可能性があると考えているのです。

最後に、人権擁護団体のうち、トゥマコの教区教会の社会的司牧活動組織である、“Pastoral Social del Diosesis de Tumaco”の活動を少し紹介しましょう。私は長らくそのプロジェクトリーダーとして務めてきましたが、次のスライドでお見せしているのは、避難民の救済過程を支援する人道的活動です。



紛争被害者（脅迫による強制移住、誘拐、性暴力、暗殺犠牲者、脅迫・強奪など）への寄り添い
Acompañamiento a víctimas en situación de desplazamiento por amenazas, víctimas de secuestro, de abuso sexual, de asesinatos, de amenazas, extorsiones.

現場はモスケラ（Mosquera）という行政市で、この女性は夫を殺害され、家族は脅迫を受けていました。そこでトゥマコまで逃げてきたのです。この家族を支援していた時、非常に優秀な違法リクルート予防官（preventor de reclutamiento ilegal：武装組織が違法に若者を徴兵することを取り締まる部署の役人）と知り合いだったことで大変助けられました。彼を通じて副大統領府直轄の違法リクルート予防官とコンタクトを取ることができ、この家族を救済することができました。市民組織と行政との連携も重要なのです。この時は、「国家保護局」（Unidad Nacional de Protección）の支援を得て彼らはボゴタに脱出しましたが、結局ボゴタで生活再建の保障まで十分な支援を得られず、ボゴタに留まることはできず、ナリーニョ県に戻らざるを得ませんでした。今は県内の、より安全な地域で生活しています。このように、避難民は、命は助かってその後の生活を維持することがまだまだ困難なのです。

以上、皆さんにお話ししたように、私たちは困難な状況に直面していますが、様々な人権活動家やリーダーがそれぞれの分野で活動をしています。それぞれの地域で、希望をも

ち、強い意志をもって和平構築のために活動していくことが大切であると信じています。

En los territorios está el potencial y desafío para la construcción de paz en Colombia

その土地ごとに、コロンビアにおける和平構築の可能性と課題がある

Preparado por: Dora Ligia Vargas Portilla
 Defensora de Derechos Humanos y construcción de paz
 Túquerres, Nariño

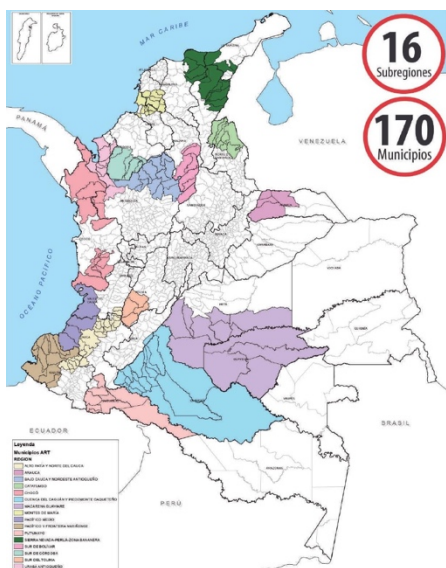
Noviembre de 2019



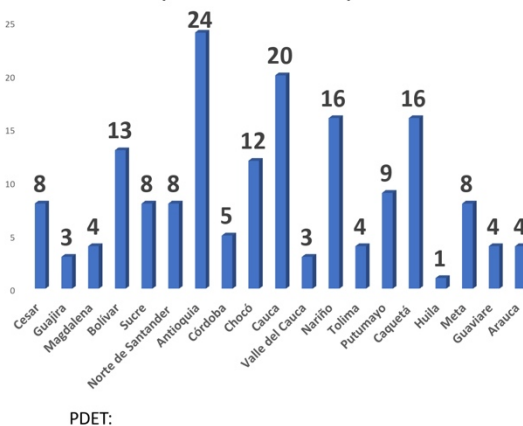
先住民人口
 アワ族 24,902人；エベララ・シアピダラ族 4,500人
 Indígenas Awa: 24.902 personas (UNIPA)
 Indígenas Eperara Siapidara: 4.500 personas (ACIESNA)

アフロ系共同体の組織
 Comunidades negras: 17 consejos comunitarios (RECOMPAS)
 34 consejos comunitarios (ASOCOETNAR)

コロンビア全人口 (Población nacional: 44.164.417 personas) とナリーニョ県



県ごとのPDET指定市の数
 Municipios PDET en cada departamento



PDETとは

- PDET:領土（地域）に焦点をあてた開発プログラム（El Programa de Desarrollo con Enfoque Territorial）
- ドゥーケ政権（2018年～）において発足した、紛争被害地に焦点を当てた開発プログラム。暴力、違法作物栽培、貧困、国家の公共サービス支援の不足によって最も打撃を受けている170市に対する重点的・社会的経済変革をめざした公共政策。
- FARC（コロンビア革命軍）との和平合意の6つの柱の一つである、「総合的農村開発」に対応するもので、170市はすべて紛争被害が最も深刻であった貧困農村部。
- 170市（municipios）は、さらに16のサブリージョンに統合されている。





世界登録鳥類の19%、南米大陸登録の60%に相当する種が生息
19 % del total mundial en aves, 60 % de las especies registradas
en Suramérica



**トゥマコの経済
Economía**

- 漁業 (Pesca)
- 農業 (Agricultura)
- 木材伐採 (Extracción de madera)
- プランテーション経営のアブラヤシ (Monocultivos de palma aceitera)
- 金鉱採掘 (Minería de oro)
- コカ葉栽培 (Cultivos de coca)



遠隔地に住む家族にとって、
所得を得るのは並大抵のこと
ではない。

**Generar ingresos no es
fácil para las familias de
zonas lejanas**



バルバコア市の鉱
山地域における
(不法) 鉱山開発
のモニタリング
**Monitoreo a una
zona minera en
Barbacoas**



コカ栽培
Cultivo de
coca



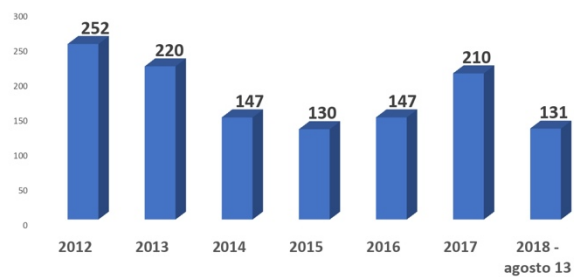
違法なガソリン生産
Producción ilegal de gasolina

09 04 2014

武装紛争の渦中において平和を構築するという意味
Construyendo paz en medio del conflicto armado

トゥマコにおける年間殺人件数

Asesinatos en Tumaco





(FARCの) 分離派、非動員後の元兵士やELNほかのゲリラ組織が現地の土地、不法な鉱山・石油資源開発、コカの栽培や麻薬密売ルートに対する実権をめぐって不断に対抗している。

Disidencias, Desmovilizados, guerrilla del ELN y otros grupos, en confrontación constante por el control del territorio, economías ilícitas de minería, hidrocarburo, coca y rutas del narcotráfico



タンディル市での攻撃（紛争被害2017年10月8日）に対する人道的調査

Misión humanitaria atacada en Tandil

Octubre 8 de 2017



平和のための活動と人権問題

1. 人道的支援
2. 紛争被害者に対する法的相談
3. 紛争被害者に寄り添う
4. リーダーへの支援
5. コミュニティに寄り添う
6. リーダー養成
7. 武装集団との対話
8. (開発の) モニタリング
9. 紛争の事実に対する記憶
10. 意識化
11. 可視化
12. (人権侵害の) 告発

Acciones por la paz y DDHH

1. Ayuda humanitaria
2. Asesoría jurídica a víctimas
3. Acompañamiento a víctimas
4. Apoyo a líderes
5. Acompañamiento comunitario
6. Formación
7. Diálogos con actores armados
8. Monitoreo
9. Memoria
10. Sensibilización
11. Visibilización
12. Denuncias



紛争被害者（脅迫による強制移住、誘拐、性暴力、暗殺犠牲者、脅迫・強奪など）への寄り添い
Acompañamiento a víctimas en situación de desplazamiento por amenazas, víctimas de secuestro, de abuso sexual, de asesinatos, de amenazas, extorsiones.



紛争被害者が政府の管轄諸機関への働きかけによってしかるべき支援にアクセスし、権利の回復につながる事ができるように、コミュニティ全体で寄り添い支援する。
Acompañamiento comunitario a víctimas para el acceso a rutas de atención y para la restitución de derechos por medio de la gestión ante las instituciones gubernamentales



CASA DE LA MEMORIA
DE TUMACO Y LA COSTA PACIFICA NARIÑENSE





平和、記憶と連帯の
ための意識化活動
Sensibilización por la
paz, la memoria y la
solidaridad

トゥマコへ至る道で
の記憶と平和のため
のマラソン (行進)

Maratón por la
Memoria y la Paz en la
vía a Tumaco



アルタケルの町
では、住民がコ
ミュニティリー
ダーとともに、
政府に要求して
学校建設を獲得
した

Con líderes se
logró demandar
a entidades de
gobierno para la
construcción del
colegio de
Altaquer



トゥマコ市に至る
途中に位置する共
同体の小学校

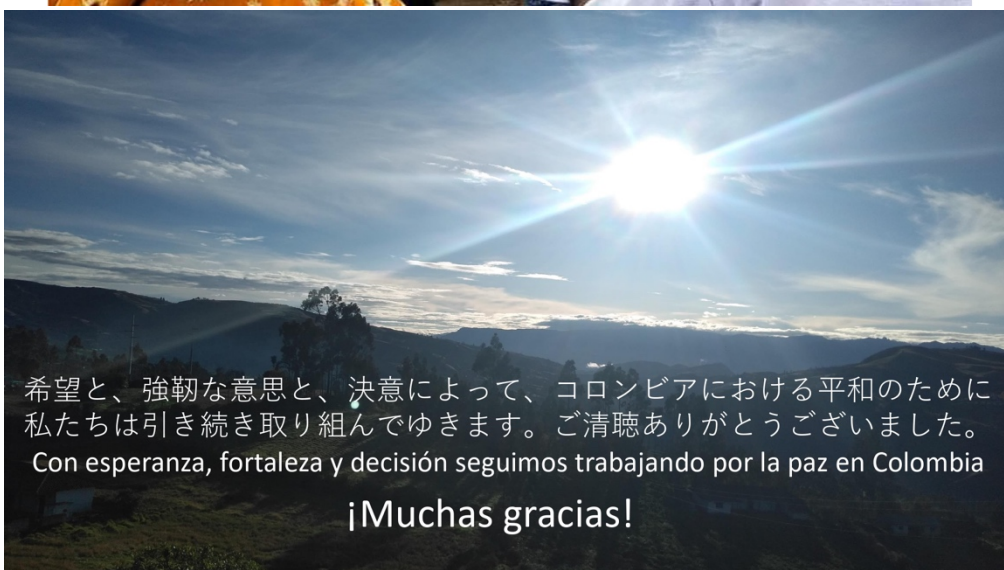
Escuela en una
comunidad en la
vía a Tumaco



子どもたちは通学のために川を歩いて渡らなければならない
Niños y niñas pasan por el río para ir a la escuela



政治参加：現在の市民の意識から達成するのは困難なオルタナティブ。
La participación política, una alternativa difícil de lograr desde la conciencia ciudadana



希望と、強靱な意思と、決意によって、コロンビアにおける平和のために私たちは引き続き取り組んでゆきます。ご清聴ありがとうございました。
Con esperanza, fortaleza y decisión seguimos trabajando por la paz en Colombia
¡Muchas gracias!

ドラ・バルガス (Dora Vargas) (和平擁護ネットワーク)

報告

女性に対する暴力撲滅の国際デー記念シンポジウム 「HeForShe 性加害を生まないためにできること ～声を上げ、耳を傾ける～」

三浦まり

1. はじめに (三浦まり、グローバル・コンサーン研究所所員)

グローバル・コンサーン研究所は2019年11月25日に女性に対する暴力撤廃の国際デーを記念して、「HeForShe 性加害を生まないためにできること～声を上げ、耳を傾ける～」を主催した。企画にあたっては、UN Women 日本事務所と Speak Up Sophia の協力を得て、3機関が共同で内容を練ったものである。多くの示唆に富むプログラムであったため、ここにシンポジウムの抄録を掲載し、大学において性加害を生まないために何をすべきなのかの議論を深めていければと思う。当日の登壇者およびプログラムに関しては図1~3を参照していただきたい。

図1 プログラム

本日のプログラム	司会：横井桃子 (上智大学4年、Speak Up Sophia 共同代表)
1 開会の挨拶	瞳道佳明 (上智大学学長) エーリン・フリーゲンリング (駐日アイスランド大使)
2 「UN Women の取り組み ～16 Days of Activism against Gender Based Violence」	石川雅恵 (UN Women 日本事務所所長)
3 「耳を傾ける」 2つのセクションを通じて、被害者の声実際に耳を傾ける時間を設けます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 動画を通して聴く UN Women アイスランド国内委員会が作成し、国際広告賞などを受賞した動画 「Gender-based violence is closer to you than you think」</p> <p>② 朗読を通して聴く ※録音済み音声の再生 音声作成：Speak Up Sophia (SUS) SUS に寄せられた性暴力などの経験談を、男子学生及び男性教員が朗読し、その音声を録音しました。</p> </div>
4 パネル・ディスカッション 被害者の声をどう受け止めるべきか、大学としてできることは何なのか、などをテーマにディスカッションを行います。	パネリスト： 伊藤公雄 (京大名誉教授、ホワイトリボン・キャンペーン共同代表) 出口真紀子 (上智大学外国語学部教授) 上智大生の学生 (男女) モデレーター：三浦まり (上智大学法学部教授)
5 「日本政府の取り組み」	池永肇恵 (内閣府男女共同参画局長)
6 閉会の挨拶	SUS 製作 HeForShe 動画鑑賞 稲葉奈々子 (上智大学グローバル・コンサーン研究所所長)

図2 解説ページ

ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーンとは？

「ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーン」は、女性に対する暴力撤廃国際デー（11月25日）から国際人権デー（12月10日）の間に展開される国際的なキャンペーンです。

毎年、様々な団体や個人が同時多発的に取り組みを行うことで、女性に対する暴力の撤廃をより強く訴えています。

その口火を切る日である「女性に対する暴力撤廃国際デー」は、1999年12月に国連総会で採択されました。しかしそれ以前から女性活動家たちにとって、11月25日は大切な日でした。1960年のこの日、ドミニカ共和国の独裁政権に反対した活動家であるミラバル三姉妹が、暗殺されたのです。

このキャンペーンを通し、女性への暴力の長い歴史に思いを馳せ、これからに向けて抵抗と連帯を再確認することが大切です。

パープルリボンとは？

1994年、アメリカで結成されたインターナショナル・パープルリボン・プロジェクト (IPRP) が起源と言われています。虐待や暴力被害に抗する、この小さな町の活動は、のちに世界中に草の根運動として広まりました。

日本においては、2000年にアジア女性センターが「パープルリボン」の存在を紹介して以来、特に女性に対する暴力への抵抗運動として市民たちのシンボルとなっています。内閣府男女共同参画局による「女性に対する暴力をなくす運動」の中でも、パープルはテーマカラーとなっています。

期間中の東京タワーのライトアップなども有名です。

HeForShe とは？

2014年からUN Womenが開始した社会連帯運動です。エマ・ワトソン UN Women 親善大使のスピーチを覚えている方も多いのではないのでしょうか。ジェンダー平等を達成するには、差別や暴力に晒されやすい女性たちだけでなく、男性側の積極的な取り組みが不可欠です。あらゆる性の人々が主体的に行動するためのプラットフォームがこのHeForSheなのです。UN WomenのWEBページから、署名等を通じて誰でも気軽に活動に参加できます。

（訂正：解説ページの「HeForShe とは？」に誤りがありました。下記の通り訂正し、関係各位にお詫び申し上げます。最終行（誤）「署名等を通じて」→（正）「賛同等を通じて」）

図3 登壇者プロフィール

登壇者プロフィール

エーリン・フリーゲンリング 駐日アイスランド大使

アイスランドで法律学を学んだ後、スウェーデンの大学で貿易立法学と比較法学(修士)を学ぶ。レイキャビクで弁護士として勤務後、在アイスランド男女平等評議会事務局長、在スウェーデン北欧評議会文化部長、アイスランド国会国際部部長、外務省政治局惨事官などを歴任。在フィンランドアイスランド大使(エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ大使兼任)、外務省北欧局局長兼政治局副局長を経て、2018年より現職。2児の母。現在、医師の夫とともに日本で暮らす。

石川雅恵 (いしかわ・かえ) UN Women 日本事務所長

国連本部及び地域・国事務所において約20年間、資金調達とパートナーシップ構築業務に従事。1998年より日本政府国連代表部専門調査員として女性の人權問題に、その後UNICEF本部にてアシスタントプログラムオフィサーとして子供の性的搾取撲滅に、それぞれ取り組む。UNFPA(国連人口基金)にて資金調達官、UNFPAシエラレオネ国事務所にて代表補佐、アジア・太平洋地域事務所にて資金調達とパートナーシップに関する顧問を歴任。1年間、国連事務局人間の安全保障ユニットに資金調達官として出向。2017年より現職。オレゴン大学国際学部学士、神戸大学大学院国際協力研究科法学修士取得。

池永肇恵 (いけなが・としえ) 内閣府男女共同参画局長

経済企画庁にて経済政策・経済分析や消費者行政、男女共同参画などを担当。一橋大学経済研究所准教授、法政大学大学院政策創造研究科教授として研究・教育に携わる。滋賀県副知事を経て、2018年7月より現職。

伊藤公雄 (いとう・きみお)

京都産業大学客員教授・ダイバーシティ推進室長、京都大学・大阪大学名誉教授。専門は、社会学・ジェンダー論。著書に『<男らしさ>のゆくえ』『戦後という意味空間』、共著書に『男性非暴力宣言』など多数。ホワイトリボン・キャンペーン共同代表。

稲葉奈々子 (いなば・ななこ) グローバル・コンサーン研究所所長

上智大学総合グローバル学部教授。社会学者。主著に『移民政策とは何か』(共著、人文書院、2019年)、『国境を越える』(共著、青弓社、2007年)がある。NPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」運営委員。

出口真紀子 (でぐち・まきこ)

上智大学外国語学部教授、グローバル・コンサーン研究所所員。専門は文化心理学。本学では「差別の心理学」「立場の心理学: マジョリティの特権を考える」などの科目を担当。主著に『真のダイバーシティをめざして——特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』(監訳、上智大学出版、2017年)がある。異文化コミュニケーション学会会長。

三浦まり (みうら・まり)

上智大学法学部教授、グローバル・コンサーン研究所所員。専門はジェンダーと政治、福祉国家論。主著に『私たちの声を議会へ: 代表制民主主義の再生』(岩波書店、2015年)、『日本の女性議員: どうすれば増えるのか』(編著、朝日選書、2016年)など。パリテ・アカデミー共同代表理事。

シンポジウムを抄録するにあたり、企画者の一人である Speak Up Sophia 代表の横井桃子さんの振り返りを掲載する。企画趣旨、内容、成果がよくわかる文書である。上智大学では性的同意の概念を広げるワークショップを Speak Up Sophia が学内で実施し、グローバル・コンサーン研究所や学生センター、ダイバーシティ推進室も協力してきた。

2019年6月20日には同様の活動を行なっている東京大学、早稲田大学、創価大学、慶應義塾大学、国際基督教大学、一橋大学の学生団体を一堂に集め、グローバル・コンサーン研究所主催で「セクハラ・性暴力のないキャンパスへ～学生からの提言～」を開催した(図2)。このシンポジウムでは、キャンパスを誰にとっても安全な場所とするために、大学が取るべき措置の多くが手付かずとなっていることが指摘された。キャンパスにおける性暴力被害の認識に関しても、大学関係者において温度差があることも明らかになり、今後大学の取り組みを進めていくためには、問題認識を共有することが課題として浮かび上がった。そこで11月25日のシンポジウム「HeForShe 性加害を生まないためにできること～声を上げ、耳を傾ける～」を企画し、意識共有を図ることをめざした。

図4 「セクハラ・性暴力のないキャンパスへ～学生からの提言～」ポスター



大学が講じるべき措置は多岐に渡るが、本シンポジウムではその第一歩として性被害者の声を聴くことが大切であることを訴えた。そして男性の関与を引き出すことの重要性を共有した。本シンポジウムは関係者の問題意識を深める役割を果たせたのではないかと自負している。今後は具体的な対策が一刻も早く打ち出されることを強く望みたい。

抄録にあたっては、パネル・ディスカッションでの発言は登壇者ごとにまとめ、発言順に収録した。シンポジウムで視聴した動画「Gender-based violence is close to you than you think」は UN Women アイスランド国内委員会が製作したもので、性被害者の手記を男性たちが読むという内容である。YouTube にて視聴が可能である (<https://www.youtube.com/watch?v=yPp7-WXnZJQ>)。また当日は、Speak Up Sophia が集めた上智大生の被害者の手記を本学の男子学生およびホアン・アイダル神父に朗読していただいた。この手記は収録していない。

2. 企画を振り返って (Speak Up Sophia 共同代表 横井桃子、上智大学 4 年)

11 月 25 日に、女性に対する暴力撤廃の国際デーを記念して、「HeForShe 性加害を生まないためにできること～声を上げ、耳を傾ける～」が上智大学で開催された。グローバル・コンサーン研究所が主催し、UN Women 日本事務所と Speak Up Sophia が協力をした。この講演で、私は Speak Up Sophia (以下 SUS) の共同代表として企画協力をし、司会を務めた。日本、そして上智大学で起きている女性に対する暴力の問題の啓発をするためだけでなく、声をあげた女性たちに対して耳を傾ける機会を作るためにこの講演を企画した。

企画は、女性が経験した暴力を男性が読むという内容の UN Women アイスランド国内委員会が作成した動画「gender-based violence is closer than you think」がもとになっており、実際に動画の上映もおこなった。他にも内容は盛りだくさんで、開会の挨拶として擘道佳明上智大学学長からのビデオメッセージと、エーリン・フリーゲンリング駐日アイスランド大使からのメッセージから講演は始まった。さらに、石川雅恵 UN Women 日本事務所 所長からは、国連が取り組んでいる「16 Days of Activism against Gender Based Violence」の紹介がされた。また、SUS に寄せられた上智大学の女子学生が経験した性暴力の体験談を、男子学生と男性教員が事前に朗読し録音したものを、会場で流した。パネル・ディスカッションでは、伊藤公雄教授と出口真紀子教授、そして SUS から 3 名の学生が登壇し、キャンパスにおける暴力について議論をした。さらに、政府からは池永肇恵内閣府男女共同参画局長が登壇し、日本政府の取り組みが紹介された。最後に、稲葉奈々子グローバル・コンサーン研究所所長が閉会の挨拶をし、講演は終わりとなった。非常に中身の濃い、印象に残る 2 時間であった。

特に、男子学生と男性教授の朗読を通して女子学生の声を聞いたことは、今でも記憶に残っている。彼女たちが受けた性暴力が詳細に述べられており会場の雰囲気为重くなり、苦しい気持ちになった。聞くだけでも辛いのに、実際に声をあげてくれた彼女たちはどれ

ほど辛い思いをしたのか、想像もつかない。3つの経験談が流されたが、共通点は大学で助けを得られなかったということであった。そのうち2名は、実際にカウンセリングセンターに助けを求めに行ったが、カウンセラーからセカンドレイプの被害に逢い、また戻るのが怖くなってしまったと述べていた。SUSは性的同意を上智大学で文化にすることを目標とし、大学には性的同意ワークショップの義務化、カウンセリングシステムの充実、実態調査の実施の3点を求め活動を行なっているが、私たちの活動には意味があり、必要とされているのだと強く感じた。学長からのビデオメッセージでは、性的同意や第三者介入の重要性なども言及されていたため、今後大学がイニシアチブを取りより安全なキャンパスづくりのための変革をしてくれるよう、学生としてできることをやっていきたいと考えている。

また、この講演を通して、感じたことが2つある。まずは、女性に対する暴力は非常に身近な問題だということだ。私は実際に声をあげてくれた女性学生たちを知っている。彼女たちは、露出の多い服装をしていたわけでもないし、夜道を歩いていた時に知らない人にいきなり襲われたわけではない。信頼していた当時のパートナーや友人によって被害を受けたのである。レイプだけでなく、盗撮や痴漢などの性暴力も日常茶飯事に起きている。実際に、私は痴漢を受けたことのない女性をほとんど知らない。もちろん女性だけが暴力の被害にあうわけではないが、女性にとって暴力が身近な問題ということは、SUSの活動を通して日々痛感している。

2つ目は、多くの人が性暴力に知らない間に加担しているということである。女性に対する暴力が起きる原因として、出口真紀子教授が紹介したスライドでは、加害者、直接的な加担者、文化的規範の担い手、性差別、不平等や権力の格差があげられていた。加害者が生まれる背景には、性差別なども関係しており、暴力に直接加担していなくても、多くの人が女性に対する暴力を寛容する社会を築くことに加担していると感じた。それは、被害者の服装や態度を責めたりするセカンドレイプや、女性を性的なモノとして見ることもあげられる。そしてこれらは、性暴力や性的同意について学ぶ機会が非常に少ないことなども関係していると思う。だからこそ、この講演で実際に性暴力の被害にあっている生徒がいるということを可視化し問題について議論をしたことは、非常に意味があり、被害を防いでいくためにもこのような機会がさらに必要だと強く感じる。そしてこのような講演という自由参加な形ではなく、すべての学生や教員が女性に対する暴力や性暴力という身近な問題にどうしたら加担しないようにできるか、防ぐことができるかを深く考える機会が、今後大学で設けられるようになることを願う。最後に、勇気を出して声をあげてくれた女子学生3名に心からの感謝を述べたい。

3. シンポジウム抄録

曄道佳明 (上智大学学長)

11月25日は国連女性への暴力撤廃国際デーです。この、女性と女兒に対する暴力を防ぎ、撤廃を求める国際的な取り組みに本学も深く共鳴し、本日「HeForShe 性加害を生まないためにできること～声をあげ、耳を傾ける」を開催するにあたり、学長として一言ご挨拶を述べさせていただきます。

女性に対する暴力は深刻な人権侵害であり、問題の重要性は日増しに強く認識されるようになっていきます。日本でも2年前に刑法が改正され、本年にはハラスメント防止対策が法制化されるなど、取り組みが強化される方向にあります。そのような動きを作り出したサバイバーの皆さんに深く敬意を表し、さらなる取り組みを進めるために、大学としてできることを考え、実行していきたいと思っております。

女性に対する暴力を撤廃するにあたり、大学の責任とはなんでしょうか。大学という共同体のメンバーである学生や教職員が被害にあった場合は、迅速に相談に乗り、必要なケアや専門家のアドバイスを受けられるようにすること、残念ながら加害者が出た場合には、適切な処罰、更生の機会を提供することがあります。それだけではなく、大学共同体において、暴力をそもそも生まないような対人関係のあり方、文化を育む必要があります。

女性に対する暴力が発生する背景には、性差別の文化や社会慣行があることが専門家より指摘されています。大学という知的コミュニティにおいて学問的に解明されてきた暴力発生メカニズムを、それが作動しないように大学共同体の中で実践していくことが、大学関係者に負わされている責任ではないかと考えます。

具体的には、セクハラやパワハラの定義を明確にし、防止の研修機会を広く設けること、相手を尊重するコミュニケーションのあり方を教えること、性的同意という概念を共有すること、ハラスメントが起きた時に第三者として介入し阻止できるようなトレーニングを実施すること、就職活動におけるハラスメント防止に向けて学生の相談に乗ることなど、多岐にわたる活動が必要であると認識しております。

今日のシンポジウムのテーマにある「声をあげ、耳を傾ける」というのは、大学関係者が性暴力の深刻さを理解するための、最初のステップだと受け止めています。声をあげてくださったサバイバーの方に感謝するとともに、その声にしっかりと耳を傾け、性加害をうまないように、具体的にどのようなプログラムを実施すべきかの議論を学内でも深めていきたいと思っております。

シンポジウムは本学のグローバル・コンサーン研究所が主催ですが、企画案は学生団体のSpeak Up Sophiaが出し、実施にあたってはUN Women 日本事務所からの全面的なご協力を頂戴したと聞いております。国連が取り組む国際的なキャンペーン活動を実施するにあたり、上智大学をパートナーとして選んでくださったことに感謝し、その期待に応えるよう、本学でも取り組みを進めていきたいと思っております。

また、ジェンダー平等指数で世界第一位のアイスランドから私自身も多くを学びたいと思っております。エーリン・フリーゲンリング駐日アイスランド大使閣下からのご挨拶を頂戴できることに感謝申し上げます。また日本政府の取り組みに関して、内閣府男女共同参画局の池永肇恵局長のご報告が聞ける大変貴重な機会となりますこと、この場を借りて御礼申し上げます。

シンポジウムのタイトルに HeForShe とありますように、男性が主体的に関わることが重要であり、またトップリーダーの決断が成否を左右すると聞いております。学長が先頭に立って、性暴力撤廃に向けて、男子学生、男性教職員の意識改革を進め、本学の建学精神である「他者のために、他者とともに」を実践すべく、取り組みを進めていくことを皆様にお伝えしたいと思います。

本日はご多用の中、お集まりいただき有難うございました。急な公務のためビデオでのご挨拶となりましたことをお詫び申し上げます。本日のシンポジウムが実り多いものであることを祈念し、私のご挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

エーリン・フリーゲンリング（駐日アイスランド大使）

本日は開会の挨拶をさせて頂き、光栄に存じます。

学長のご挨拶に感銘を受けました。また、UN WOMEN と学生で一緒に取り組む姿勢にも感銘を受けております。

ご存じの通りアイスランドは世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数で10年連続トップですが、まだ取り組まなければならない課題があり、完全な平等とは言い切れません。悲しい問題ではありますが、女性に対しての暴力がまだまだあるというのが世界の現状です。

ジェンダーをベースとした女性への性暴力の定義とはなんでしょうか。定義は難しいですが、性暴力とは男性が性的言動、またはそれを想起させることを女性に対して行うとき、相手のパーソナルスペース、許容範囲を超えた場合が暴力であるといえます。

性暴力は女性だけでなく男性が被害に遭うことも稀にありますが、女性が被害に遭うことが多いため、女性への性暴力を主に取り上げたいと思います。

セクシャル・ハラスメントはデリケートな問題で、行為として明確なものは強姦ですが、言葉によるものあるいはデジタル上のものまで様々あり、定義づけが難しいものです。

今日ではだれでも被害者になり得ます。どこであっても、何歳でも性被害を受ける可能性があります。障害を持っていても、子供でも、関係なく起こりえるのです。家庭内、学校、職場などの仕事場、スポーツや趣味に興じている場でも起こります。

アイスランドではこの問題に対して10年の間、力強く取り組んでいます。とりわけ#MeToo が特に大きな影響をもたらしました。勇気をもって自身の経験を語った世界的に有名なアイスランド人の歌手もおります。

アイスランドでは、性暴力被害者に対するサポートを充実化させており、被害に遭われたらすぐに駆け込める施設があります。警察においても、性暴力被害者の受付場所、充実したシェルターも存在しています。

女性自身が性暴力に遭った時に、声をあげて伝えること、そして周囲が被害者の声を信じるが必要なのではと思います。勇気を振り絞った彼女たちの声を軽視しないでいただきたいと思います。

このことを何度も繰り返し、提言をしていきたいと思います

今現在アイスランドの首相は女性です。彼女自身、性暴力への反対や平等の重要性を訴えております。彼女自身が申しあげるには、男性がまず女性をリスペクトする精神を持たなければならない。それが重要なのです。男性自身が模索して、間違っていればどう変えていくかを考えていかななくてはならないのです。

このような貴重な機会を頂きありがとうございます。本日、皆様にとって実りのある時間になるよう願っております。

石川雅恵 (UN Women 日本事務所長)

今日お話ししたいことは3点です。

まず、今日は国連の女性への暴力撤廃デー (EVAW: End Violence Against Women) であることをご紹介します。1999年の国連総会で11月25日を女性への暴力撤廃デーとすることを決定しました。この日は、1960年にドミニカ共和国で独裁政権に反対し、民主化のために戦ったミラバル姉妹が殺害された日です。女性に対する暴力のない明るい未来をイメージするオレンジがテーマ・カラーです。国連では11月25日から12月10日の国際人権デーまでの16日間を16日間キャンペーンとして、様々な活動を行なっています。日本政府は11月12日から25日までの2週間でキャンペーンを行っていて、テーマカラーは紫ですね。

女性に対する暴力は女性に身体的・精神的苦痛を与える様々な形の暴力です。レイプ、DV、フェミサイド (女性を標的とした殺人)、FGM (女性性器切除)、児童強制婚、人身売買、強制売春、痴漢などを含みます。

世界中で3人に1人が身体的・精神的病力を受けています。UNODC (国連薬物犯罪事務所) の調査では、2017年に、世界中で女性の殺人被害者の58%以上が知り合いに殺されています。これは1日に137人の女性が近親者に殺されているということです。

2015年に27のアメリカの大学で調査をしたところ、23%の女子大生が性暴力を経験しています。

正確な数字はありませんが、世界で約15億人の未成年の女兒が性暴力を経験しています。

2016年の数字では、暴力被害の経済損失は約160兆円、ほぼカナダのGDPと同じです。世界のGDPの2%に相当する大きな損失となっています。

2番目に、今年のテーマであるレイプについてお話しします。国連では毎年16日間キャンペーンのテーマを定めていて、今年、そしてこの先2年はレイプに焦点を当てることになっています。レイプを許容するレイプ・カルチャーにも注目しています。

レイプとは同意のない性行為です。

今年はレイプに関し、3つの点に焦点を当てています。

一つは紛争時であっても平時であっても、家庭であっても道端であっても存在する女性に対する卑劣な暴力であるレイプを正当化する「レイプ・カルチャー」。同意の欠如である「嫌よ嫌よも好きのうち」という言い方も、それに当てはまります。二つ目は、世界的に3人に1人が様々な形態の暴力を、これはセクハラや痴漢も含みますが、受けていて、これは人権侵害だということです。三つ目は女性に対する暴力は「しょうがない」で片づけられないことです。法システムの整備・強化、身体的・精神的ダメージをケアするための中長期的なサービス提供、これは異なる部署やセクター間の連携も含みます、そしてジェンダーの偏った固定観念の是正が求められます。

レイプ・カルチャーとは、例えば、“Boys will be boys”とか、「男は狼」、のように男性がレイプすることはあたかもその性質であるという正当化のことで、暴力はカッコいいとか、女性蔑視の情報発信をしたりすること、女性を男性の性欲の対象として描く広告、映像、文章などにみられます。レイプという犯罪の行為を過小評価し、例えば「命があっただけでもありがたく思え」という発言も含まれます。そして、「なぜ抵抗しなかったのか」「そんな服装をしていては暴行されてあたりまえ」と被害者の責めるのもそうです。日本でもよく観察される状況です。

では、レイプを防ぐためになにができるでしょうか。これが今日の3つめのポイントです。それは「性的合意」の明確化です。合意に関しては以下の4つの点がポイントとなります。

第一に、肯定的な同意です。つまり、性行為に対して、言葉で合意したかどうかです。第二に、自由な意思における同意です。暴力や威圧的行為などによって強制的に与えられた同意は同意ではありません。第三に、同意できる能力です。同意できる能力や法的能力があることが必要です。第四に、すべての人は暴力抜きでセクシュアリティに権利を有することです。肯定的なセクシュアリティ、性生活、は熱心な同意といえます。自分のことのように楽しみ、誰かの喜びとなることを望んでいるかどうかポイントです。

合意を明確化していくためには、被害者の声を聴くことが大切です。性暴力を正当化する行為や発言に対して、男性も声をあげることが重要です。UN Women では HeForShe のためのアクションキットも作成しています。ぜひご活用ください。

伊藤公雄（京都大学名誉教授）

性暴力の問題は、被害者の多くは女性ですが、加害者の多くは男性です。性暴力は加害者がいなければ起こらない問題です。性暴力は女性の問題と考えられがちですが、明らかに加害者が多い男性の問題として捉え直す必要があると思います。

性暴力の背景にはジェンダーの問題があります。性暴力はマスキュリニティの問題だと思います。そこには、男性の女性に対する「支配」と「依存」の関係があります。「支配」関係の背後には、男性が女性に対して上でないと安定しないというジェンダー意識があります。男性は女性より上でなければいけないという思い込みです。これを「優越志向」と呼んでいます。男性は女性を「モノ」のように管理してコントロールしないと一人前ではないという意識もあります。「所有志向」と呼んでいます。男性は女性に対して意見を押し付けられるくらいでないと一人前ではないという「権力志向」もあります。

性暴力の原因は性欲だと考えがちです。でも、斎藤章佳さんの『男が痴漢になる理由』によると、痴漢の原因は性欲ではなくてむしろ支配欲だと分析しています。なぜかという、痴漢をした男性に聞いてみると、痴漢をしている時に性器は勃起してない。つまり性欲で痴漢をしているのではないということです。彼らが痴漢を通じて感じているのは、女性を支配したという征服欲だということなのです。

支配という問題と同時に、僕は性暴力には「依存」の問題もあると思っています。女性のサポートがないと安定できない生活を多くの男性は送っています。しかも性暴力によって自分の不安定さを救ってもら、癒してもら、そういう思いが男性のDVやレイプのなかにはある。すごい甘えだと思います。人間の一生をボロボロにしながら、自分を救ってもらいたいという、そういう非常にひどい甘えの問題もあるのではないかと思います。

以前ある男性作家が書いた女性像を分析した時に、聖女と娼婦と太母という3つのタイプしかないことに驚いたことがあります。つまり、下から憧れる聖女か、上から犯す娼婦か、ゴロにゃんと甘える太母かの3タイプです。常に上か下かの関係で、対等な女性像がないのです。多くの男性作家の作品にはそういう女性像がしばしば描かれています。

今求められているのは、先ほどのアイスランド大使のお話にもあったように、男性の意識と生活スタイルを変えていくことです。

また、性暴力をなくしていくためにも、男性被害者問題も考えなければいけない問題だろうと思います。

EUでは *caring masculinity* という言葉が出始めています。ケアする男性性です。これを日本に適用するにあたって「男性のケアの力」ととりあえず呼んでいます。男性たちの女性たちへの対応が支配と依存の構図で対等性がない。これは結局、男性にケアの力がないってことですよね。他者の存在とか生命、他者の人格とか思い、更には自分の身体に対しても多くの男性は十分な配慮ができない。多くの男性はしばしば他者や自己への配慮の力を失っているのではないかなと思います。こうした、他者・自己に配慮できない男性たちの感受性、感度をどうやって社会的に研ぎ澄ましていくかということが、今、問われているんじゃないかなと思っています。

世界中で *toxic masculinity* という言葉が広がり始めています。中毒性のある、害毒のある男性性という意味です。男は強くなければいけない、女を支配しなければいけない、とい

う過剰な思い込みがしばしば様々な性暴力に繋がっていきます。

こうした男性たちの歪んだ男性性の背後には、男性のかかえている問題もあると思っています。男性たちはいま社会の変化の中で戸惑い始めているのです。僕は「剥奪感の男性化」という概念を使っています。現在、社会の大きな変化のなかで、それについていけない男性たちがすごく不安定になっている。その不安定さが、ある種、過剰な暴力や過剰な支配欲に向かう傾向にあると考えています。

無差別殺人事件も、しばしば *toxic masculinity* という言葉で分析されています。男性たちを縛ってきた *toxic masculinity* を解きほぐしていく必要がある。男性を変える、男性が変わることが求められています。これがうまく進まない、やはり性暴力は無くなっていかないとします。

しかし、マジョリティである男性は自分たちが社会のルールだと思い込んでいるので、なかなか気づきのチャンスがない。どうやって気付いてもらえるかという運動の一つがホワイトリボン・キャンペーンです。

ホワイトリボン・キャンペーンは 1991 年に始まりました。きっかけになったのは今から 30 年前のモンリオール工科大学でのフェミサイド事件です。「フェミニスト皆殺し事件」と言われています。ある男性が、大学に入り込んで、女子学生だけを集めて次々と射殺したという凶悪な事件です。その時、彼は「お前らみんなフェミニストだ。おれはフェミニストが憎いんだ」と叫んでいたといわれます。理工系で学んでいるのはフェミニストだという思い込みがあったのでしょうか。14 人を殺して自分も死んでしまいました。まさに *toxic masculinity* の典型例だろうと思います。

この事件を契機にカナダの男性たちが始めたのが、ホワイトリボン・キャンペーンです。男性の側から暴力を振るわないようにしようという動きです。世界中で 50 カ国から 60 カ国くらいにホワイトリボンの団体があると言われています。私たちも 4 年前から日本でこの運動を始めました。一番盛んなオーストラリア人では、国民の 7 割くらいがホワイトリボンのキャンペーンとその意義を知っているということです。それくらい広まっている運動なのです。

岩波のブックレットもあるので、ぜひ読んでください。「暴力を振るわない」「暴力を見てみないふりをしない」「女性への暴力をなくすために活動をする」「女性たちの力になる」といったことがテーマです。こういう男性たちを増やしていくことがホワイトリボン・キャンペーンの運動の目的です。

キャンパス全体がジェンダー・センシティブになってないということも問題です。日本の大学はまだまだジェンダー・ブラインドになっている。キャンパス全体がジェンダーに対してセンシティブになるような環境を作っていかなければどうしようもないと思います。だから今日のような機会がすごく大切です。

気づきのチャンスを作っていないといけない。そのためにも学生団体が動くということはすごくいいことだと思っています。実は今「キャンパスをジェンダー平等に全国ネットワーク」みたいなものを、学生とOB・OGで作れないかと思っています。これと関係しますが、全国の大学のダイバーシティ担当部署がネットワーク作りの動きを始めています。全国140大学くらいのネットワークです（詳しくは「全国ダイバーシティネットワーク」のホームページを参照してください）。この全国会議で、学生の声を大学に突き付けようというセッションを準備しています。2020年5月27日に大阪で開催予定です。ここに、ぜひ学生の声を大学にぶつけていきたいと思います。学生の側も、全国的なネットワークを形成して、各大学での学内での学生の声を共有しつつ、キャンパスをジェンダー平等に向けて変えていくような動きを、皆さんとともに作っていただけたらいいな、と思っています。

出口真紀子（上智大学教授）

私は「立場の心理学：マジョリティの特権を考える」という授業の中で、自分ではなかなか気づきにくい様々な特権について教えています。

特権とは、ある社会集団に属していることで労なくして得ることができる優位性（権力も含む）と定義づけています。特権は英語では「privilege」ですが、大事なポイントは「労なくして得る」ことです。

たとえば、男性特権とは、たまたま男性として生まれたことで自動的に受ける優位性、恩恵を指します。男性は男性であるだけで下駄を履かせてもらっているところが社会の中で多々見受けられ、目的地に向かうときに自動ドアがスイスイと開いていく感じですね。阻むものがないのが、特権です。

性被害について男性側に理解してもらうには、男性がまず自分の特権に気づくことが第一ステップなのではないか、近道ではないかなと思っています。

マジョリティ性をより多く持った人ほど自分の特権に気づきません。なぜなら、特権があることが当たり前になってしまっているから、自分では見えないのです。下駄を履かせてもらっていることを意識していない男性にどのように特権に気付いてもらうかというのが、私にとってのテーマです。

授業では、日本人（民族・人種）特権や社会階級特権なども扱いますが、男性特権を取り上げるときが一番抵抗が強いと感じます。私が女性であるということに関係しているのかもしれませんが、「男性を攻撃しているように感じる」などの反応があり、かなり抵抗を感じます。

ここで紹介したいのは、男性として生まれ、50代になってから女性に移行したトランスジェンダー（MtF）の Paula Stone Williams という女性です。彼女は、女性になってみて初めて「男性であったときはものすごく多くの特権があったのだ」ということに気づくのです。TED TALK でこのように言っています。

「男性の皆さんへ。私は自分に特権があるなんて思ったこともありませんでした。でも、あったんです。皆さんにも特権があります。皆さんには何ができるでしょうか。私たち（女性）を信じてください。男女平等が叫ばれていますが、公平さは手に入れていません。今でも平らな土俵ではありません。この問題を解決する力になってください。自分が無知であることを知らなかったのです。」

[\(https://goodmenproject.com/featured-content/how-a-trans-woman-came-to-understand-white-male-privilege-lbkr/\)](https://goodmenproject.com/featured-content/how-a-trans-woman-came-to-understand-white-male-privilege-lbkr/)

私が授業の中で男性特権と言ったときに、「女性専用車両は女性特権ではないのか」というコメントが必ず出てきます。女性専用車両が女性特権ではないことを理解してもらうには、まず性被害についての正しい理解が必要だろうと感じ、授業では痴漢被害にあった上智の卒業生のかたにゲストスピーカーとして来てもらっています。そのときに効果的だったのが、『進撃の巨人』のたとえでした。彼女は講演の中で必ずこの話をします。

男性の方に、「人間と巨人が半分ずついる世界を想像してみてください。あなたは人間側にいます。満員電車で後ろに巨人が立っています。あなたの股間を手にとって握っています。あなたは声をあげるでしょうか。助けを求めるとでしょうか」という話をするのです。男性側はハッとして、恐怖を理解し、そして実は自分は巨人側の人間なのではないかと気づいてくれるんですね。

ここで一つ、ある男性の学生の感想を共有したいと思います。

「ゲストスピーカーの話にあった人間と巨人が半分ずついる世界のたとえは非常に衝撃を受けたし、女性の気持ちへの考え方が変わりました。小・中学生の小さい頃は男性である私も誘拐などの被害に遭わないように、知らない人と話さない、不必要に近づいたりしないと注意されたり、防犯ブザーを渡されたりしました。しかし、成長していき、高校二、三年のころには体格が成人男性とさほど変わらなくなりました。するともう、小・中学生のころと状況が異なります。先ほどのたとえで言えば、小・中学生のときには巨人と人間のうち、力の弱い半分の人間のほうにあったわけですけれども、高校生のころから私は力の強いほうの半分の巨人の立場に変わっていったことに、その話を聞いて初めて気が付きました。しかし女性は大人になってもこうやって変わることなく、自然と巨人の立場になれるのは男性の特権だと分かりました。さらに自分はそうなったことで、警戒される立場にあるんだということに気づきました。自分にそういうつもりがなくても、そう見られるんだということにも気づきました。」

男性にとって自分が警戒される側にいることには（自分の存在自体が体格の劣る女性に恐怖を感じさせ得ることには）なかなか気づきにくいので、このたとえが一つ有効だったということで紹介しました。男性が、自分に男性としての特権があるということに繋げて考えることが重要です。

特権というのは、「中立」とみなされやすいという特徴もあります。セクハラを例にとる

と、男性がセクハラに対して声をあげたほうが周りから信じてもらえる、聞く耳をもってもらえるという特権です。女性が声を上げると、最初からバイアスがあると思われてしまい、中立には見られない。ですから男性の方が声を上げるということは、聞いてもらえる上、好意的に受け止められる、という利点があるのです。

ちょうど2週間前に、ソフィアシンポジウムで「性暴力をなくすために男性ができること」というタイトルで、アメリカからクリストファー・キルマーティン先生を招聘しました。彼は心理学者で、男性学と性暴力の研究の第一人者です。

キルマーティン先生によると、大部分の男性は性差別やセクハラに対して心の中では実は不快に感じているというのです。ただし、ここが問題なのですが、男性は周りの男性の性差別意識を過大評価していることが調査で分かっています。

つまり、自分はセクハラの前説を言い合っている空間に居心地の悪さを感じていても、そう感じているのは自分だけ（少数派）ではないかと男性は思いがちなのです。実際はほとんどの男性（多数派）が嫌だと思っているのに、ついみんな無理に笑ったり、同調したりしているものだから、セクハラした側が本当は少数派なのに多数派だと思い込んでしまうという悪循環があります。こうした調査や研究について知ることによって、他の男性も自分と同じように居心地が悪いんだ、実は自分は多数派側にいるのだ、と自覚すると声を上げやすくなる。そして声を上げることで、他の男性も「確かにそうだな」と同調し、相乗効果を生むのではないかと指摘されました。

図5 性被害が起きる原因



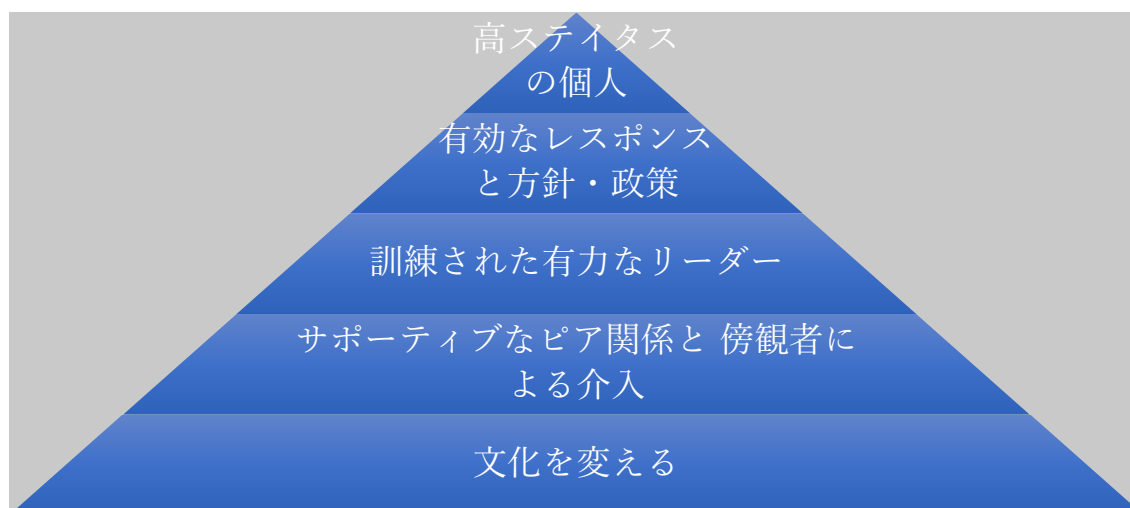
出典： Chris Kilmartin, Sophia Symposium keynote “Addressing Men in Sexual Assault and Harassment Prevention: Lessons Learned from U.S. Universities and U.S. Military.” 2019年11月8日

このピラミッドも状況がとても理解しやすいと感じました (図 5)。やはり、性暴力や性被害と聞くと加害者のみが悪いと思われがちですが、その加害者を支える仕組みというのが色々あります。直接的な加担者、「やれやれ！」と嘯し立てた人、その場にいたのに止めなかった人、あとは文化的規範の担い手、つまりオピニオンリーダーなどです。直接加害者を知らなくても、政治家や芸能人などが、性加害を軽視したり、なかったかのような発言をしたりすることもあります。

それにその下に性差別というイデオロギーが支えていて、さらにその下には不平等や権力の格差があります。このように、性暴力というのはやはり仕組みの中で支えられてのことであることが、このピラミッドからわかります。

次は「性被害が起きないための要因」というピラミッドもあります (図 6)。こうしてみると、これから出来ることが色々見えてくるのではないかと思います。いちばん上は高ステイタスな個人です。上智大学も学長が自らこういうサポートをしてくれているというトップダウンがあります。また、最後には、文化を変えるというのがあります。だから **Speak Up Sophia** がやっているような「性的同意を文化にしよう」というメッセージは本当に大切です。変えていくには、いろいろな角度から、下からも上からもやらなければいけないということがわかります。

図 6 性被害が起きないための要因



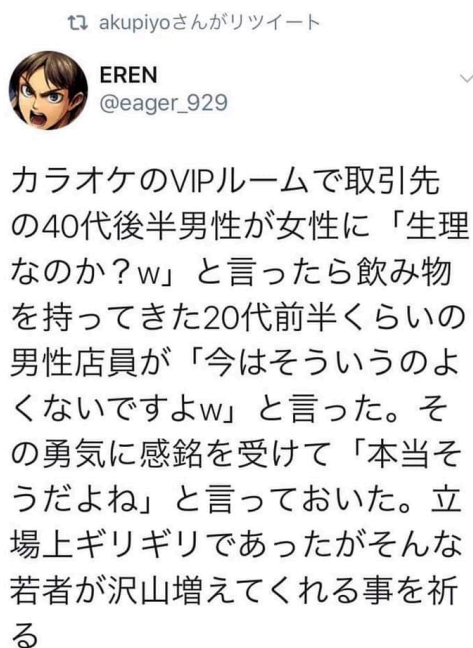
出典: Chris Kilmartin, Sophia Symposium keynote "Addressing Men in Sexual Assault and Harassment Prevention: Lessons Learned from U.S. Universities and U.S. Military." 2019年11月8日

また、ジェンダーの授業を増やすのも大切です。やはり学生が声をあげるのが良いと思うんですね。アメリカの大学でもマイノリティが、**Asian American Studies** の授業をもっと増やせと座り込みをしたりして大学が変わってきたんですね。だからぜひ、教員としても応援させていただきますけれども、ジェンダー規範を批判的に考えるための授業をもっと

提供する必要があると思います。

あと、男性のアライ（“Ally”：味方）としての例もあります。ツイッターに上がっていたのですが、カラオケのVIPルームで取引先の40代後半男性が女性に「生理なのか？」と言ったら、飲み物を持ってきた20代前半くらいの男性店員が「今はそういうの良くないですよ」と言ったそうです。その勇気に感銘を受けて、「本当そうだよ」と言っておいた。立場上ギリギリであったが、そんな若者がたくさん増えてくれることを祈る、とあります。（Twitter画像を貼りました、図7）

図7 アライの事例



若い人たちは「セクハラをもうやめましょう」と言ってくれています。期待を込めて、アライの例として出させていただきました。このように、女性だけでなく、男性のアライたちが一緒に声を上げてくれることでみんなにとって生きやすい社会にするのが理想です。

蔵内靖恵（上智大学4年）

録音での被害者証言は前もって内容を把握していましたが、あらためてショックを受けました。「大学に性暴力なんてあるの？」と学生からもよく聞きます。被害者は、性暴力、セカンドレイプに加え、「無かったことにされる」という形で何重もの被害を受けています。

両先生の指摘の通り、性暴力はマジョリティの問題としても捉えるべきだと思います。しかし今の上智では、権力が弱いはずの学生（中には被害当事者の学生たちもいる）ばかりが取り組みを担っています。理解ある教職員もちろんいますが、理解がない、または

傍観する大人たちもいます。私たちは性暴力とだけ闘いたいのに、彼らへの「教育と説得」まで担わされるのでしょうか。

厳しいようですが、大学側の取り組みは不足しています。私たちは以前より、①カウンセリングシステムの改善と充実、②性暴力についてのワークショップやガイダンスの義務化、③すすんで声を上げるのが困難な被害者のための実態調査、を提言してきました。しかし現状では、大学は「性暴力」の定義すら理解していないと思います。学生も教職員も、性のことを「けしからんこと」や「笑える下ネタ」としてだけ捉えるのは、いい加減やめてほしい。学生を守れないのなら何のための大学なのでしょうか。

志摩悠花（上智大学4年）

ある性暴力サバイバーの方から「私は何人もいる当事者の一人だから」と言われたことがすごく印象に残っています。今の一般社会で、被害当事者が見えなくなっている、いないことにされていることがとても悲しいです。

出口先生の「痴漢を進撃の巨人に例えると男性も理解してくれる」というのは面白いので、これから使いたいと思います。痴漢に限らず、マンスプレイニングや性差別的な態度など、男性が経験していないことはいくら説明してもらえなくても分かってもらえないことがあります。男性に説明しようとする時には、そういう壁があると感じています。

大学への要望は二つあります。一つ目は、セクハラに関するガイダンスを、アルハラと同じく義務化すること。二つ目は、ジェンダー学の授業をもっと大学で行ってほしいということです。セクハラ・ガイダンスが必要なのは、自分が痴漢されたときに、それが通報すべき犯罪だと気付けなかったのが悔しかったからです。何をされたら怒って良いのか、何をされたら犯罪なのかが分からないことは問題です。小中高で習っていないなら、せめて大学で、何が性犯罪に当たるのかを教えてほしい。

松田和也（上智大学4年）

証言を聞いて、これが上智大学で実際に起きたことだということが、何よりも衝撃でした。そして、カウンセラーからのセカンドレイプ等、被害者支援の環境が整っていないことも知りました。

むしろ男性としての「特権」を利用して、声をあげたり、声をあげる人をサポートしたりする必要があると思っています。また、自分がかつて野球部に所属していましたが、そこには、暴力への感受性の欠如や感情抑制の美化など、ゆがんだ男性性が蔓延していた気がします。

大学側による性暴力に関する実態調査の実施は重要です。被害を可視化することで人々の認識は変えられるし、大学側も危機感を持つはずですが、大学はわざわざ問題を表面化するようなことはしたくないとは思いますが、学長がビデオメッセージでも言っていたよう

に、学生が安心してキャンパスライフを送るためには必要なことだと思います。学生のために先進的な取り組みをしているのだと伝われば、むしろ大学の評判も上がるはずです。

池永肇恵（内閣府男女共同参画局長）

内閣府の男女共同参画局では、女性に対する暴力の根絶に向けて、具体的には、男女間の暴力ということで配偶者からの暴力（DV）、ストーカー、性犯罪・性暴力、買売春、セクハラなどの課題に取り組んでいます。今日お話を聞いて、改めて私たちがやるべきことは何だろうと考えています。

内閣府が平成29年度に実施した、「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の約3人に1人は配偶者から暴力を受けています。そのうち約7人に1人は何度も暴力を受けています。交際相手からの暴力は女性の約5人に1人、20代で約3人に1人が交際相手から暴力を受けている。本当に身近な問題ということです。被害を受けても、女性の3割強、男性の5割は相談していません。

ストーカー被害経験のある女性は20~40歳代で2割弱。加害者の大多数は知っている人。被害の深刻さ、恐怖はより深刻です。

また、女性の約13人に1人は無理矢理に性行為された経験があります。被害に遭った時期は20代で約5割。特に若い女性が被害に遭われたということになります。

では、その加害者は誰でしょうか？やはり、大多数は知っている人です。結婚している人だったら配偶者、交際している人であれば交際相手だったりします。そのために、被害者は声を上げにくい状態に置かれています。

そして被害に遭った方のうち、女性の約6割、男性の約4割はどこにも相談していません。その理由については、女性の半数は恥ずかしくて誰にも言えなかったと答えています。

学生さんのなかには、自分が受けている被害がDVだと気付かないこともあります。恋人からの連絡には即レスポンスしないといけない、付き合っているならいつも一緒にいることを強要されるなどは、実際に殴られなくても心理的なデートDVです。

それから、デートレイプ・ドラッグを入れられることもあることでしょうか。飲んだら眠くなって、そこで性行為されてしまうという被害が報告されています。お酒を飲みに行ったときは、薬を入れられる可能性もあるということで、気を付けてほしいと思います。

また、若い方に起こっていることとして、JKビジネスやアダルトビデオへの出演を強要される被害があります。モデルになれる、有名にしてあげるといわれたのに、実際は、全く話に聞いていないアダルトビデオに出演させられてしまうという被害もあります。こうしたケースでは、何も知らされないまま既に契約書にサインをしてしまっており、いざ撮影となると断れない状況に追い込まれてしまっています。

昨年は「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターで、セクハラに対して啓発活動を行いました。感度の鈍い普通のおじさんに向けて気付いてもらうということで、軽いノリ

に見えるかもしれませんが、自分はセクハラなんてしていないと思っている人に対して、「それはセクハラです」、「親しさを表す言動もセクハラに当たる」、「この程度ならいいだろうと勝手に思っはいけない」、「相手が文句を言わないのは自分が権力を持っているから」、「就活中にもセクハラが起こっている」、ことを訴えました。普通のおじさんに、自分の発言がセクハラになり得ることに気付かせることが大切です。

ご自身や友達が暴力に悩んでいる場合、内閣府のホームページの相談先を見てください(図8)。「女性、暴力」で調べるとページが出てきます。デートレイプ・ドラッグであればどこに相談したらいいのか。大学生の皆さんでしたらキャンパスの相談窓口が身近かもしれませんが、警察の性暴力相談窓口もありますし、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは各都道府県に一か所はあって、内閣府が支援をしています。ワンストップということで、性被害に遭った方は精神、身体面での医療的なケアを受けられます。そこに行けば必要な支援につなげてもらえます。

デートDVに関してもDV相談ナビに電話できます。AV出演強要問題、JKビジネスでしたら内閣府のホームページに載っている相談先に電話できます。






若い皆さんに対しては相談窓口、公的な相談窓口の敷居が高いと思われま。そこで、今日皆さんにカードを配ったのですが、試行的にSNS相談を実施することにしました。10代~20代の女性を中心に、15日間SNSの相談を実施します。

先ほど石川さんがオレンジと言っておられましたが、日本では女性に対する暴力に関する啓発をパープルリボンで行っています。児童虐待も、母親が父親からDVを受けていて事態が悪化することがあります。そこで、今私がつけているバッジですが、ダブルリボンバッジということで、児童虐待対応のシンボルカラーであるオレンジとDV対応のシンボルカラーのパープルを併せて、一緒に考えていこうとしています。

最後に、女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日~25日)中に、全国のランドマークをパープルにライトアップしていることをお伝えします。

今日のシンポジウムでは、今後男女共同参画局において、どのような取組を進めるべきか学ばせていただきました。ありがとうございました。

図8 性暴力の主な相談先

主な相談先	
	<p>デートレイプドラッグ</p> <p>警察：性犯罪被害相談電話共通番号 最寄りの都道府県の性犯罪被害相談電話窓口につながります。 状況に応じて、医療機関の紹介を受けたり、医療費の公費負担などの制度利用を出来たりする場合があります。</p> <p>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 性犯罪・性暴力に関する相談窓口で、各都道府県に1か所設置されています。 被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供します。 →各都道府県の相談先は、内閣府のHPをご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">  #8103 <small>ハートさん</small> </p>
	<p>デートDV</p> <p>DV相談ナビ 0570-0-55210 <small>ここにでんわ</small> 配偶者・恋人などからの暴力の相談について、最寄りの専門の相談窓口につながります。</p>
	<p>AV出演強要</p> <p>警察：相談専用窓口 #9110 最寄りの都道府県の警察本部等の総合窓口へ直接つながります。</p> <p>日本司法支援センター（法テラス）： 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介します。</p>
	<p>JKビジネス</p> 

三浦まり（みうら まり）上智大学

報告 ソフィア哲学カフェ

堀越耀介

はじめに

本報告では、上智大学グローバル・コンサーン研究所における「ソフィア哲学カフェ」についてレポートする。そのため、まずはソフィア哲学カフェという企画の経緯や歴史、また「哲学カフェ」というムーブメントについてまとめ、最後に、2019年度に堀越が担当したソフィア哲学カフェの内容について簡単にレポートしたい。

1. ソフィア哲学カフェ

上智大学グローバル・コンサーン研究所（以下 IGC と略記）の企画として「ソフィア哲学カフェ」が始められたのは、2014年。「哲学カフェ」とよばれるムーブメントを、2000年代から本邦で先駆ける実践してきた寺田俊郎所員が、IGCの理念や社会正義にまつわるテーマを設定し、進行役を務めてきた。これまで、自由、幸福、命、他者理解、差別といったテーマについて対話し、年に2～3回の頻度で、主に研究所内スペースにて開催してきた。

また、IGCの他企画である「平和と正義」を考えるブックフェア開催時（2015年）には「人権」をテーマに、「連帯経済」にかんするブックフェア開催時（2017年）には、「よく生きること」をテーマに哲学カフェを開催するなど、他企画との連携も積極的に行ってきた。一概には言えないが、年々参加者は増加の一途をたどっており、2017年のある回には30人を超える参加者が集まったこともあり、翌年からは予約制を導入する運びとなった。

近年では、類似企画として「シネマ哲学カフェ」という試みも始められた。前半部では映画上映会を行い、後半部で上映した映画にもとづいた哲学対話を行うのが、シネマ哲学カフェの趣旨となっている。

2017年には、ろう者の方々によって作られた音楽の世界にいざなう無音映画『LISTEN』を上映し、シネマ哲学カフェを開催した。「はたして音楽とはいったい何であるか」を考えずにはいられない、大変貴重な経験となったと、多くの参加者の方から感想をいただいた。当日は、映画製作者を招いてのトークセッション、ろう者の方を含めた手話通訳付きの哲学対話、一切話さずに言いたいことを紙に書いて進行する「対話」など、まったく新しいタイプの哲学対話も試みられた。

2018年には、映画『ある精肉店の話』をもとにしたシネマ哲学カフェを開催し、食、差別、動物の命といった極めてラディカルな話題にも切り込んだ。視覚的には、少々刺激の強いシーンなどもあったものの、大変多くの方々に来場していただき、シネマ哲学カフェ

の企画の潜在性と有効性にあらためて気づくきっかけとなった。

2019年は、当該年度に寺田所員がサヴァティカルということもあり、それまで研究所リサーチ・アシスタントを務めた堀越が、IGC 客員所員として哲学カフェの進行役を務めている。本年度は、平和、自己責任、平等という3つのテーマをめぐり、哲学対話を行った。

2. 哲学カフェ

そもそも哲学カフェは、20世紀末にフランスで、マルク・ソーテという哲学者のもと偶発的に始まったとされる。「哲学」と言えば、しばしば、哲学書を片手に書齋にこもるような人をイメージしがちだが、哲学カフェはといえば、コーヒーを片手に喫茶店で哲学談議にいそしむという少々風変わりな活動でもある。

元々の哲学カフェでは、参加者同士が名乗らずに集まって話し合い、終わり次第ただ解散するというのが常だったという。これは、肩書や所属、名前によって人物が特定・規定されることにより、アンバランスな権威関係が発生したり、特定の参加者が発言しにくくなるといった事態を防ぐ効果を持つ。また、寺田所員によれば、匿名で開催される哲学カフェは、特定の文脈やパーソナリティを介さずとも共通の問題について語り合えるという、「市民であること」の訓練の場でもある。こうした理由や経緯を踏襲し、IGCでの哲学カフェも基本的にはこのスタイルで開催されている。

他方で、哲学カフェには、必ずしも特定のスタイルや方法論があるわけでもない。進行役によって実に様々な形があるし、あってよい。とはいえ、はじめに問いを設定し、それについて進行役のファシリテーションのもとに対話を行うというのが、その核となる場合が多い。こうした対話を行うにあたり、シネマ哲学カフェのように映画を出発点にしたり、本を読むこと、芸術作品を鑑賞することをきっかけとして行われたりすることもしばしばだ。

進行役によって、進行上の方針や約束事が設定されることもある。私が本年度IGCで哲学カフェを行った際には、おおむね次のようなことを意識してもらえるよう参加者に事前に伝えた。以下にその概略を提示しておきたい。

- ・哲学カフェでは、普段は話しにくいようなことでも、遠慮なく自由に発言していい。
- ・ただし、人を中傷するようなことは言わないよう心がける。
- ・とはいえ、人を中傷することと、理由を挙げて反論することは異なる。
- ・話すことよりも、聴くことに注意を払い、他者の発言に応答しようとする。
- ・問いに答えることよりも、問いを重ねていくこと。
- ・哲学カフェは、単なる情報・意見交換会ではなく、探究の場であるということ。
- ・他人から聞いたこと、本で読んだこと、ネットの情報ではなく、自分の経験から話すこと。

・ディベートではないので、意見が変わること、意見が間違っていたとわかることは、むしろ望ましいということ。

3. 今年度のソフィア哲学カフェ

さいごに、今年度に行われたソフィア哲学カフェの内容を簡単に紹介して、本報告を締めくくりたい。今年度は、5月16日「平等」、7月4日「自己責任」、8月21日「平和」、の三回（いずれも17:30~19:00）にわたり、IGC所内スペースにて開催した。どのテーマも、IGCの設立理念や社会正義にかかわるテーマを、進行役である堀越が事前に設定し、参加者を募る形で開催された。

はじめに申し上げておかなければならないのは、参加者への心理的な配慮や進行役の負担という観点から、基本的に録音や記録を取らない形でソフィア哲学カフェは行われているという点である。従って以下の報告は、決して各回の対話の概略でもなければ、議論の筋をおったものでもなく、あくまで進行役の記憶と印象に残った範囲でのレポートであるということ、あらかじめお断りしておきたい。

さて、「平等」をテーマにした第1回ソフィア哲学カフェでは、「平等」と似たようなニュアンスで使われる「公平」や「公正」という言葉について検討するところから始められた。これらの言葉がもつ意味にかんして各参加者が持つ印象は大変多様であった一方で、「何についての」平等が問題とされるのか、もっといえば、「平等でなければならないこと」を同定することが重要であることが確認された。

この点について、必ずしも特定の基準が明確になったわけではなかったものの、体の大きな人と小さな子ども、目の見えない人と目の見える人といった、諸個人の差異を無視して平等を志向する政策を採用するのは誤りであるとか、平等であるべきことと、そうであるとむしろ問題である場合とがある、といった意見が比較的よく支持されていたことが印象的な会であった。

次に、第2回のソフィア哲学カフェでは、昨今よく聞かれる印象のある「自己責任」をテーマに哲学対話を行った。まず、自己責任という言葉が使われる具体的な場面について、簡単に何例か出してもらうことから始めた。「危ないといわれている地域に自ら入ったら、それは自己責任だ」、「想定された使用法を超えて製品を使うのであれば、それは自己責任だ」といった文脈で使われるという例などがあげられた。

しかし、こうしたことを表現するのに、なぜ単に「責任」という言葉では不十分なのだろうか、という指摘があったのは印象的だった。そもそも責任というものが原則的に個人に帰せられるものであることは、この語の日常的な使用法からでも十分に読み取ることができるからだ。

これに対して「自己責任」という言葉は、「特定の選択の結果に対して何らかの応答を行う責務」という本来の意味を失っているのではないか、という意見が出されたのは興味深

い。というのも、自己責任という言葉が使われる際、少なくない場合で、人と異なることを行うことや常識から外れることに対する非難・侮蔑の意味が含まれているからだ。すなわち、ある意味で、この言葉は同調圧力を表現するために使われるのではないか、ということである。

また、自己責任という言葉は、本来は個人の責任の範囲外にあるようなこと、つまり、個人の選択の結果であるとは言い切れないことまでも、個人に押し付けることを正当化するための言葉なのではないかという意見も見られた。全面的にとはいえないまでも、社会や他者が少なくともその部分を引き受けるべきであるような行為や状態を、個人に負わせるための「呪文」として、使用されることがあるという意見も印象に残った。

さて、第3回のソフィア哲学カフェでは、「平和」をテーマにした。単に終戦記念日のある8月に開催する哲学カフェだからということも、確かにこのテーマを選んだ理由だった。しかし決定的だったのは、以前とある哲学カフェで、「学校で行われる平和教育が、しばしば『とにかく戦争は恐ろしいもの』というイメージや圧倒的な経験談にもとづいていることがあり、それについてよく考えたり意見をもったりするよりも、しばしば閉口するしかないと感じる」という意見から「平和」についての哲学対話が行われたことが、このソフィア哲学カフェを企画する大きな動機となった。

まず、対話を始めるにあたって、「平和」という言葉が持つ意味があまりにも漠然としている、という意見が参加者間で共有された。「社会が安定した状態」、「自分の身体が脅かされるような危険のないこと」、「コンフリクトのない状態」、など様々な意味が見いだされた。このうち、「コンフリクト（争い、衝突）のないこと」という状態をひとまず平和の条件としてみることにした。

しかしながら、(武力衝突や生命の危険にはかかわらない日常的な)争いや衝突がまったくなくなるのがよいかというと、おそらくそうでもないという意見も見られた。なぜなら、こうしたコンフリクトを抑圧することによって、むしろ不満や怨恨が忍耐のうちに蓄積され、いつか暴発するということになりかねないからである。この意味で、少なくとも、単に平和が大事と言うだけで「事なかれ主義」に陥ってしまうことは、むしろ平和を導くことにならないという観点は、大変示唆的であった。

おわりに

哲学カフェは、必ずしも具体的な問題の解決策や全員一致の結論を出すことを目的としているわけではない。今年度いずれのソフィア哲学カフェにおいても、こうした「落としどころ」にたどり着いたことは一度もなかった。もちろん、IGCでの哲学カフェは、広く社会正義にかんするテーマを扱うことが多く、その意味では抽象的な哲学的問いよりも、比較的具体的な話題にも切り込んでいく。とはいえ、安易に伝聞や検討しきれない経験的・数量的研究結果を持ち込むのではなく、私たち自身の経験から、私たちの言葉で、問題の

所在をつかむこと、問いを更新していくことを目指すことが、哲学カフェの趣旨といえるのではないだろうか。他の IGC 企画に比べれば小規模なソフィア哲学カフェだが、今後も上智大学の片隅で、細々とでも続けていければ幸いである。

堀越耀介（ほりこし ようすけ）（東京大学）

上智大学グローバル・コンサーン研究所活動報告 (2019年度)

1. 組織

所長	稲葉 奈々子	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
副所長	下川 雅嗣	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
所員	阿部 るり	文学部 新聞学科 准教授
	ホアン・アイダル	神学部 神学科 教授
	長谷川 ニナ	外国語学部 イスパニア語学科 教授
	幡谷 則子	外国語学部 イスパニア語学科 教授
	三浦 まり	法学部 地球環境法学科 教授
	中野 晃一	国際教養学部 国際教養学科 教授
	澤田 稔	総合人間科学部 教授
	田村 梨花	外国語学部 ポルトガル語学科 教授
	田中 雅子	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
	寺田 俊郎	文学部 哲学科 教授
	吉川 恵美子	外国語学部 イスパニア語学科 教授
	丸山 英樹	総合グローバル学部 総合グローバル学科 教授
	出口 真紀子	外国語学部 英語学科 教授
準所員		
	浜田 江里子	千葉大学 法政経学部 特任研究員
客員所員		
	辰巳 頼子	清泉女子大学 文学部地球市民学科 准教授
	中野 佳裕	早稲田大学 地域・地域間研究機構 次席研究員／研究院講師
	ルセンコ レイナ マリーナ	フロリダ国際大学
	ハン キョンエ	The London School of Economics and Political Science
	バーケット 朋生	コロンビア大学
	ワグナー ルイーズ クレア	パリ第10大学博士課程
	田中 治彦	上智大学 非常勤講師
	上條 直美	認定NPO法人 開発教育協会 代表理事
	堀越 耀介	東京大学大学院教育学研究科 博士後期課程
名誉所員		
	保岡 孝顕	教皇庁 正義と平和評議会 顧問
RA	菊地 了	哲学研究科 博士後期課程

2. 活動

※肩書等、当時のまま

『労働と民主主義』«*Quel statut du travailleur pour démocratiser la production?*»

シンポジウム「労働と民主主義」

講師：ベルナール・フリオ

コメンテーター：小倉利丸

日時：2019年5月9日（木）18:00-20:00

場所：上智大学四谷キャンパス中央図書館9階 L911

+

ドキュメンタリー・フィルム上映「*La Sociale* 民衆史からみるフランスの社会保障」

コメンテーター：ベルナール・フリオ

日時：2019年5月10日（金）18:00-20:00

場所：上智大学四谷キャンパス中央図書館9階 L911

ソフィア哲学カフェ「平等」

日時：2019年5月16日（木）17:30-19:00

進行：堀越耀介（グローバル・コンサーン研究所客員所員）

場所：グローバル・コンサーン研究所

「中東アーティストが切り取るリアリティ——衣食住」

写真展「中東アーティストが切り取るリアリティ——衣食住」

写真家：シェブ・モハ

構成：Resala（現王園セヴィン・溝江由梨）

日時：6月3日（月）～6月23日（日）

場所：上智大学四谷キャンパス中央図書館1F展示スペース

協力：Resala、seeME

+

講演「アートでみる中東」

講師：現王園セヴィン

日時：6月12日（水）17:20-19:00

場所：上智大学四谷キャンパス紀尾井ビルB104

協力：Resala、seeME

「セクハラ・性暴力のないキャンパスへ 学生からの提言」

登壇者：横井桃子/蔵内靖恵（上智大学 Speak UP Sophia）

山本和奈（国際基督教大学 Voice Up Japan）

パリ・ウマリ (一橋大学大学院 Voice Up Japan)
野島久嗣/戸谷知尋 (東京大学 Tottoko Gender Movement)
市川杏/中根未菜美(ビリーブキャンペーン@創価大学)
谷虹陽 (慶応義塾大学)
春藤優/ホン・ジウ (早稲田大学 shabel)

ゲスト：竹下郁子 (Business Insider Japan 記者)

モデレーター：林香里 (東京大学教授)

三浦まり (上智大学教授)

日時：2019年6月20日(木) 18:30-20:30

場所：上智大学四谷キャンパス6号館(ソフィア・タワー)401号室

JANTIP 共催セミナー

「人身売買は『自己責任』なのか? ~外国人労働者・留学生、AV出演強要、企業の取り組み」

登壇者：鳥井一平 (JNATIP 共同代表/移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事)

岡恵 (ぱっぷす~ポルノ被害と性暴力を考える会相談員)

杉本茂 (ANA ホールディングス株式会社 CSR 推進部マネージャー)

日時：2019年7月9日(火) 18:30-20:30

場所：上智大学四谷キャンパス7号館14階特別会議室

共催：人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)

ソフィア哲学カフェ「自己責任」

進行：堀越耀介 (グローバル・コンサーン研究所客員所員)

日時：2019年7月4日(木) 17:30-19:00

場所：グローバル・コンサーン研究所

JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業実社会対応プログラム」共催

シンポジウム「外国につながる子どもたちの進路保障—小中学校の支援を経て高校、大学へ」

挨拶：浮島とも子文部科学副大臣

報告・パネルディスカッション：三好圭 (文部科学省)

森山玲子 (大阪府立長吉高校)

鍛冶致 (大阪成蹊大学)

樋口直人 (徳島大学)

ファシリテーター：金光敏 ((特活) コリア NGO センター)

日時：2019年7月5日(金) 18:00-20:00

場所：上智大学四谷キャンパス6号館410教室

共催：JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業実社会対応プログラム」

ソフィア哲学カフェ「平和」

進行：堀越耀介（グローバル・コンサーン研究所客員所員）

日時：2019年8月21日（木）17:30-19:00

場所：グローバル・コンサーン研究所

NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク+移住者の権利キャンペーン2020「ここにいる koko ni iru」賛同企画

シンポジウム「学ぶ✕働く移民女性たち」／ブックフェア+写真展「^{ここにいる}koko ni iru. 日本の移民」
シンポジウム「学ぶ✕働く移民女性たち」

パネリスト：戎香里菜（フィリピン出身）

高山ユキ（ベトナム出身）

山崎パチャラー（タイ出身）

日時：2019年11月16日（土）14:00-18:00

場所：上智大学四谷キャンパス中央図書館 L-911

+

ブックフェア+写真展「^{ここにいる}koko ni iru. 日本の移民」

日時：11月11日～12月16日

場所：上智大学四谷キャンパス中央図書館 1F 展示スペース

特別公開講演会

「コロンビア辺境にみる和平合意後の新展開——エクアドルとの国境地域
トゥマコの現状から」

講演者：ドラ・バルガス（la Red Defendamos la Paz（和平擁護ネットワーク））

日時：2019年11月12日（火）18:00-20:00

場所：上智大学四谷キャンパス 6号館 3階 6-302 教室

主催：上智大学外国語学部イスパニア語学科

共催：グローバル・コンサーン研究所

女性に対する暴力撲滅の国際デー記念シンポジウム

「性加害を生まないためにできること～声をあげ、耳を傾ける～」

ゲスト・登壇者：曄道佳明（上智大学学長）

エーリン・フリーゲンリング（駐日アイスランド大使）

石川雅恵（UN Women 日本事務所所長）

伊藤公雄（京都大学名誉教授、ホワイトリボン・キャンペーン共同代表）

出口真紀子（上智大学外国語学部教授）

池永肇恵（内閣府男女共同参画局長）

上智大学の学生

三浦まり (上智大学法学部教授)

稲葉奈々子 (上智大学グローバル・コンサーン研究所所長)

司会：横井桃子 (上智大学総合グローバル学部4年)

協力：UN Women、Speak Up Sophia

日時：2019年11月25日(月) 18:00~20:00

場所：上智大学6号館401教室

ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーン「声をあげよう！私たちのエンパワメント」

The Clothesline in Tokyo

日時：2019年11月25日(月)～12月10日(火)

場所：上智大学四谷キャンパス中央図書館1階展示スペース

協力：モニカ・メイヤー

Our Clothesline with Mónica Mayer

明日少女隊

在日メキシコ大使館

+

Empowerment March

日時：2019年12月6日(金)

場所：上智大学四谷キャンパスメインストリート

協力：明日少女隊

国際基督教大学社会科学研究所共催

第39回国際シンポジウム「移民二世の時代——不平等の克服に向けて」

メインイベント「移民二世の時代——不平等の克服に向けて」

基調講演：シンシア・フェリシアーノ (ワシントン大学セントルイス校)

マチュー・イシュー (フランス国立人口研究所)

報告：樋口直人 (徳島大学)

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス (桃山学院教育大学)

小波津ホセ (宇都宮大学大学院博士課程)

ラファエラ・ヨシイ・オリバレス (東京大学大学院博士課程)

司会：稲葉奈々子 (上智大学)

日時：2019年12月14日(土) 10:30-17:00

場所：上智大学四ツ谷キャンパス2号館1702教室

共催：国際基督教大学社会科学研究所

協力：NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク

+

イベント・ワークショップ「社会関係資本と移民二世の学業達成」

報告：マチュー・イシュー (INED フランス国立人口研究所)

長木ロベルト

稲葉奈々子 (上智大学)

司会：稲葉奈々子

日時：12月13日 (金) 16:00-19:00

場所：上智大学四谷キャンパス2号館1702教室

+

アフターイベント・ワークショップ「移民二世とジェンダー」

報告：シンシア・フェリシアーノ (ワシントン大学セントルイス校)

山野上麻衣 (一橋大学大学院博士課程)

原めぐみ (和歌山工業高等専門学校)

司会：高谷幸 (大阪大学)

日時：12月15日 (日) 15:00-18:00

場所：上智大学四谷キャンパス2号館1702教室

3. 全学共通科目「グローバル・コンサーンと平和の促進」

2019年度秋学期開講 (金曜日2限)

第二次世界大戦後70年以上経った現在でも、紛争や暴力は一向になくならず、格差はますます広がり、人権侵害や環境破壊といった問題が山積している。平和の実現には、身体に危害が及ぶ暴力だけでなく、貧困など人びとが尊厳を守られない状態、すなわち「構造的暴力」のない世界を目指す必要がある。この講義は、思想、構造、政治、人権といった角度から、暴力のない状態を創り出すための国境を越えた取り組みや、連帯の意義について考える。定員150名。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1. 導入およびグローバル・コンサーン研究所紹介 | ホアン・アイダル (神学部) |
| 2. 現代思想と平和 | ホアン・アイダル (神学部) |
| 3. カトリック思想と平和 | 小山英之 (神学部) |
| 4. 環境と和解 | 吉川まみ (神学部) |
| 5. 国境を越える社会運動 | 稲葉奈々子 (総合グローバル学部) |
| 6. 開発と人権：コロンビアのケース | 幡谷則子 (外国語学部イスパニア語学科) |
| 7. 軍事主義とジェンダー：
日本軍「慰安婦」問題を学ぶ意味 | 田中雅子 (総合グローバル学部) |
| 8. 日本の公教育における
グローバル化とナショナリズム | 澤田稔 (総合人間科学部) |
| 9. 教育の多様性 | 丸山英樹 (総合グローバル学部) |
| 10. トルコにおける「民主化」とクルド問題 | 阿部るり (文学部新聞学科) |

11. グローバル化と自由民主主義の危機 中野晃一 (国際教養学部国際教養学科)

12. ケアと政治 三浦 まり (法学部地球環境法学科)

13. I. 「平和の促進」に関する書籍のビブリオバトル

教皇フランシスコ来日のテーマ「すべてのいのちを守るため~PROTECT ALL LIFE」に関連する書籍を各自選んで、小グループで「チャンプ本」を選び、「平和の促進」に関する自分の考えや行動したことと絡めて討議

ホアン・アイダル、田中雅子

14. II. 同 各グループの代表者による全体発表と振り返り

ホアン・アイダル、田中雅子

『グローバル・コンサーン』第2号

ISSN 2434-5814

2020年5月21日発行(年1回)

編集代表者 稲葉奈々子

発行所 上智大学グローバル・コンサーン研究所

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

電話 03(3238)3023

表紙デザイン：小田マサノリ